

常総市

人権に関する意識調査報告書

平成28年3月

常 総 市

目 次

第1章 意識調査の概要

1 調査の目的	2
2 調査の対象及び回収状況	2
3 調査の方法及び実施時期	2
4 調査結果の分析及び表示について	2

第2章 意識調査結果

人権に関する市民意識調査

1 属性	6
2 人権問題について	10
3 分野ごとの人権問題について	
・ 女性の人権問題	22
・ 子どもの人権問題	26
・ 高齢者の人権問題	30
・ 障がいのある人の人権問題	34
・ 同和問題にかかわる人権問題	38
・ 外国人の人権問題	46
・ エイズウイルス(H I V)感染者やハンセン病患者等の人権問題	50
・ 刑を終えて出所した人の人権問題	54
・ 犯罪被害者とその家族の人権問題	58
・ インターネット上の人権問題	62
4 人権施策について	66
5 自由記述	74

人権に関する企業の意識調査

1 属性	80
2 誰もが働きやすい環境づくりについて	82
3 人権全般について	108
4 自由記述	112

付属資料（調査票）

人権に関する市民意識調査	117
人権に関する企業の意識調査	135

第1章 意識調査の概要

1 調査の目的

市民の皆様の人権に関する意識や市内企業における取組み等を把握し、「常総市人権施策推進基本計画」を策定するための基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

2 調査の対象及び回収状況

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
16歳以上の市民	1,500人	478件	31.9%
市内企業	500事業所	192件	38.4%

3 調査の方法及び実施時期

- ・市民：市内にお住まいの16歳以上の方から、10歳ごとに約200人を無作為に抽出し、郵送により配付した調査票に回答いただき、調査票に同封した返信用封筒により回収
- ・企業：市内に事業所のある企業から無作為に500事業所を抽出し、郵送により配付した調査票に回答いただき、調査票に同封した返信用封筒により回収
- ・実施時期：平成27年7月1日～平成27年7月31日

4 調査結果の分析及び表示について

- ・報告書中の文章やグラフにおいて、設問や選択肢の語句が長い場合、一部を省略して記載している場合があります。
- ・調査結果の比率は、その設問の回答者数を母数（nとして表記）として、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。このため、比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100%とならない場合があります。
- ・複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての回答者の数を基数として比率を算出しています。このため、回答比率の合計が100%を超えています。

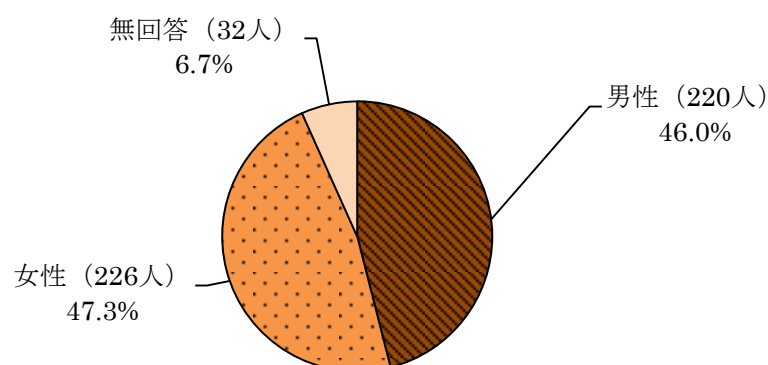
第2章 意識調査結果

人権に関する市民意識調査

1. 属性

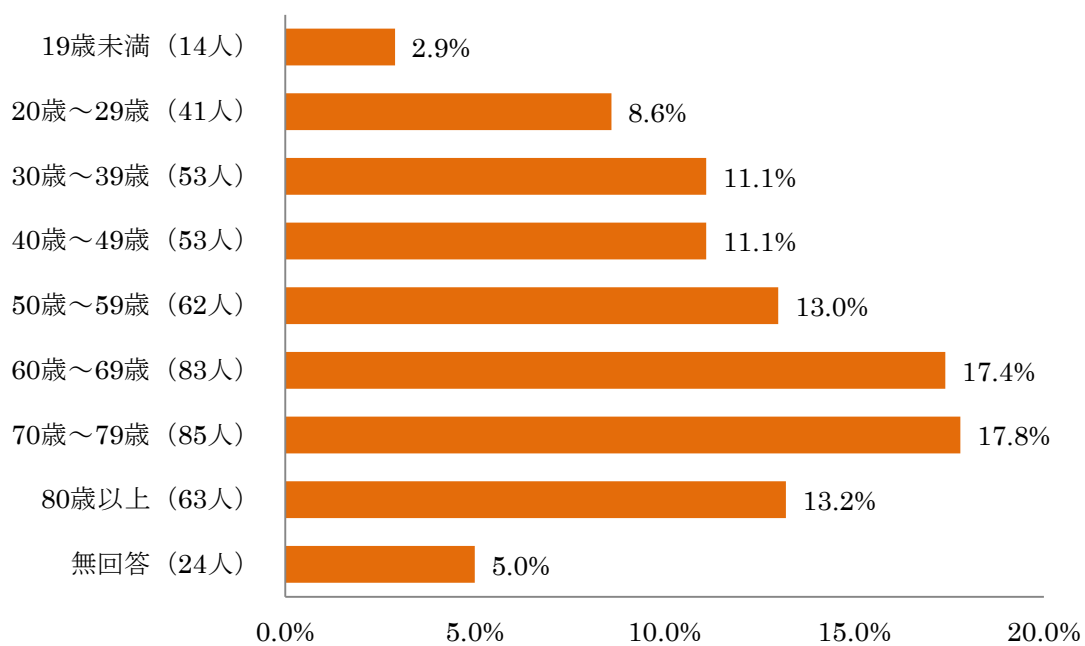
(1) 性別

n = 478人



(2) 年齢【平成27年6月1日現在】

n = 478人



調査回答者の性別は「男性」が46.0%、「女性」が47.3%であり、女性の方が1.3ポイント上回っています。

調査回答者の年齢は、全体では「70～79歳」が17.8%であり最も高く、次いで「60歳～69歳」(17.4%)、「80歳以上」(13.2%)の順となっています。

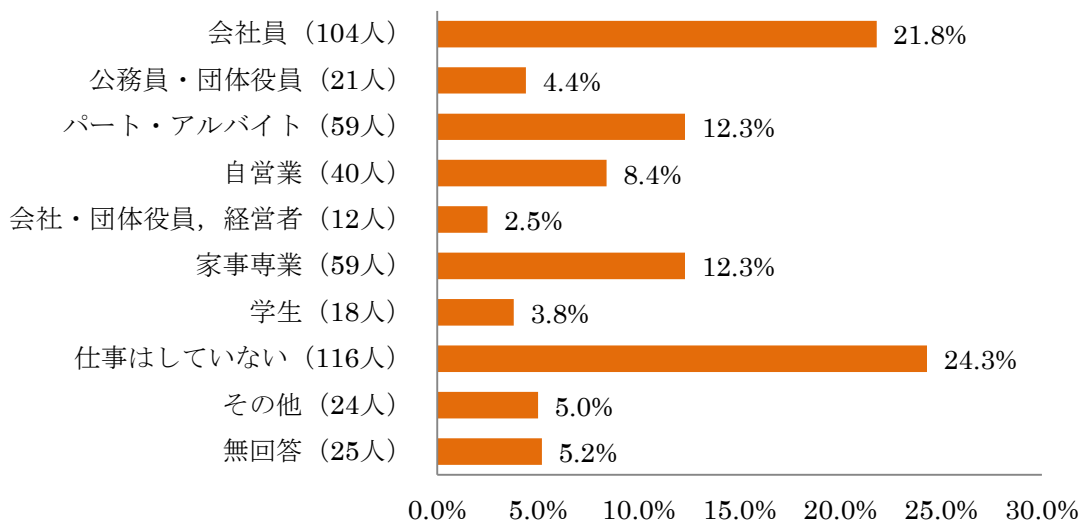
性別ごとに年齢

	男性		女性		無回答	
回答者数 (478人)	220人		226人		32人	
19歳未満 (14人)	5人	2.3%	9人	4.0%	0人	0.0%
20歳～29歳 (41人)	16人	7.3%	25人	11.1%	0人	0.0%
30歳～39歳 (53人)	24人	10.9%	29人	12.8%	0人	0.0%
40歳～49歳 (53人)	22人	10.0%	29人	12.8%	2人	6.3%
50歳～59歳 (62人)	30人	13.6%	31人	13.7%	1人	3.1%
60歳～69歳 (83人)	52人	23.6%	30人	13.3%	1人	3.1%
70歳～79歳 (85人)	38人	17.3%	45人	19.9%	2人	6.3%
80歳以上 (63人)	32人	14.5%	27人	11.9%	4人	12.5%
無回答 (24人)	1人	0.5%	1人	0.4%	22人	68.8%

性別ごとの回答者の年齢をみると、男性では「60歳～69歳」の割合が最も高く、女性では「70歳～79歳」の割合が最も高くなっています。

(3) 職業

n = 478人



調査回答者の職業は、全体では「会社員」が21.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」と「家事専業」が同数で12.3%となっています。また、「仕事はしていない」と回答した方が24.3%占めています。

性別ごとの職業

職業	男性		女性		無回答	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
回答者数 (478人)	220人		226人		32人	
会社員	60人	27.3%	41人	18.1%	3人	9.4%
公務員・団体職員	12人	5.5%	9人	4.0%	0人	0.0%
パート・アルバイト	14人	6.4%	44人	19.5%	1人	3.1%
自営業	31人	14.1%	9人	4.0%	0人	0.0%
会社・団体役員, 経営者	11人	5.0%	1人	0.4%	0人	0.0%
家事専業	7人	3.2%	52人	23.0%	0人	0.0%
学生	5人	2.3%	13人	5.8%	0人	0.0%
仕事はしていない	67人	30.5%	44人	19.5%	5人	15.6%
その他	12人	5.5%	12人	5.3%	0人	0.0%
無回答	1人	0.5%	1人	0.4%	23人	71.9%

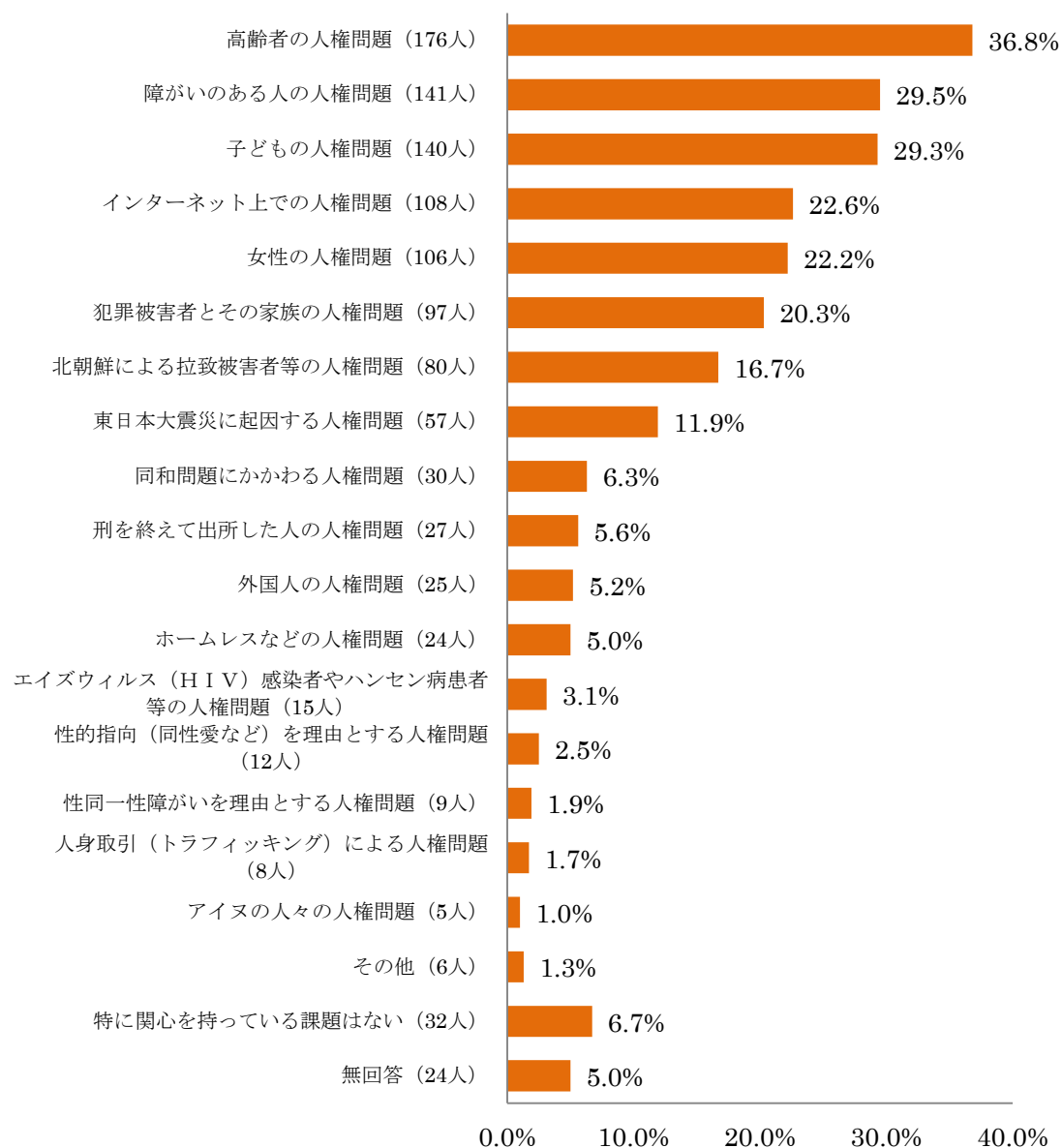
男女別にみると、男性では「会社員」が27.3%と最も多く、次いで「自営業」(14.1%)、「パート・アルバイト」(6.4%)と続いています。女性では「家事専業」が23.0%で最も多く、次いで「パート・アルバイト」(19.5%)、「会社員」(18.1%)となっています。「仕事をしていない」を回答した方については、男性は30.5%、女性は19.5%となっています。

2. 人権問題について

(1) 関心のある人権問題

設問1 日本における人権問題について、あなたが特に関心のあるものはどれですか。あてはまる番号に○をつけてください。(3つまで)

n = 478人



関心のある人権問題については、「高齢者の人権問題」が36.8%で最も多く、次いで「障がいのある人の人権問題」(29.5%)、「子どもの人権問題」(29.3%)の順となっています。また、「特に関心を持っている課題はない」と回答した方が6.7%占めています。

関心のある人権問題（年齢別）

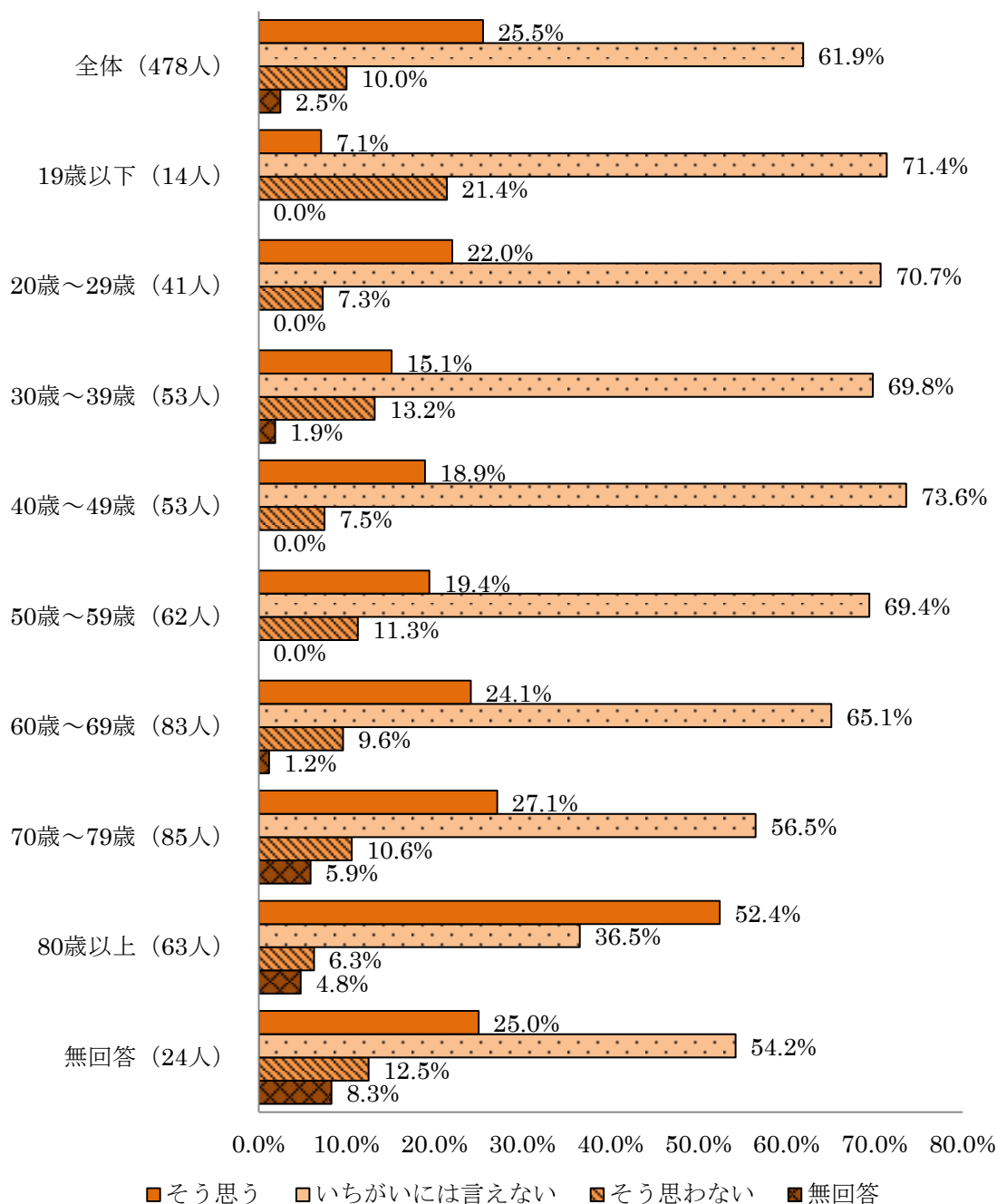
単位：%

	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
女性の人権問題	22.2	35.7	37.2	27.0	14.7
子どもの人権問題	29.3	21.4	39.4	35.7	23.4
高齢者の人権問題	36.8	42.9	13.8	28.7	49.8
障がいのある人の人権問題	29.5	35.7	31.9	27.8	28.6
同和問題にかかわる人権問題	6.3	0.0	8.5	5.2	6.5
アイヌの人々の人権問題	1.0	0.0	2.1	0.0	1.3
外国人の人権問題	5.2	0.0	13.8	3.5	3.5
エイズウィルス（H I V）感染者や ハンセン病患者等の人権問題	3.1	14.3	3.2	2.6	2.6
刑を終えて出所した人の人権問題	5.6	0.0	5.3	4.3	6.9
犯罪被害者とその家族の人権問題	20.3	0.0	22.3	31.3	14.7
インターネット上での人権問題	22.6	57.1	31.9	29.6	13.4
北朝鮮による拉致被害者等の人権問題	16.7	0.0	6.4	11.3	23.4
ホームレスなどの人権問題	5.0	0.0	3.2	5.2	6.5
性的指向（同性愛など）を理由とする 人権問題	2.5	7.1	6.4	1.7	1.3
性同一性障がいを理由とする人権問題	1.9	0.0	3.2	4.3	0.4
人身取引（トラフィッキング）による 人権問題	1.7	0.0	2.1	4.3	0.4
東日本大震災に起因する人権問題	11.9	14.3	7.4	12.2	13.4
その他	1.3	0.0	2.1	1.7	0.9
特に関心を持っている課題はない	6.7	7.1	8.5	4.3	6.9
無回答	5.0	7.1	3.2	4.3	6.1

年齢別でみると、19歳以下では「インターネット上での人権問題」が最も多く、20歳から39歳までと40歳から59歳まででは「子どもの人権問題」が最も多く、60歳以上では「高齢者の人権問題」が最も多いという結果になっています。

(2) 人権が尊重されている社会

設問2 あなたは、今の日本の社会は人権が尊重されている社会だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。

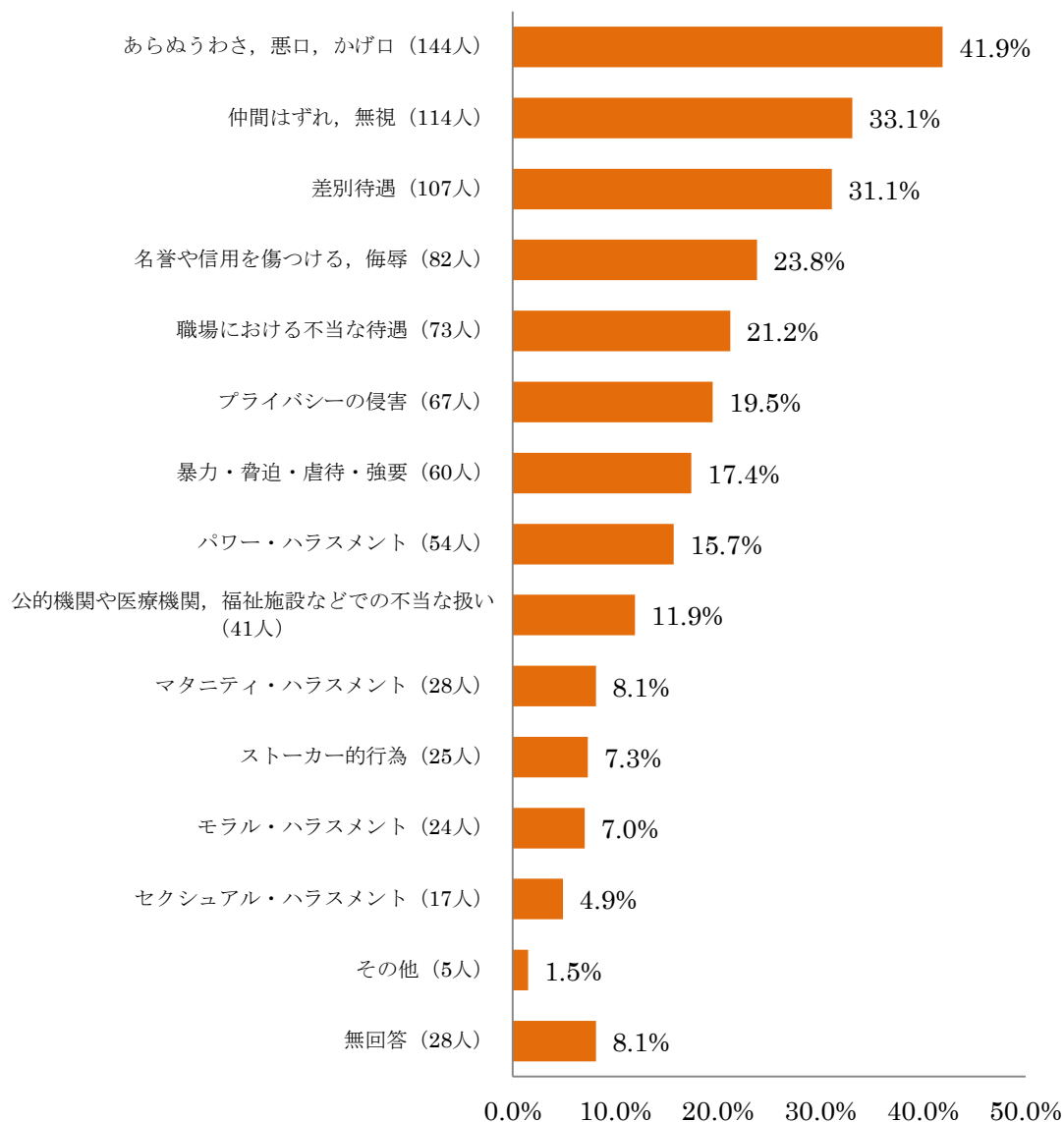


今の日本の社会は人権が尊重されているかについては、全体では「いちがいには言えない」が61.9%で最も高くなっており、「そう思う」は全体の25.5%となっています。

(2) - 1 人権が尊重されている社会とは「いちがいに言えない」「そう思わない」理由

設問2-1 設問2で「2. いちがいに言えない」「3. そう思わない」と答えた理由は、どのようなことがあるからですか。見聞きしたことを含め、あてはまる番号に○をつけてください。(3つまで)

n = 344人



「あらぬうわさをたてること, 悪口, かげ口」が41.9%で最も多く, 次いで「仲間はずれにしたり, 無視をしたりすること」(33.1%), 「差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分などにより, 不平等または不利益な取扱いをすること)」(31.1%)の順となっています。

人権が尊重されている社会だとは言えない理由（年齢別）

単位：%

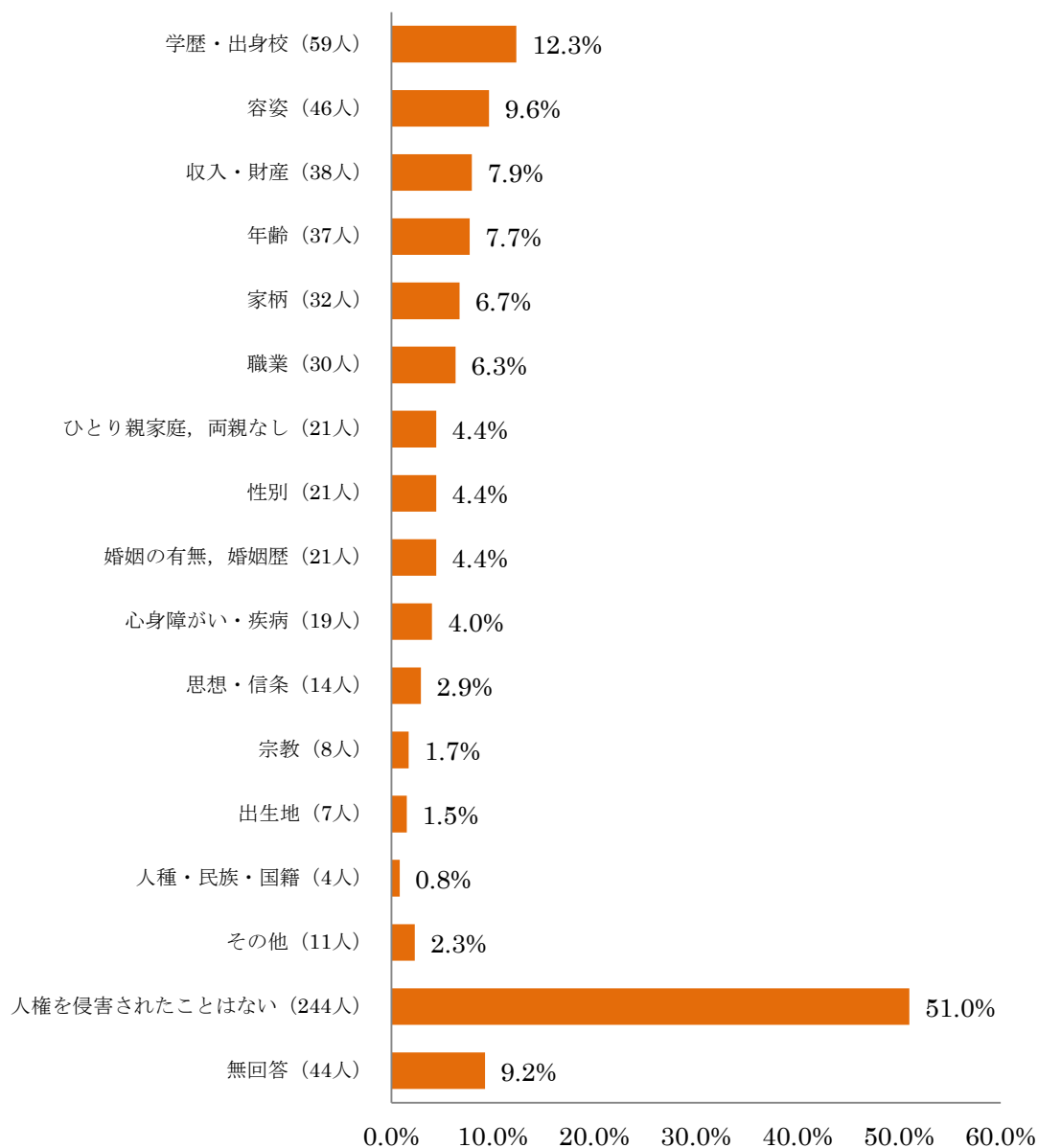
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
あらぬうわさ，悪口，かげ口	41.9	58.3	29.7	46.6	46.8
仲間はずれ，無視	33.1	50.0	28.4	42.0	34.0
名誉や信用を傷つける，侮辱	23.8	16.7	28.4	20.5	27.0
差別待遇	31.1	50.0	37.8	31.8	29.1
職場における不当な待遇	21.2	0.0	31.1	22.7	19.1
公的機関や医療機関，福祉施設などでの 不当な扱い	11.9	16.7	8.1	18.2	11.3
プライバシーの侵害	19.5	25.0	23.0	23.9	16.3
セクシュアル・ハラスメント	4.9	8.3	9.5	5.7	2.8
パワー・ハラスメント	15.7	16.7	25.7	25.0	7.8
モラル・ハラスメント	7.0	0.0	9.5	6.8	7.8
マタニティ・ハラスメント	8.1	0.0	21.6	6.8	3.5
暴力・脅迫・虐待・強要	17.4	25.0	16.2	25.5	14.9
ストーカー的行為	7.3	16.7	4.1	12.5	5.7
その他	1.5	0	1.4	1.1	2.1
無回答	8.1	8.3	1.4	1.1	13.5

年齢別で見ると、20歳から39歳までを除く各年代で「あらぬうわさをたてること、悪口、かげ口」が最も多く、20歳から39歳まででは「差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分などにより、不平等または不利益な取扱いをすること）」が最も多いという結果になっています。

(3) 人権侵害を受けた内容

設問3 あなたは、差別されるなど人権を侵害されたと思ったことはありますか。ある場合は、その内容としてあてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

n = 478人



「人権を侵害されたことはない」が51.0%で半数以上となっています。人権を侵害されたと思ったことがある内容では、「学歴・出身校」(12.3%),「容姿」(9.6%)が上位に挙げられています。

人権侵害を受けた内容（年齢別）

単位：%

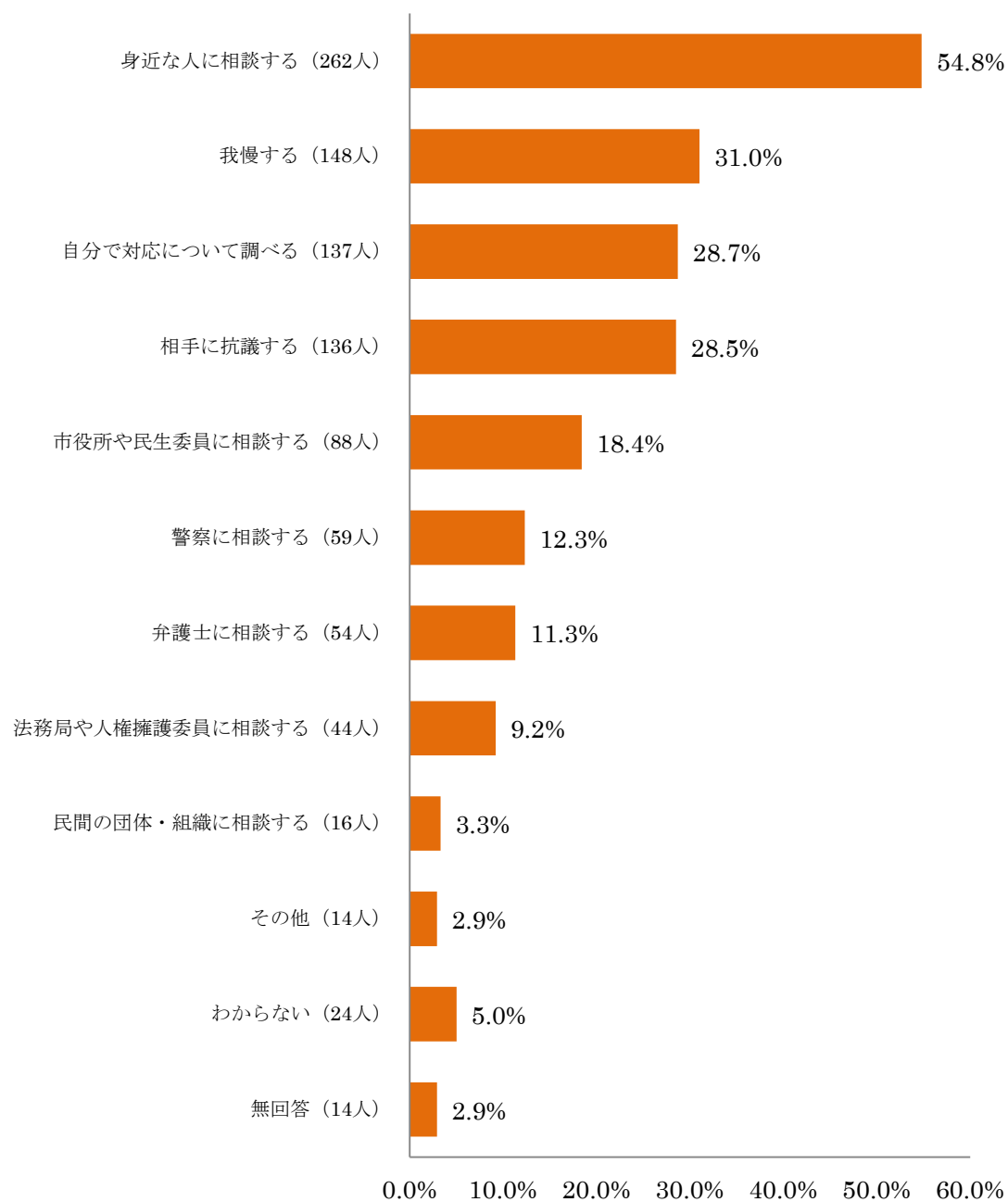
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
年齢	7.7	7.1	8.5	9.6	6.9
学歴・出身校	12.3	14.3	19.1	13.0	10.0
職業	6.3	0.0	10.6	6.1	5.6
収入・財産	7.9	0.0	8.5	9.6	7.8
家柄	6.7	0.0	5.3	7.8	6.5
ひとり親家庭，両親なし	4.4	0.0	5.3	3.5	4.3
心身障がい・疾病	4.0	7.1	4.3	5.2	3.0
性別	4.4	0.0	11.7	3.5	2.2
婚姻の有無，婚姻歴	4.4	0.0	3.2	7.8	3.0
容姿	9.6	28.6	17.0	7.8	6.1
出生地	1.5	0.0	3.2	0.0	1.7
人種・民族・国籍	0.8	0.0	2.1	0.9	0.4
思想・信条	2.9	0.0	4.3	1.7	3.5
宗教	1.7	0.0	3.2	1.7	1.3
その他	2.3	7.1	1.1	0.9	3.0
人権を侵害されたことはない	51.0	42.9	43.6	53.9	55.8
無回答	9.2	7.1	4.3	3.5	10.8

各年代において「人権を侵害されたことはない」が約半数となっています。人権を侵害されたと思ったことがある内容については、19歳以下では「容姿」（28.6%）が最も多く、そのほかの各年代においては、「学歴・出身校」が最も多いという結果になっています。

(4) 人権を侵害された場合の対応

設問4 もしあなたが差別されるなど人権を侵害された場合、どのような対応をしますか。あてはまる番号に○をつけてください。(3つまで)

n = 478人



人権を侵害された場合の対応では、「身近な人に相談する」が54.8%で最も多く、次いで「我慢する」(31.0%)、「自分で対応について調べる」(28.7%)の順となっています。

人権を侵害された場合の対応（年齢別）

単位：%

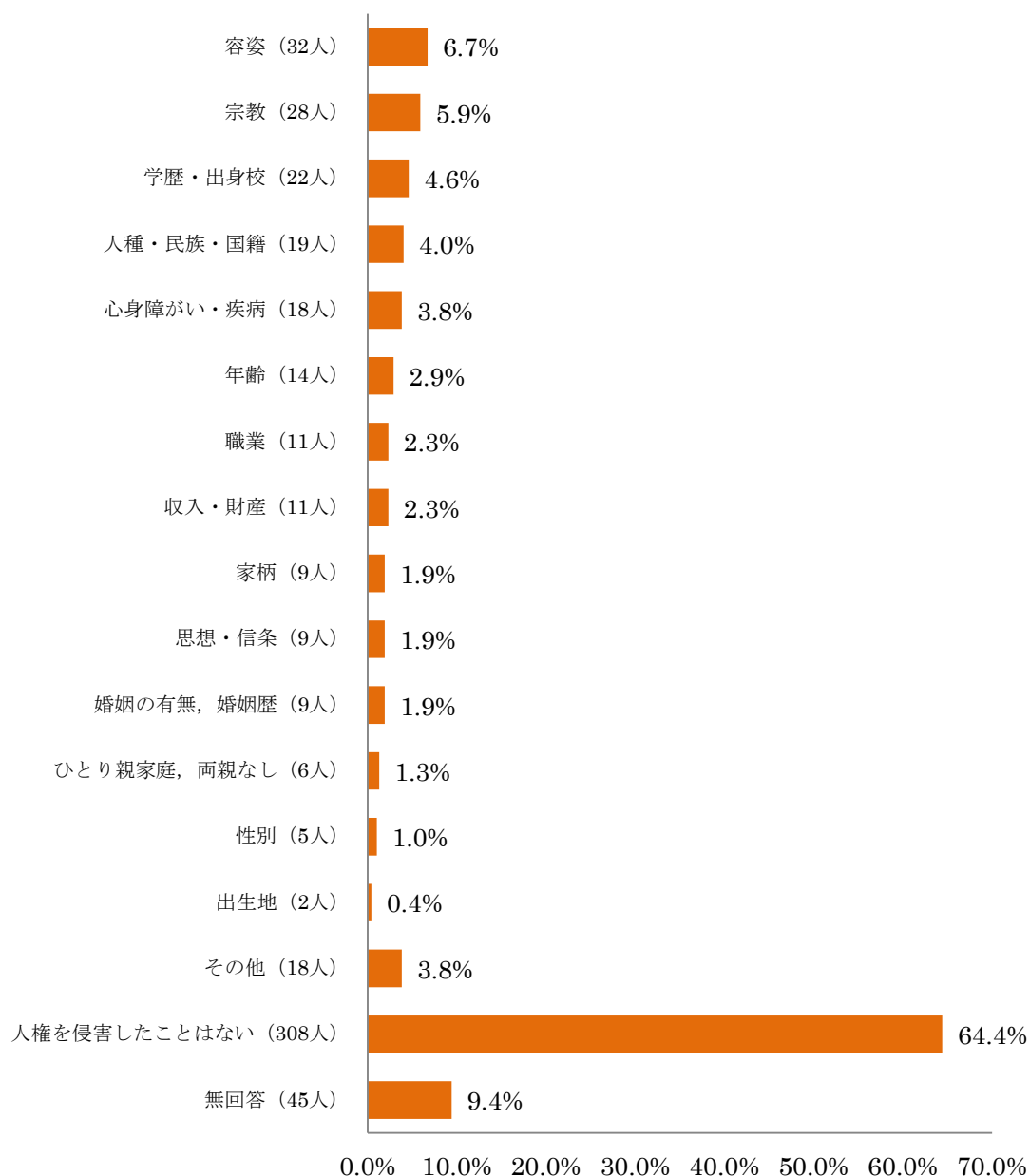
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
相手に抗議する	28.5	14.3	23.4	31.3	31.2
身近な人に相談する	54.8	71.4	68.1	59.1	47.6
弁護士に相談する	11.3	0.0	6.4	18.3	11.3
法務局や人権擁護委員に相談する	9.2	0.0	1.1	7.8	13.9
市役所や民生委員に相談する	18.4	14.3	7.4	11.3	26.0
警察に相談する	12.3	28.6	9.6	11.3	12.6
民間の団体・組織に相談する	3.3	0.0	4.3	2.6	3.0
自分で対応について調べる	28.7	35.7	37.2	30.4	23.4
我慢する	31.0	50.0	50.0	33.9	19.9
その他	2.9	0.0	4.3	5.2	1.3
わからない	5.0	0.0	2.1	4.3	6.9
無回答	2.9	7.1	3.2	0.0	3.9

年齢別で見ると、どの年代においても「身近な人に相談する」が最も多いという結果になっています。

(5) 他人への人権侵害の内容

設問5 あなたは、他人を差別するなど人権を侵害したことはありますか。
ある場合は、その内容としてあてはまる番号に○をつけてください。
(複数回答可)

n = 478人



「人権を侵害したことはない」が64.4%で最も多い結果となっています。また、他人への人権侵害をしたと思ったことがある内容では、「容姿」(6.7%), 「宗教」(5.9%) が上位に挙げられています。

他人への人権侵害の内容（年齢別）

単位：%

	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
年齢	2.9	0.0	6.4	2.6	2.2
学歴・出身校	4.6	14.3	8.5	6.1	1.7
職業	2.3	0.0	4.3	0.0	2.6
収入・財産	2.3	0.0	5.3	4.3	0.4
家柄	1.9	0.0	2.1	0.9	1.7
ひとり親家庭，両親なし	1.3	0.0	2.1	0.0	1.3
心身障がい・疾病	3.8	7.1	5.3	5.2	2.2
性別	1.0	7.1	3.2	0.9	0.0
婚姻の有無，婚姻歴	1.9	0.0	5.3	1.7	0.9
容姿	6.7	0.0	13.8	7.8	3.5
出生地	0.4	0.0	0.0	0.9	0.4
人種・民族・国籍	4.0	7.1	5.3	6.1	2.2
思想・信条	1.9	0.0	4.3	1.7	1.3
宗教	5.9	7.1	3.2	8.7	4.8
その他	3.8	0.0	5.3	3.5	3.5
人権を侵害したことはない	64.4	64.3	51.1	68.7	72.3
無回答	9.4	7.1	5.3	2.6	11.3

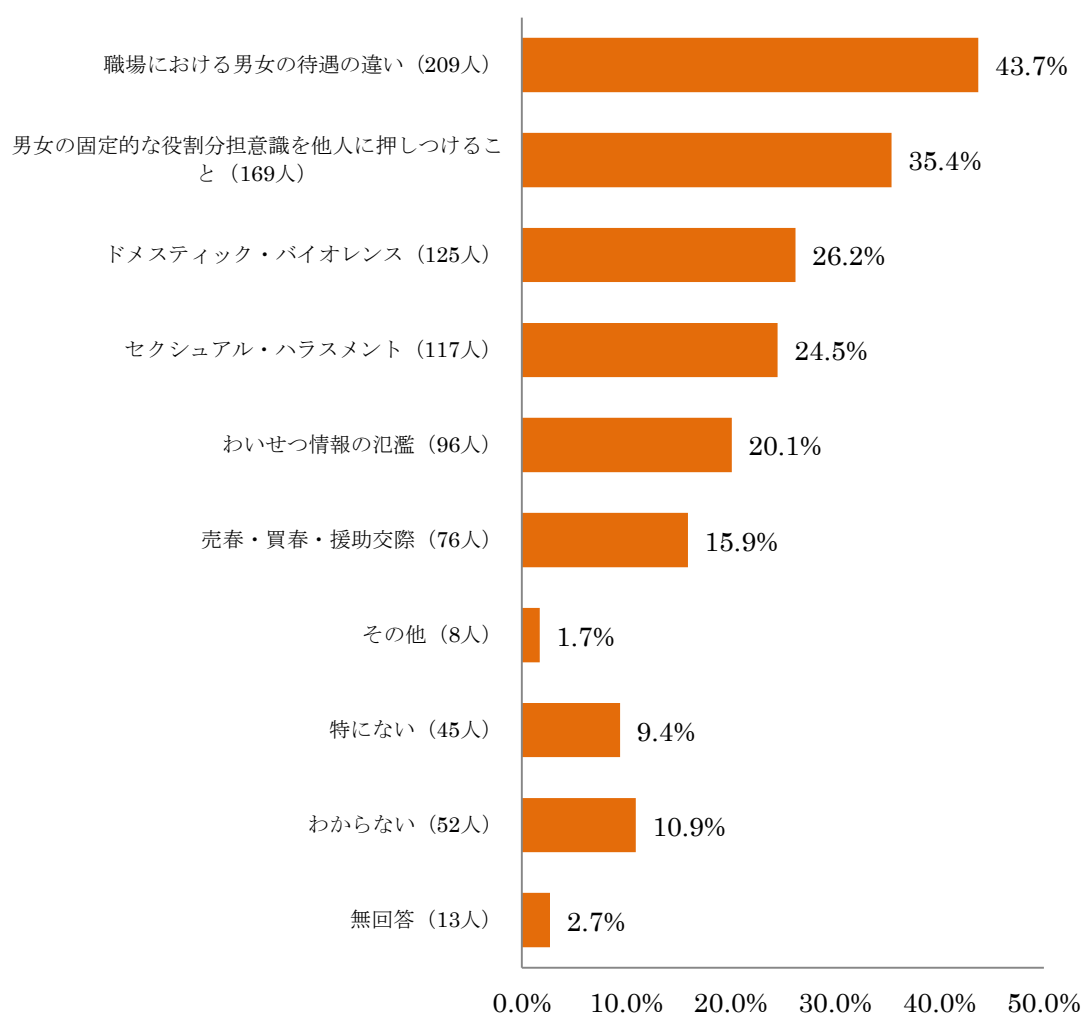
各年代において「人権を侵害したことはない」が最も多く、半数以上となっています。人権を侵害したと思ったことがある内容については、19歳以下では「学歴・出身校」（14.3%）が最も多く、20歳から39歳まででは「容姿」（13.8%）が最も多く、40歳から59歳まででは「宗教」（8.7%）が最も多く、60歳以上では「宗教」（4.8%）が最も多いという結果になっています。

3. 分野ごとの人権問題について

(1) 女性に関する人権上の問題

設問6 あなたは、女性に関することで、どのようなことが特に人権上問題があると思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。
(3つまで)

n = 478人



女性の人権問題については、「就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違い」が43.7%で最も多く、次いで「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な役割分担意識を他人に押しつけること(35.4%)、「夫や恋人などの親しい関係にある男性から女性に対するドメスティック・バイオレンス(なぐる、暴言、行動を監視するなど)」(26.2%)の順となっています。

女性に関する人権上の問題（年齢別）

単位：%

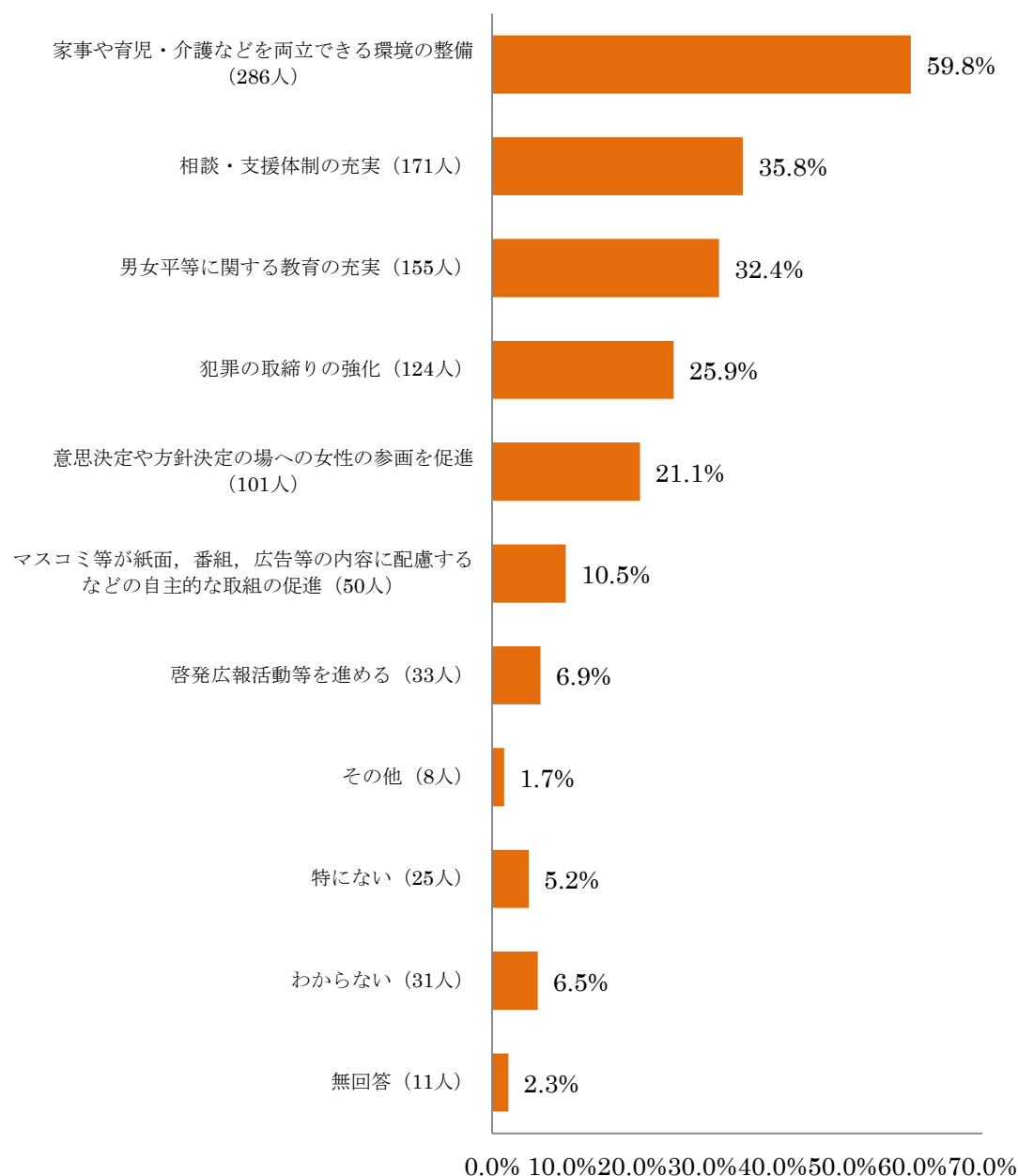
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
男女の固定的な役割分担意識を他人に押しつけること	35.4	28.6	46.8	41.7	29.4
職場における男女の待遇の違い	43.7	35.7	46.8	57.4	37.7
セクシュアル・ハラスメント	24.7	14.3	41.5	32.2	16.0
ドメスティック・バイオレンス	26.2	50.0	36.2	33.0	16.0
売春・買春・援助交際	15.9	14.3	16.0	18.3	15.2
わいせつ情報の氾濫	20.1	21.4	14.9	18.3	22.9
その他	1.7	0.0	3.2	1.7	0.9
特にない	9.4	0.0	5.3	5.2	12.6
わからない	10.9	14.3	2.1	1.7	16.5
無回答	2.7	7.1	3.2	0.0	3.0

年齢別でみると、19歳以下では「夫や恋人など親しい関係にある男性から女性に対するドメスティック・バイオレンス（なぐる、暴言、行動を監視するなど）」（50.0%）が最も多く、20歳から39歳まででは「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な役割分担意識を他人におしつけること」（46.8%）と「就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違い」（46.8%）が同率で最も多く、40歳から59歳まででは「就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違い」（57.4%）が最も多く、60歳以上では「就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違い」（37.7%）が最も多いという結果になっています。

(2) 女性の人権を守るために必要なこと

設問7 あなたは、女性の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。(3つまで)

n = 478人



女性の人権を守るために必要なことについては、「男女ともに、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備すること」が59.8%で最も多く、次いで「女性に関する相談・支援体制を充実すること」(35.8%)、「男女平等に関する教育を充実すること」(32.4%)の順となっています。

女性の人権を守るために必要なこと（年齢別）

単位：%

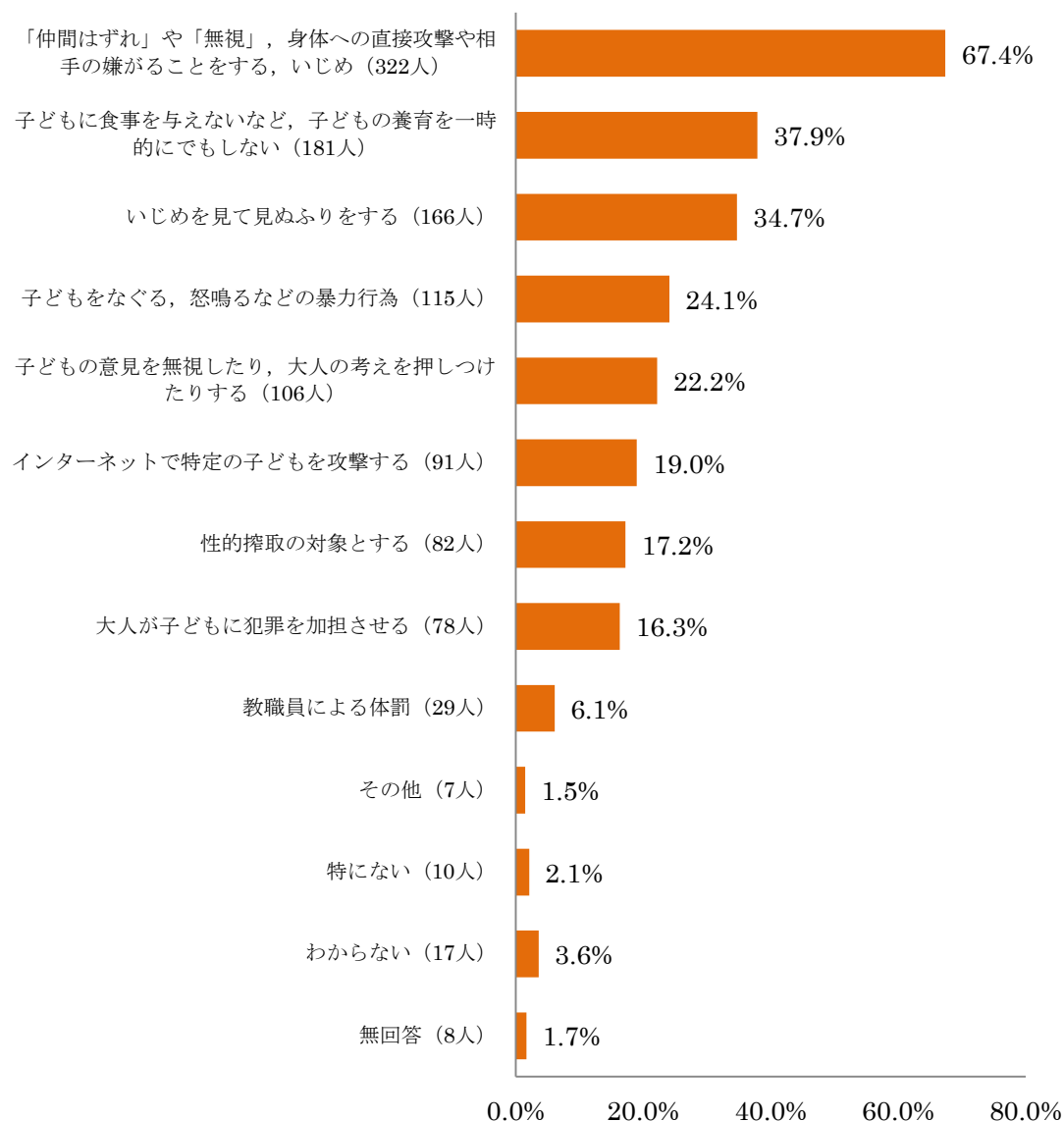
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
相談・支援体制の充実	35.8	28.6	34.0	43.5	34.6
犯罪の取締りの強化	25.9	28.6	26.6	37.4	18.6
家事や育児・介護などを両立できる 環境の整備	59.8	50.0	71.3	63.5	55.4
意思決定や方針決定の場への女性の 参画を促進	21.1	7.1	20.2	23.5	21.2
啓発広報活動等を進める	6.9	7.1	6.4	6.1	8.2
男女平等に関する教育の充実	32.4	35.7	30.9	29.6	36.4
マスコミ等が紙面，番組，広告等の内容に 配慮するなどの自主的な取組の促進	10.5	14.3	7.4	12.2	10.4
その他	1.7	0.0	4.3	2.6	0.0
特にない	5.2	0.0	2.1	5.2	6.9
わからない	6.5	7.1	3.2	1.7	8.7
無回答	2.3	7.1	3.2	0.0	2.6

どの年代においても、「男女ともに、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備すること」が最も多いという結果になっています。

(3) 子どもに関する人権上の問題

設問8 あなたは、子どもに関することで、どのようなことが特に人権上問題があると思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。
(3つまで)

n = 478人



子どもの人権問題については、「「仲間はずれ」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたりさせたりするなど、いじめを行うこと」が 67.4%で最も多く、次いで「親が子どもに食事を与えないなど、子どもの養育を一時的にでもしないこと」(37.9%)、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事」(34.7%)の順となっています。

子どもに関する人権上の問題（年齢別）

単位：%

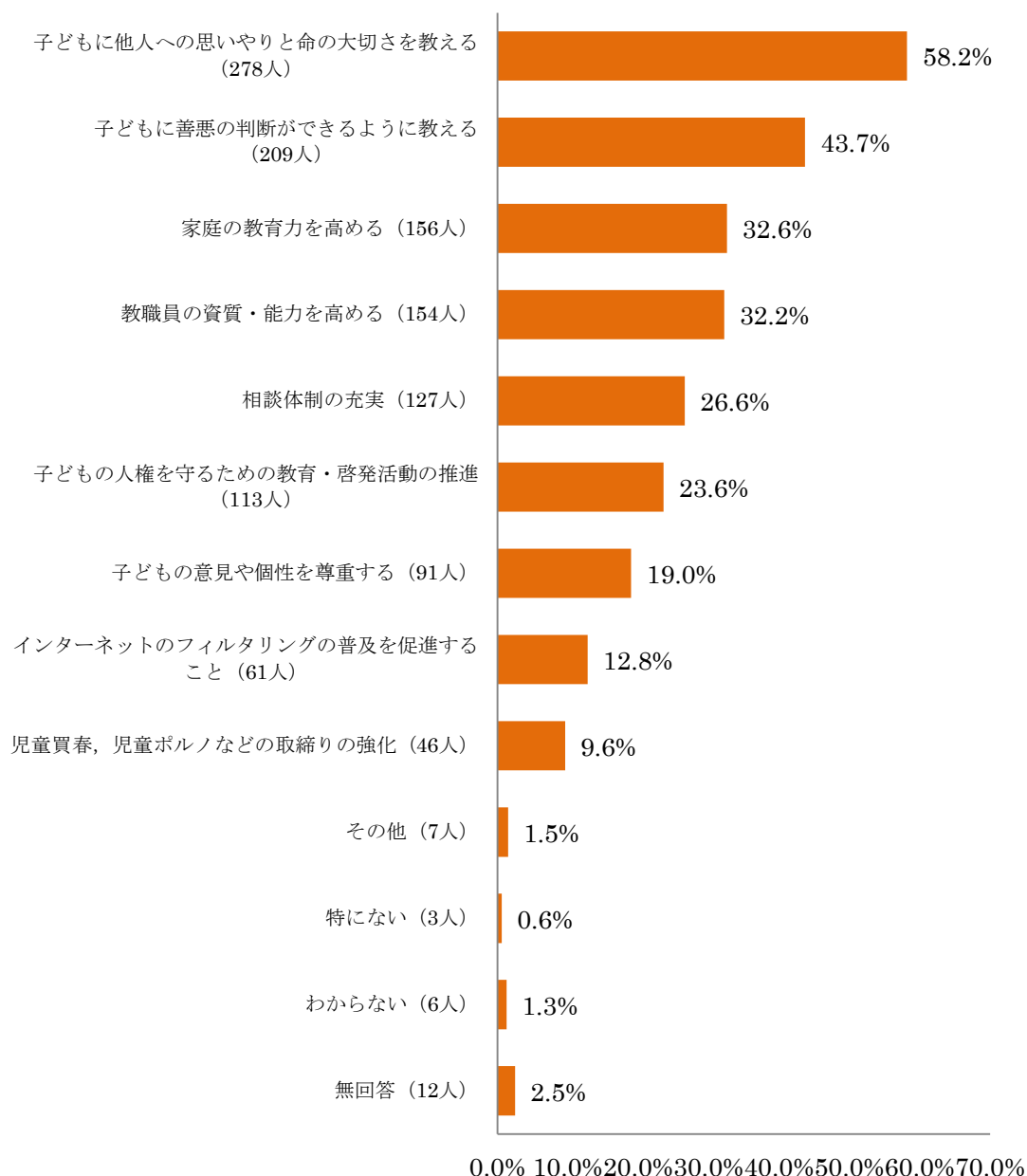
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
「仲間はずれ」や「無視」、身体への直接攻撃や相手の嫌がることをする、いじめ	67.4	85.7	64.9	77.4	63.2
いじめを見て見ぬふりをする	34.7	28.6	28.7	33.0	39.8
子どもをなぐる、怒鳴るなどの暴力行為	24.1	35.7	22.3	33.0	19.5
子どもに食事を与えないなど、子どもの養育を一時的にでもしない	37.9	28.6	45.7	40.9	32.9
教職員による体罰	6.1	14.3	3.2	5.2	7.4
子どもの意見を無視したり、大人の考えを押しついたりする	22.2	28.6	35.1	16.5	19.5
大人が子どもに犯罪を加担させる	16.3	7.1	17.0	21.7	15.2
性的搾取の対象とする	17.2	14.3	19.1	18.3	15.2
インターネットで特定の子どもの攻撃する	19.0	7.1	21.3	24.3	16.5
その他	1.5	7.1	3.2	2.6	0.0
特にない	2.1	0.0	0.0	0.0	4.3
わからない	3.6	0.0	2.1	1.7	5.2
無回答	1.7	7.1	1.1	0.0	1.7

どの年代においても、「仲間はずれ」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたりさせたりする」が最も多いという結果になっています。

(4) 子どもの人権を守るために必要なこと

設問9 あなたは、子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。(3つまで)

n = 478人



子どもの人権を守るために必要なことについては、「子どもに他人への思いやりと命の大切さを教えること」が58.2%で最も多く、次いで「子どもに善悪の判断ができるように教えること」(43.7%)、「家庭の教育力を高めること」(32.6%)の順となっています。

子どもの人権を守るために必要なこと（年齢別）

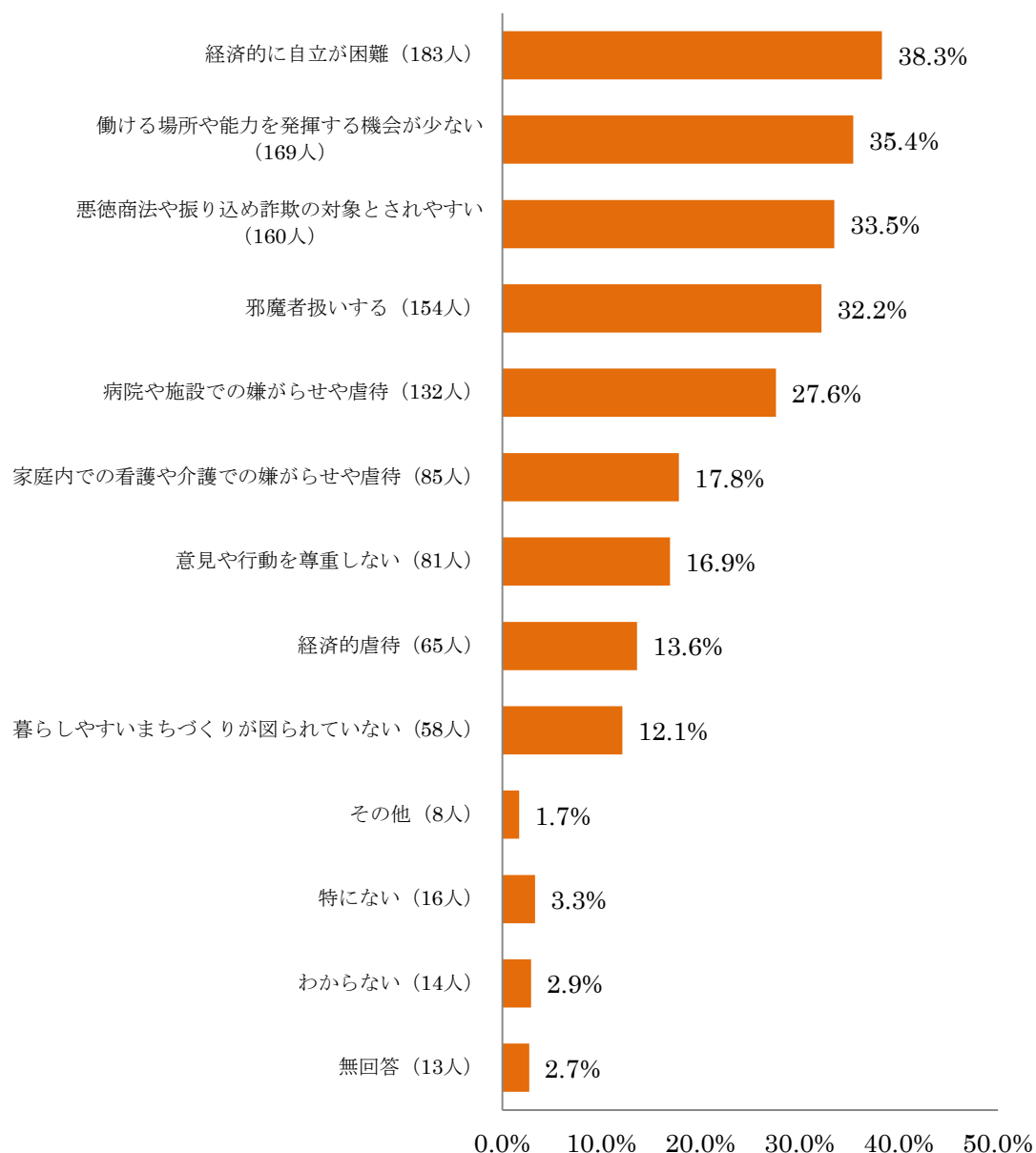
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
相談体制の充実	26.6	50.0	27.7	27.8	25.5
子どもの人権を守るための教育・啓発活動の推進	23.6	7.1	19.1	22.6	27.7
教職員の資質・能力を高める	32.2	35.7	25.5	37.4	31.6
家庭の教育力を高める	32.6	28.6	29.8	40.9	29.4
子どもに他人への思いやりと命の大切さを教える	58.2	50.0	59.6	56.5	60.2
子どもに善悪の判断ができるように教える	43.7	14.3	50.0	43.5	44.2
子どもの意見や個性を尊重する	19.0	28.6	27.7	16.5	15.6
児童買春、児童ポルノなどの取締りの強化	9.6	14.3	12.8	9.6	7.8
インターネットのフィルタリングの普及を促進すること	12.8	14.3	16.0	15.7	10.0
その他	1.5	0.0	4.3	0.9	0.4
特になし	0.6	0.0	0.0	0.0	1.3
わからない	1.3	0.0	1.1	0.9	1.3
無回答	2.5	7.1	1.1	0.9	3.5

年齢別でみると、19歳以下では「子どもに関する相談体制を充実すること」と「子どもに他人への思いやりと命の大切さを教える」がともに50.0%で最も多く、それ以外の各年代でも「子どもに他人への思いやりと命の大切さを教える」が最も多い結果となっています。

(5) 高齢者に関する人権上の問題

設問 10 あなたは、高齢者に関することで、どのようなことが特に人権上問題があると思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。
(3つまで)

n = 478人



高齢者の人権問題については、「経済的に自立が困難なこと」が 38.3%で最も多く、次いで「高齢者の働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」(35.4%)、「悪徳商法や振り込め詐欺の対象とされやすいこと」(33.5%)の順となっています。

高齢者に関する人権上の問題（年齢別）

単位：％

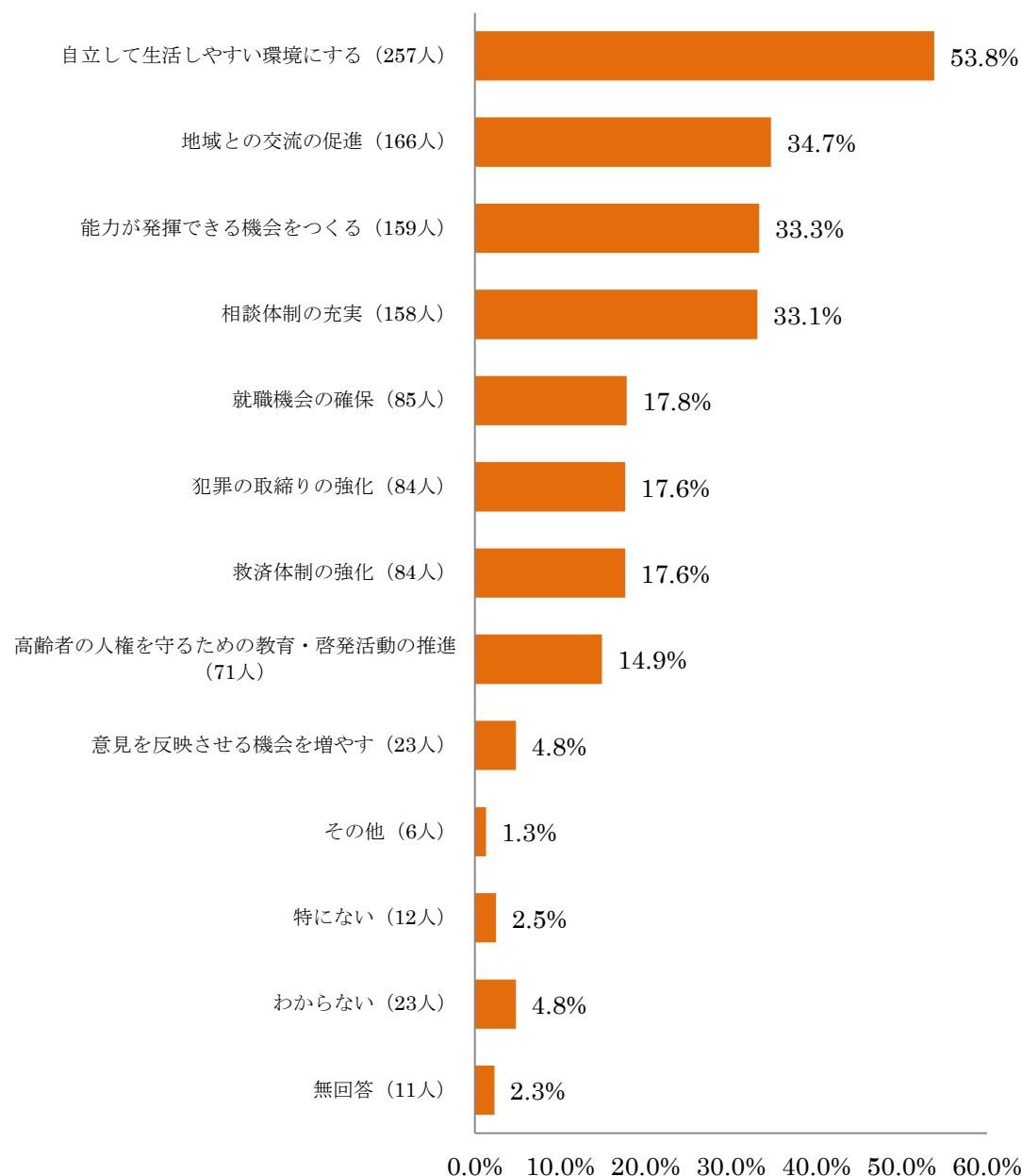
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
経済的に自立が困難	38.3	28.6	38.3	40.0	37.7
働ける場所や能力を発揮する機会が少ない	35.4	28.6	34.0	49.6	31.6
悪徳商法や振り込め詐欺の対象とされやすい	33.5	21.4	37.2	33.9	33.3
家庭内での看護や介護での嫌がらせや虐待	17.8	35.7	23.4	14.8	14.7
病院や施設での嫌がらせや虐待	27.6	28.6	34.0	33.3	22.1
邪魔者扱いする	32.2	35.7	31.9	31.3	34.6
意見や行動を尊重しない	16.9	14.3	13.8	8.7	22.9
経済的虐待	13.6	21.4	11.7	16.5	11.7
暮らしやすいまちづくりが図られていない	12.1	0.0	14.9	12.2	12.6
その他	1.7	0.0	3.2	1.7	0.9
特になし	3.3	0.0	1.1	2.6	4.8
わからない	2.9	7.1	2.1	1.7	3.0
無回答	2.7	7.1	2.1	0.0	3.5

年齢別でみると、19歳以下では「家庭内での看護や介護において嫌がらせや虐待をすること」と「高齢者を邪魔者扱いすること」がともに35.7%で最も多く、20歳から39歳まででは「経済的に自立が困難なこと」（38.3%）が最も多く、40歳から59歳まででは「高齢者の働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」（49.6%）が最も多く、60歳以上では「経済的に自立が困難なこと」（37.7%）が最も多いという結果になっています。

(6) 高齢者の人権を守るために必要なこと

設問 11 あなたは、高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。(3つまで)

n = 478人



高齢者の人権を守るために必要なことについては、「高齢者が自立して生活しやすい環境にすること」が53.8%で最も多く、次いで「高齢者と地域との交流を促進すること」(34.7%)、「高齢者の能力が発揮できる機会をつくること」(33.3%)の順となっています。

高齢者の人権を守るために必要なこと（年齢別）

単位：％

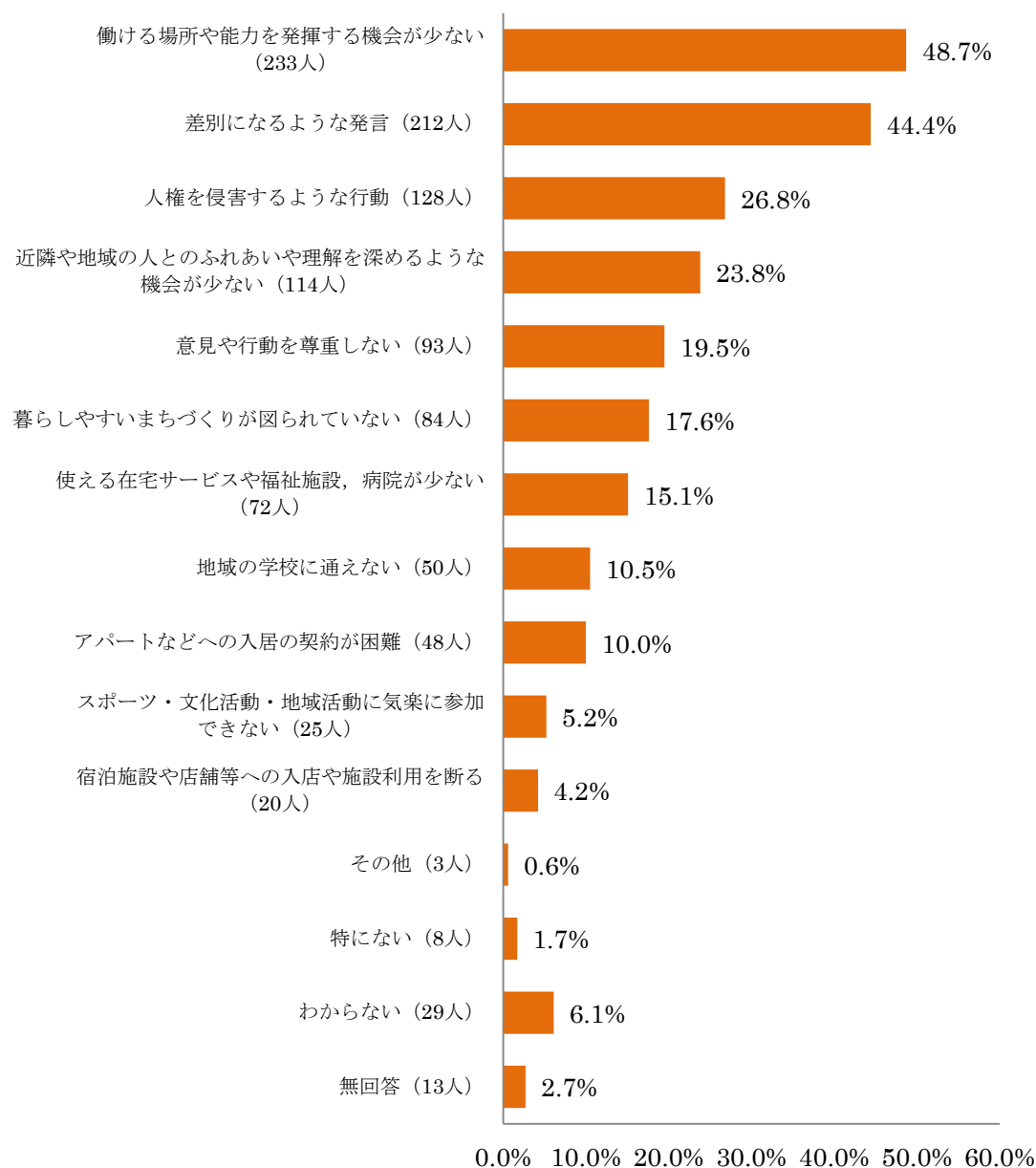
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
相談体制の充実	33.1	42.9	25.5	34.8	34.6
高齢者の人権を守るための教育・啓発活動の推進	14.9	28.6	12.8	8.7	18.6
自立して生活しやすい環境にする	53.8	50.0	52.1	57.4	53.2
就職機会の確保	17.8	14.3	27.7	22.6	13.0
能力が発揮できる機会をつくる	33.3	28.6	36.2	34.8	33.3
犯罪の取締りの強化	17.6	7.1	21.3	20.9	16.0
地域との交流の促進	34.7	35.7	38.3	38.3	32.0
意見を反映させる機会を増やす	4.8	7.1	4.3	4.3	4.8
救済体制の強化	17.6	7.1	13.8	24.3	17.3
その他	1.3	0.0	1.1	0.9	1.3
特にない	2.5	0.0	1.1	1.7	3.5
わからない	4.8	7.1	2.1	2.6	6.1
無回答	2.3	7.1	5.3	0.0	1.7

どの年代においても、「高齢者が自立して生活しやすい環境にすること」が最も多いという結果になっています。

(7) 障がいのある人に関する人権上の問題

設問 12 あなたは、身体障がい、知的障がい、精神障がいなどの障がいのある人が地域で生活するとき、どのようなことが特に人権上問題があると思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。(3つまで)

n = 478人



身体障がいや知的障がい、精神障がいなどの障がいのある人の人権問題については、「障がいのある人が働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」が48.7%で最も多く、次いで「差別になるような発言をすること」(44.4%)、「人権を侵害するような行動をすること」(26.8%)の順となっています。

障がいのある人に関する人権上の問題（年齢別）

単位：%

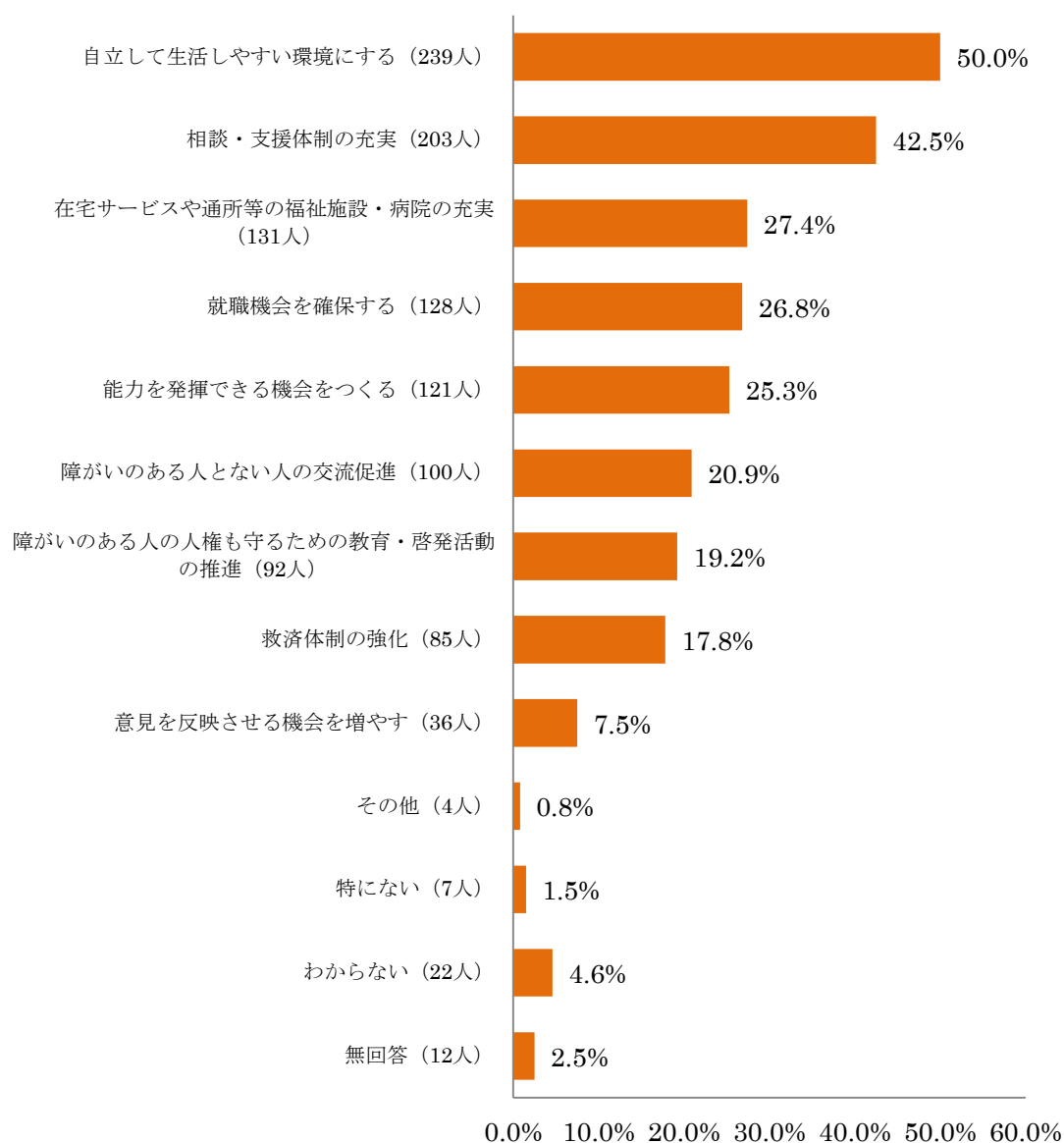
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
意見や行動を尊重しない	19.5	35.7	21.3	13.9	21.2
差別になるような発言	44.4	57.1	54.3	40.9	42.0
人権を侵害するような行動	26.8	35.7	28.7	28.7	25.5
アパートなどへの入居の契約が困難	10.0	21.4	16.0	13.0	5.2
暮らしやすいまちづくりが図られていない	17.6	0.0	22.3	18.3	16.9
働ける場所や能力を発揮する機会が少ない	48.7	50.0	59.6	59.1	41.1
使える在宅サービスや福祉施設、病院が少ない	15.1	21.4	9.6	21.7	13.0
地域の学校に通えない	10.5	21.4	12.8	13.9	7.4
スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できない	5.2	0.0	7.4	6.1	3.9
近隣や地域の人とのふれあいや理解を深めるような機会が少ない	23.8	14.3	19.1	21.7	27.7
宿泊施設や店舗等への入店や施設利用を断る	4.2	0.0	10.6	4.3	1.3
その他	0.6	0.0	0.0	1.7	0.4
特になし	1.7	0.0	0.0	0.9	3.0
わからない	6.1	0.0	1.1	3.5	9.1
無回答	2.7	7.1	2.1	0.9	3.5

年齢別でみると、19歳以下と60歳以上では「差別になるような発言をすること」が最も多く、20歳から39歳までと、40歳から59歳まででは「障がいのある人が働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」が最も多いという結果になっています。

(8) 障がいのある人の人権を守るために必要なこと

設問 13 あなたは、身体障がい、知的障がい、精神障がいなどの障がいのある人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。(3つまで)

n = 478人



身体障がい、知的障がい、精神障がいなどの障がいのある人の人権を守るために必要なことについては、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にすること」が50.0%で最も多く、次いで「障がいのある人のための相談・支援体制を充実すること」(42.5%)、「在宅サービスや通所等の福祉施設・病院を充実すること」(27.4%)の順となっています。

障がいのある人の人権を守るために必要なこと（年齢別）

単位：%

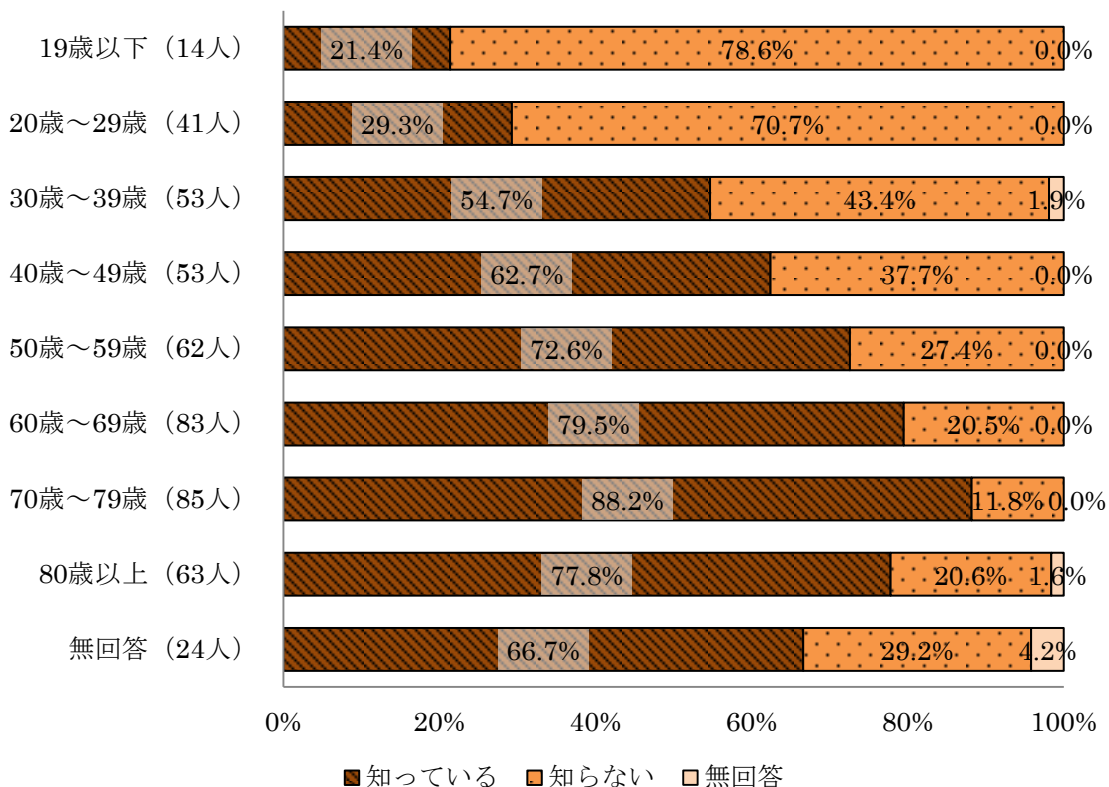
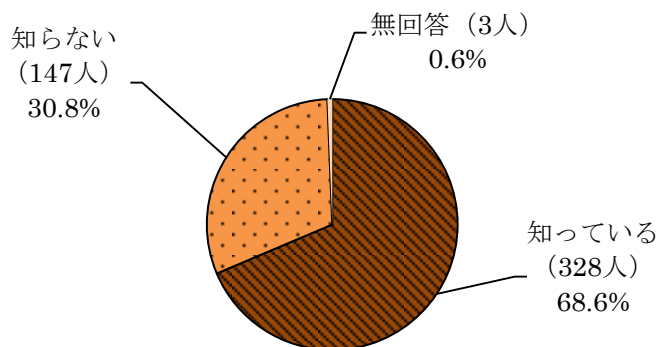
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
相談・支援体制の充実	42.5	64.3	36.2	36.5	48.5
障がいのある人の人権を守るための教育・啓発活動の推進	19.2	21.4	18.1	20.0	19.9
在宅サービスや通所等の福祉施設・病院の充実	27.4	28.6	24.5	33.0	25.5
自立して生活しやすい環境にする	50.0	28.6	54.3	56.5	47.6
就職機会を確保する	26.8	42.9	40.4	30.4	19.9
障がいのある人とない人の交流促進	20.9	21.4	29.8	22.6	17.3
意見を反映させる機会を増やす	7.5	14.3	8.5	7.0	6.9
救済体制の強化	17.8	14.3	18.1	22.6	13.9
能力を発揮できる機会をつくる	25.3	14.3	22.3	24.3	25.5
その他	0.8	0.0	2.1	0.9	0.4
特にない	1.5	0.0	0.0	1.7	2.2
わからない	4.6	0.0	1.1	0.9	7.8
無回答	2.5	7.1	2.1	1.7	2.2

年齢別でみると、19歳以下と60歳以上では「障がいのある人のための相談・支援体制を充実すること」が最も多く、20歳から39歳までと、40歳から59歳まででは「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にすること」が最も多いという結果になっています。

(9) 同和問題に対する認知状況

設問 14 あなたは、日本の社会に「同和地区」「被差別部落」などと呼ばれ、差別を受けている地区があること、あるいは「同和問題」「部落問題」「部落差別」などといわれる問題があることを知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

n = 478人

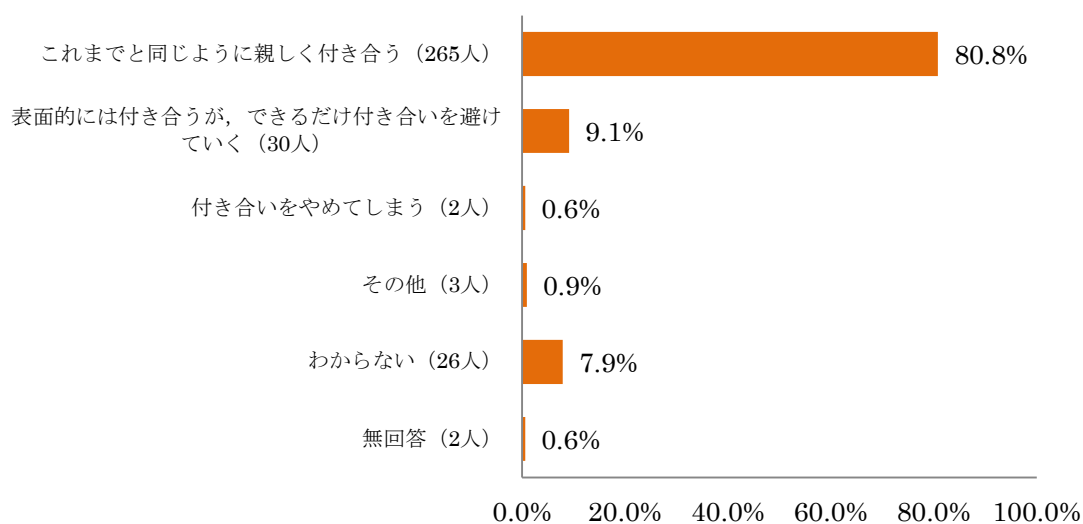


全体では、「知っている」が68.6%、「知らない」が30.8%となっています。年齢別にみると、「知っている」の割合は年齢が上がるにつれて高くなる傾向にあります。

(10) 同和地区出身の人への対応

設問 15 日頃から親しく付き合っている職場の人や、近所の人と同和地区出身の人であることがわかったとき、あなたはどうしますか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

n = 328人



「これまでと同じように親しく付き合う」が80.8%を占めています。

同和地区出身の人への対応（年齢別）

単位：%

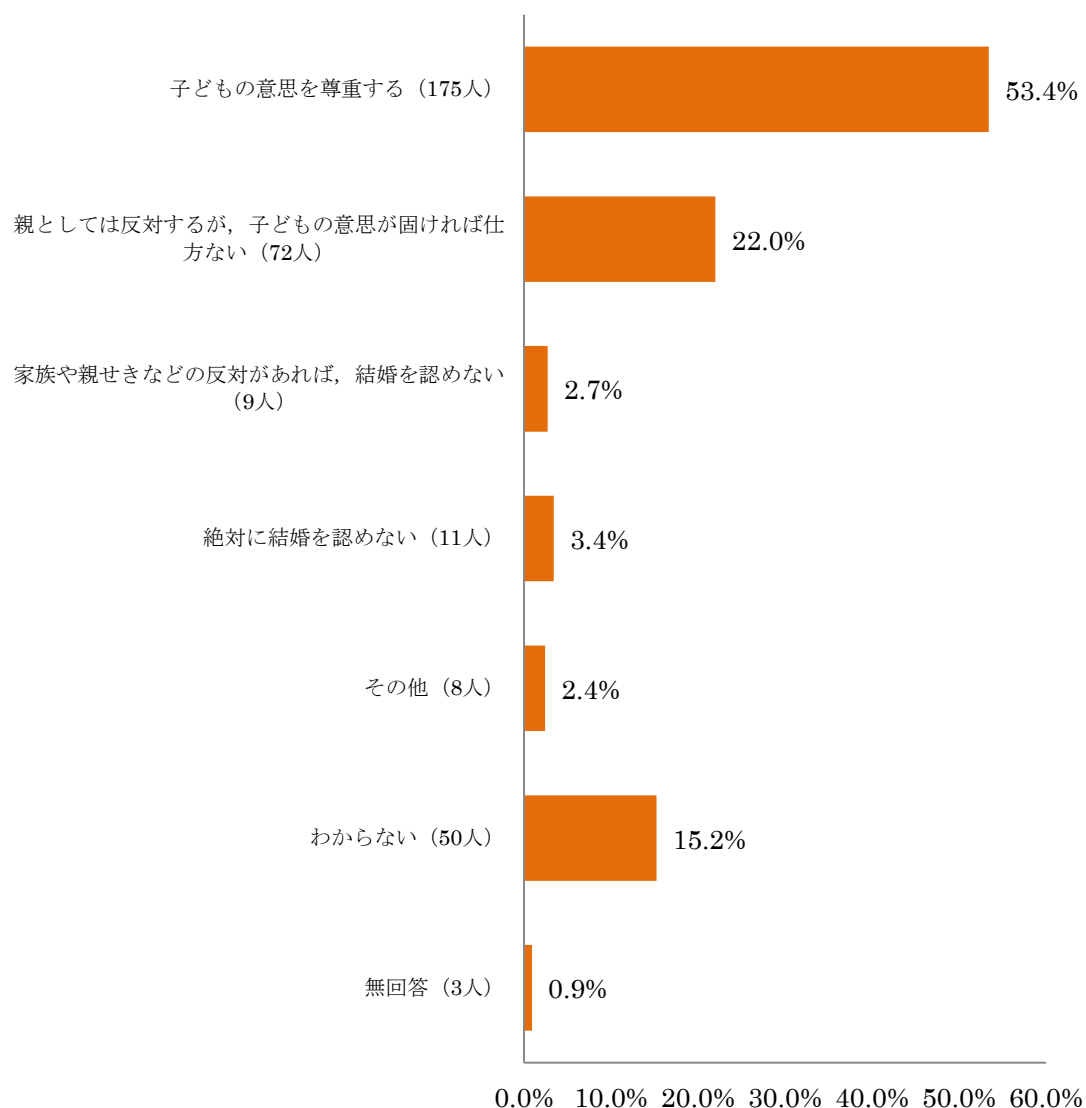
	全体	～19歳	20歳～39歳	40歳～59歳	60歳～
回答者数（人）	328	3	41	78	190
これまでと同じように親しく付き合う	80.8	66.7	82.9	80.8	81.1
表面的には付き合うが、できるだけ付き合いを避けていく	9.1	0.0	7.3	12.8	8.4
付き合いをやめてしまう	0.6	0.0	0.0	0.0	1.1
その他	0.9	0.0	2.4	1.3	0.0
わからない	7.9	33.3	7.3	5.1	8.4
無回答	0.6	0.0	0.0	0.0	1.1

どの年代においても「これまでと同じように親しく付き合う」が最も多いという結果になっています。

(11) 同和地区出身の人との結婚について

設問 16 同和地区出身の人との結婚についておたずねします。あなたにお子さんがいるとして、その結婚しようとしている相手が、同和地区出身の人であると分かった場合、あなたは親としてどうしますか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

n = 328人



「子どもの意思を尊重する」が 53.4%を占めています。

同和地区出身の人との結婚について（年齢別）

単位：%

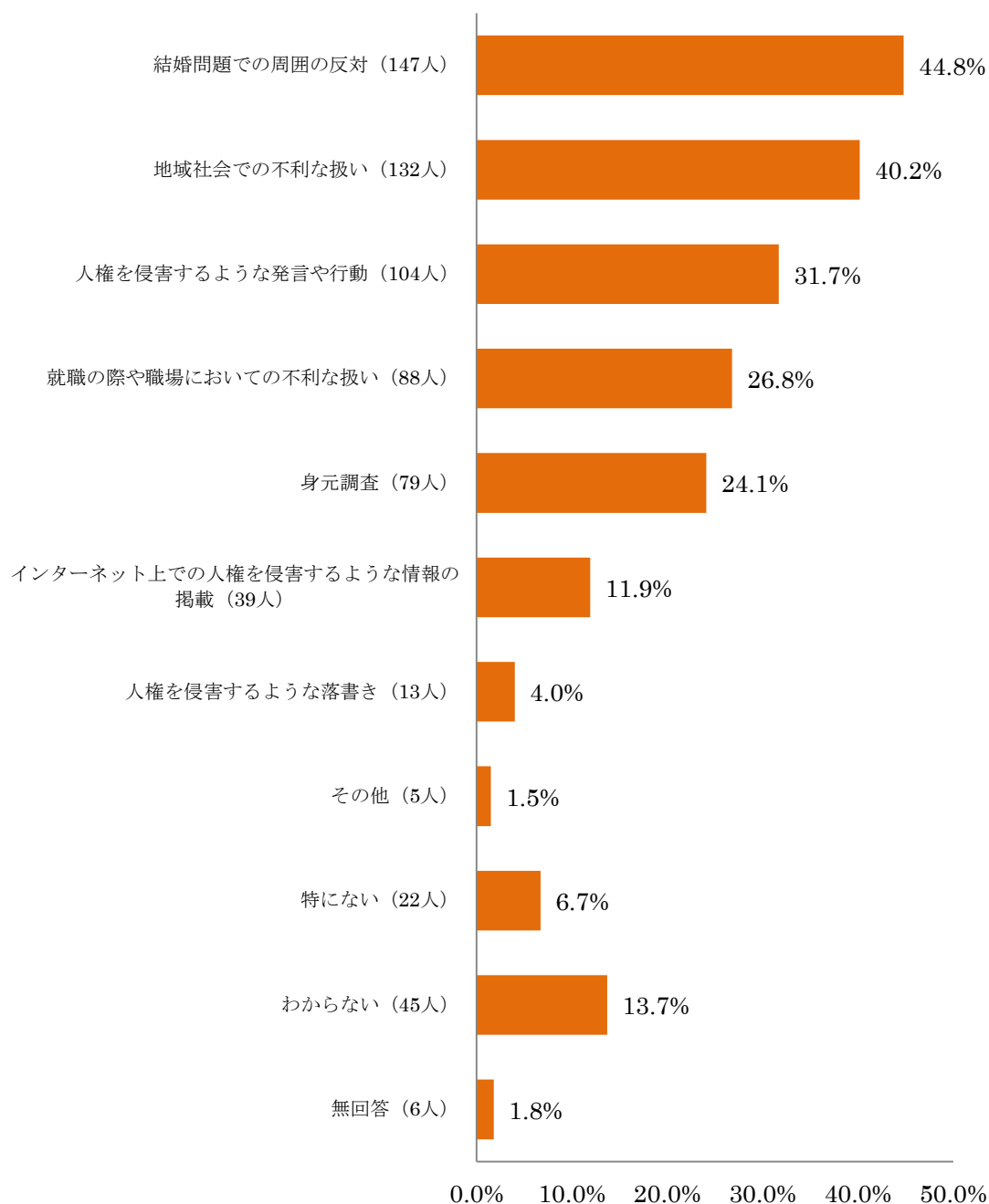
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	328	3	41	78	190
子どもの意思を尊重する	53.4	66.7	58.5	55.1	52.6
親としては反対するが、子どもの意思が 固ければ仕方ない	22.0	0.0	4.9	24.4	24.7
家族や親せきなどの反対があれば、結婚を 認めない	2.7	0.0	4.9	0.0	3.7
絶対に結婚を認めない	3.4	0.0	2.4	2.6	3.7
その他	2.4	0.0	4.9	2.6	1.6
わからない	15.2	33.3	22.0	15.4	12.6
無回答	0.9	0.0	2.4	0.0	1.1

どの年代においても「子どもの意思を尊重する」が最も多いという結果になっています。

(12) 同和問題に関する人権上の問題

設問 17 あなたは、同和問題でどのようなことが特に人権上問題があると思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。(3つまで)

n = 328人



「結婚問題で周囲が反対すること」が44.8%で最も多く、次いで「地域社会で不利な扱いをすること」(40.2%)、「人権を侵害するような発言や行動をすること」(31.7%)の順となっています。

同和問題に関する人権上の問題（年齢別）

単位：％

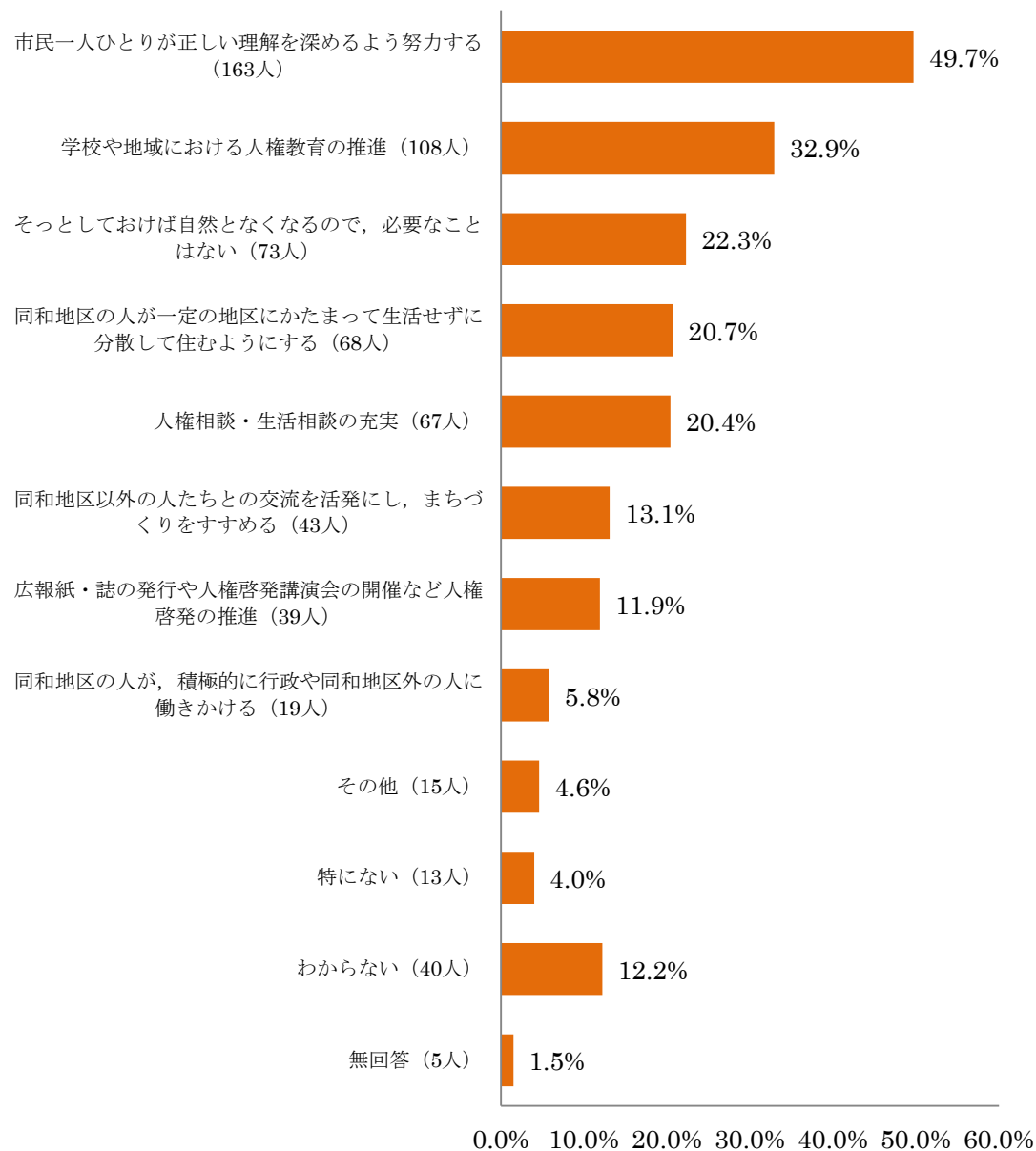
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	328	3	41	78	190
結婚問題での周囲の反対	44.8	33.3	36.6	50.0	44.2
就職の際や職場においての不利な扱い	26.8	33.3	39.0	29.5	24.2
地域社会での不利な扱い	40.2	33.3	58.5	50.0	33.7
身元調査	24.1	33.3	17.1	26.9	24.2
人権を侵害するような発言や行動	31.7	33.3	41.5	30.8	29.5
人権を侵害するような落書き	4.0	0.0	4.9	1.3	5.3
インターネット上での人権を侵害するような情報の掲載	11.9	0.0	19.5	6.4	12.1
その他	1.5	0.0	2.4	3.8	0.5
特にない	6.7	0.0	7.3	3.8	7.4
わからない	13.7	33.3	4.9	10.3	16.8
無回答	1.8	0.0	4.9	0.0	2.1

年齢別でみると、19歳以下では回答者が3人のみということもあり分散しています。20歳から39歳まででは「地域社会で不利な扱いをすること」（58.5%）が最も多く、40歳から59歳まででは「結婚問題で周囲が反対すること」と「地域社会での不利な扱いをすること」がともに50.0%で最も多く、60歳以上では「結婚問題で周囲が反対すること」（44.2%）が最も多いという結果になっています。

(13) 同和問題を解決するために必要なこと

設問 18 あなたは、同和問題を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。(3つまで)

n = 328人



同和問題を解決するために必要なことについては、「市民一人ひとりが、同和問題について、正しい理解を深めるように努力すること」が 49.7%で最も多く、次いで「学校や地域における人権教育を推進すること」(32.9%)、「同和問題については、そっとしておけば自然となくなるので、必要なことはない」(22.3%)の順となっています。

同和問題を解決するために必要なこと（年齢別）

単位：%

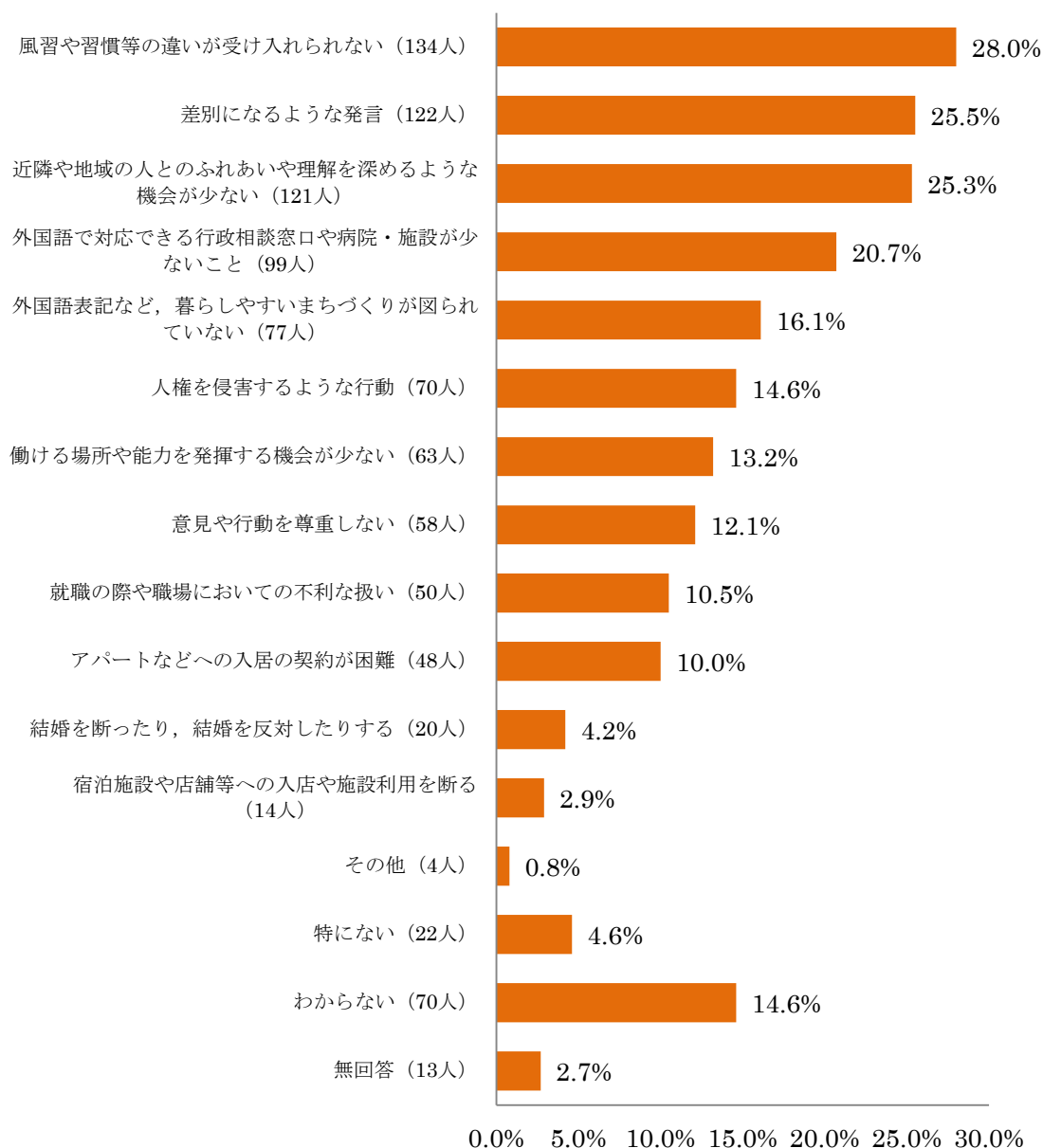
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	328	3	41	78	190
人権相談・生活相談の充実	20.4	33.3	22.0	19.2	22.1
学校や地域における人権教育の推進	32.9	33.3	36.6	39.7	29.5
広報紙・誌の発行や人権講演会の開催など 人権啓発の推進	11.9	0.0	22.2	9.0	12.1
市民一人ひとりが正しい理解を深めるよう 努力する	49.7	0.0	46.3	52.6	48.9
同和地区の人が、積極的に行政や同和地区外 の人に働きかける	5.8	66.7	7.3	5.1	4.2
同和地区以外の人たちとの交流を活発にし、 まちづくりをすすめる	13.1	66.7	7.3	11.5	13.7
同和地区の人が一定の地区にかたまって生活 せずに分散して住むようにする	20.7	0.0	22.0	25.6	16.8
そっとしておけば自然となくなるので、必要 なことはない	22.3	0.0	14.6	17.9	25.3
その他	4.6	0.0	7.3	3.8	4.2
特になし	4.0	0.0	7.3	2.6	3.7
わからない	12.2	0.0	7.3	9.0	15.8
無回答	1.5	0.0	4.9	0.0	1.6

年齢別でみると、19歳以下では回答者が3人のみということもあり分散していますが、そのほかの年代では「市民一人ひとりが、同和問題について、正しい理解を深めるように努力すること」が最も多いという結果になっています。

(14) 外国人に関する人権上の問題

設問 19 あなたは、外国人が地域で生活するうえで、どのようなことが特に人権上問題があると思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。(3つまで)

n = 478人



外国人の人権問題については、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」が28.0%で最も多く、次いで「差別になるような発言をすること」(25.5%)、「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと」(25.3%)の順となっています。

外国人に関する人権上の問題（年齢別）

単位：%

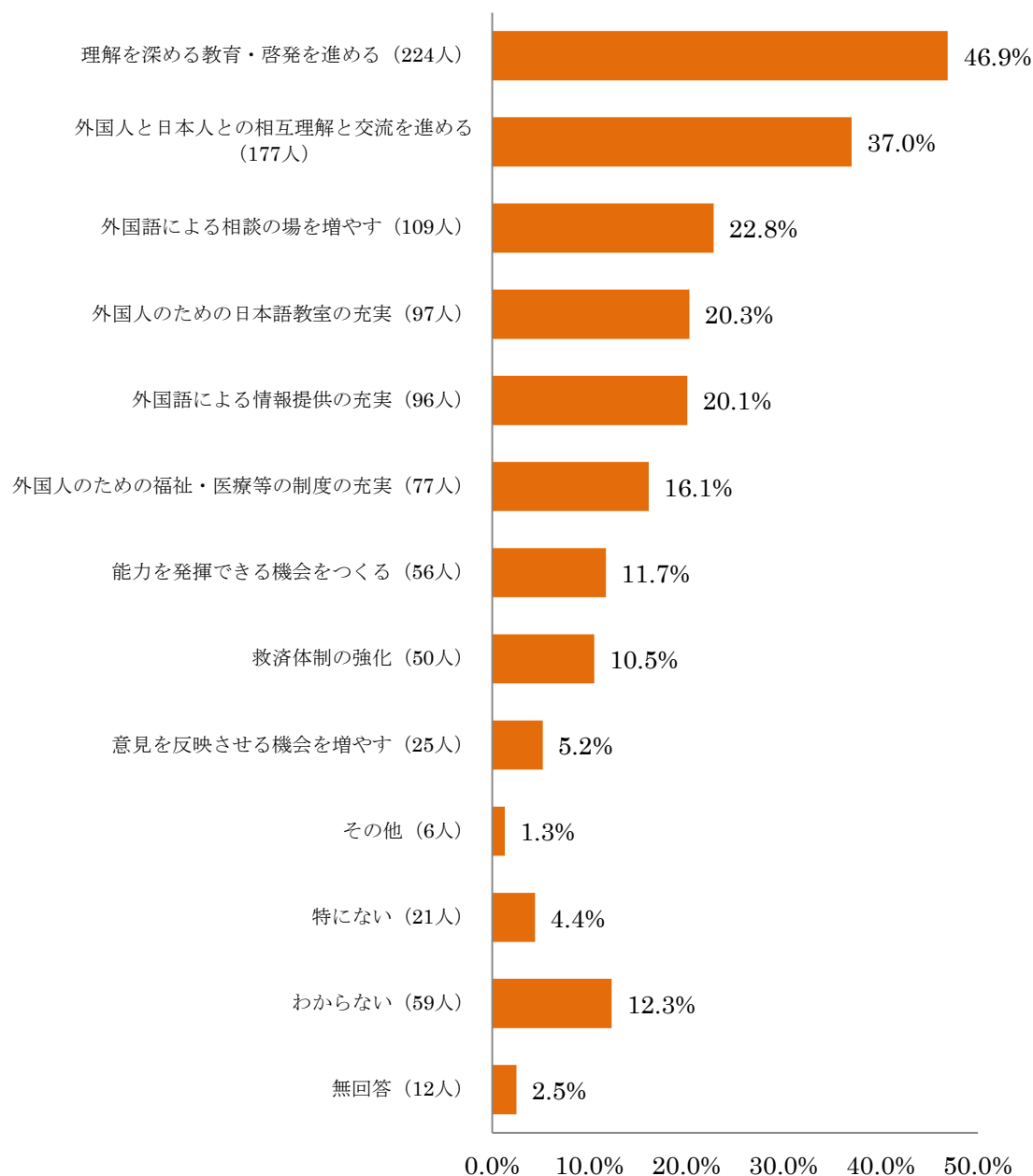
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
意見や行動を尊重しない	12.1	28.6	10.6	6.1	15.6
差別になるような発言	25.5	42.9	37.2	29.6	18.2
人権を侵害するような行動	14.6	14.3	20.2	18.3	11.7
アパートなどへの入居の契約が困難	10.0	7.1	17.0	10.4	7.8
風習や習慣等の違いが受け入れられない	28.0	28.6	28.7	33.0	25.5
働ける場所や能力を発揮する機会が少ない	13.2	21.4	14.9	12.2	12.6
外国語表記など、暮らしやすいまちづくりが 図られていない	16.1	28.6	17.0	13.9	16.5
外国語で対応できる行政相談窓口や病院・ 施設が少ないこと	20.7	21.4	26.6	28.7	14.7
近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める ような機会が少ない	25.3	21.4	18.1	23.5	29.0
就職の際や職場においての不利な扱い	10.5	21.4	22.3	9.6	4.8
宿泊施設や店舗等への入店や施設利用を断る	2.9	0.0	6.4	2.6	2.2
結婚を断ったり、結婚を反対したりする	4.2	7.1	8.5	1.7	3.5
その他	0.8	0.0	0.0	2.6	0.0
特にない	4.6	0.0	2.1	7.0	4.8
わからない	14.6	0.0	3.2	8.7	22.5
無回答	2.7	7.1	2.1	0.9	3.5

年齢別でみると、19歳以下と、20歳から39歳まででは「差別になるような発言をすること」が最も多く、40歳から59歳まででは「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」（33.0%）が最も多く、60歳以上では「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと」（29.0%）が最も多いという結果になっています。

(15) 外国人の人権を守るために必要なこと

設問 20 あなたは、外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。(3つまで)

n = 478人



外国人の人権を守るために必要なことについては、「互いが、ともに暮らす市民であることの理解を深める教育・啓発をすすめること」が46.9%で最も多く、次いで「外国人と日本人の相互理解と交流を進めること」(37.0%)、「外国語による相談の場を増やすこと」(22.8%)の順となっています。

外国人の人権を守るために必要なこと（年齢別）

単位：%

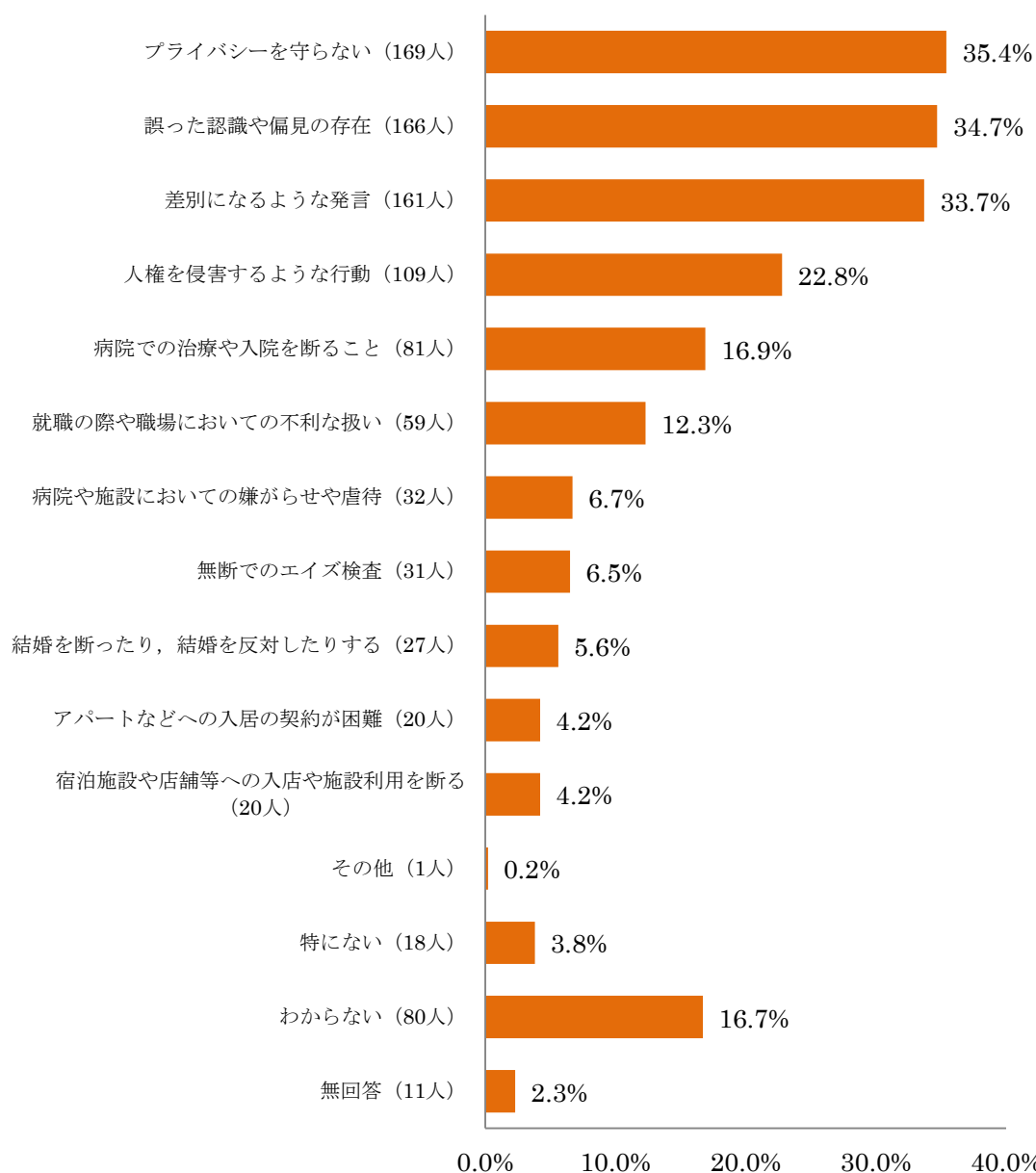
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
理解を深める教育・啓発を進める	46.9	57.1	57.4	46.1	43.3
外国語による情報提供の充実	20.1	14.3	28.7	24.3	16.5
外国語による相談の場を増やす	22.8	42.9	21.3	32.2	18.6
外国人のための日本語教室の充実	20.3	7.1	26.6	13.9	22.1
外国人のための福祉・医療等の制度の充実	16.1	28.6	16.0	18.3	13.9
外国人と日本人との相互理解と交流を進める	37.0	28.6	43.6	37.4	35.1
能力を発揮できる機会をつくる	11.7	21.4	10.6	13.0	10.8
意見を反映させる機会を増やす	5.2	14.3	6.4	5.2	4.3
救済体制の強化	10.5	7.1	12.8	9.6	10.8
その他	1.3	0.0	1.1	1.7	0.9
特になし	4.4	0.0	2.1	5.2	5.2
わからない	12.3	7.1	1.1	7.0	19.0
無回答	2.5	7.1	3.2	0.0	3.0

どの年代においても、「互いが、ともに暮らす市民であることの理解を深める教育・啓発を進めること」が最も多いという結果になっています。

(16) HIV感染者やハンセン病患者等に関する人権上の問題

設問 21 あなたは、エイズウイルス（HIV）感染者やハンセン病患者等に関することで、どのようなことが特に人権上問題があると思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。（3つまで）

n = 478人



HIV感染者やハンセン病患者等の人権問題については、「患者・感染者等のプライバシーを守らないこと」が35.4%で最も多く、次いで「患者・感染者等に対する誤った認識や偏見が存在していること」(34.7%)、「差別になるような発言をすること」(33.7%)の順となっています。

H I V感染者やハンセン病患者等に関する人権上の問題（年齢別）

単位：%

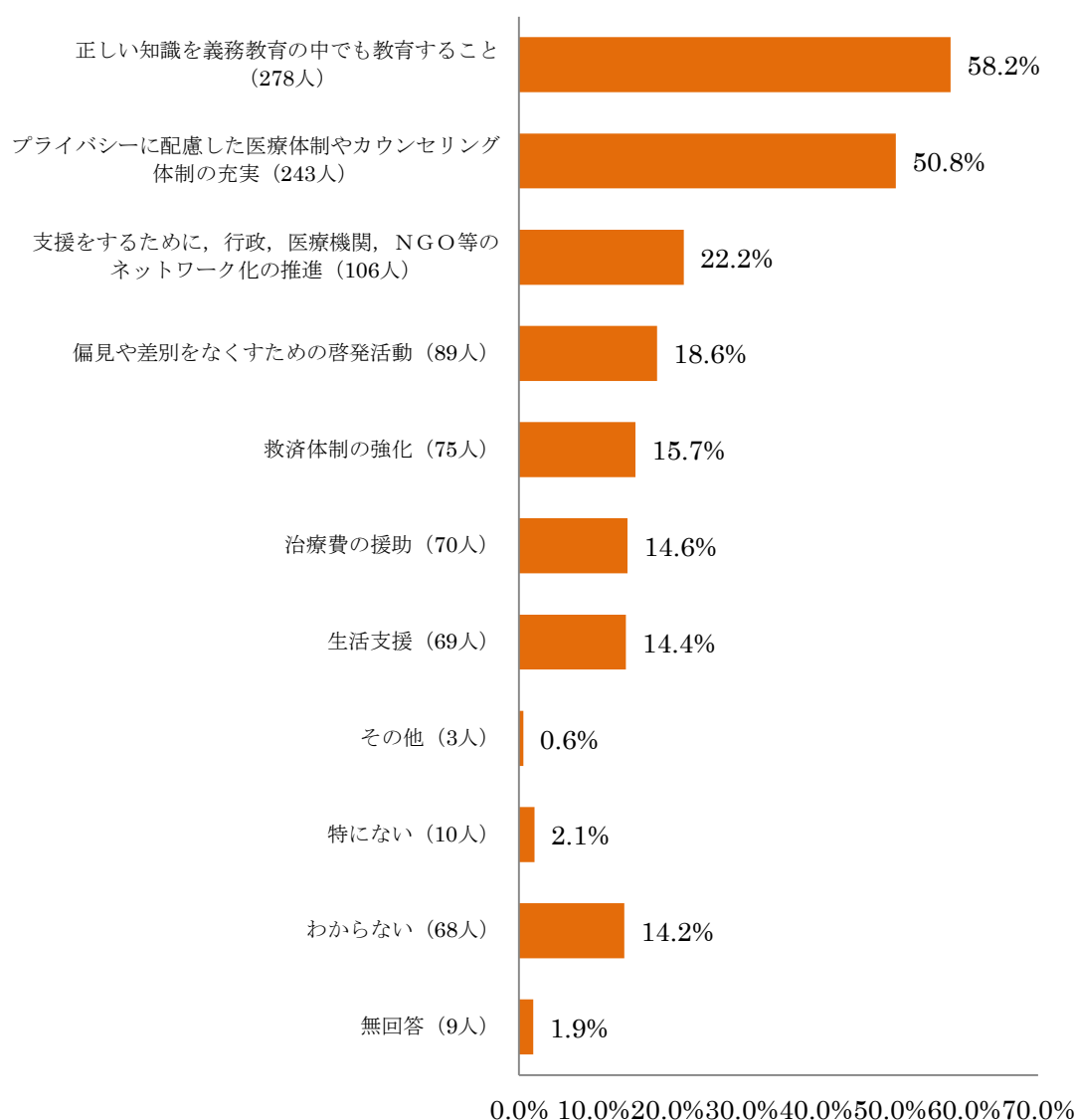
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
プライバシーを守らない	35.4	50.0	39.4	43.5	29.9
差別になるような発言	33.7	28.6	35.1	37.4	32.5
人権を侵害するような行動	22.8	21.4	27.7	24.3	19.9
アパートなどへの入居の契約が困難	4.2	0.0	4.3	0.9	6.5
就職の際や職場においての不利な扱い	12.3	14.3	17.0	11.3	11.7
病院での治療や入院を断ること	16.9	28.6	21.3	21.7	13.0
宿泊施設や店舗等への入店や施設利用を断る	4.2	0.0	6.4	5.2	3.5
結婚を断ったり、結婚を反対したりする	5.6	28.6	2.1	3.5	5.6
無断でのエイズ検査	6.5	14.3	4.3	5.2	7.8
病院や施設においての嫌がらせや虐待	6.7	0.0	6.4	9.6	5.6
誤った認識や偏見の存在	34.7	35.7	45.7	40.9	27.7
その他	0.2	0.0	1.1	0.0	0.0
特になし	3.8	0.0	2.1	3.5	4.8
わからない	16.7	0.0	7.4	11.3	23.8
無回答	2.3	7.1	2.1	0.0	3.0

年齢別で見ると、19歳以下と、40歳から59歳まででは「患者・感染者等のプライバシーを守らないこと」が最も多く、20歳から39歳まででは「患者・感染者等に対する誤った認識や偏見が存在していること」（45.7%）が最も多く、60歳以上では「差別になるような発言をすること」（32.5%）が最も多いという結果になっています。

(17) HIV感染者やハンセン病患者等の人権を守るために必要なこと

設問 22 あなたは、エイズウイルス（HIV）感染者やハンセン病患者等の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。（3つまで）

n = 478人



HIV感染者やハンセン病患者等の人権を守るために必要なことについては、「エイズ（HIV）やハンセン病に関する正しい知識を義務教育の中でも教育すること」が58.2%で最も多く、次いで「プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実すること」(50.8%)、「患者・感染者等を支援するため、行政、医療機関、NGO等のネットワーク化を進めること」(22.2%)の順となっています。

H I V感染者やハンセン病患者等の人権を守るために必要なこと（年齢別）

単位：%

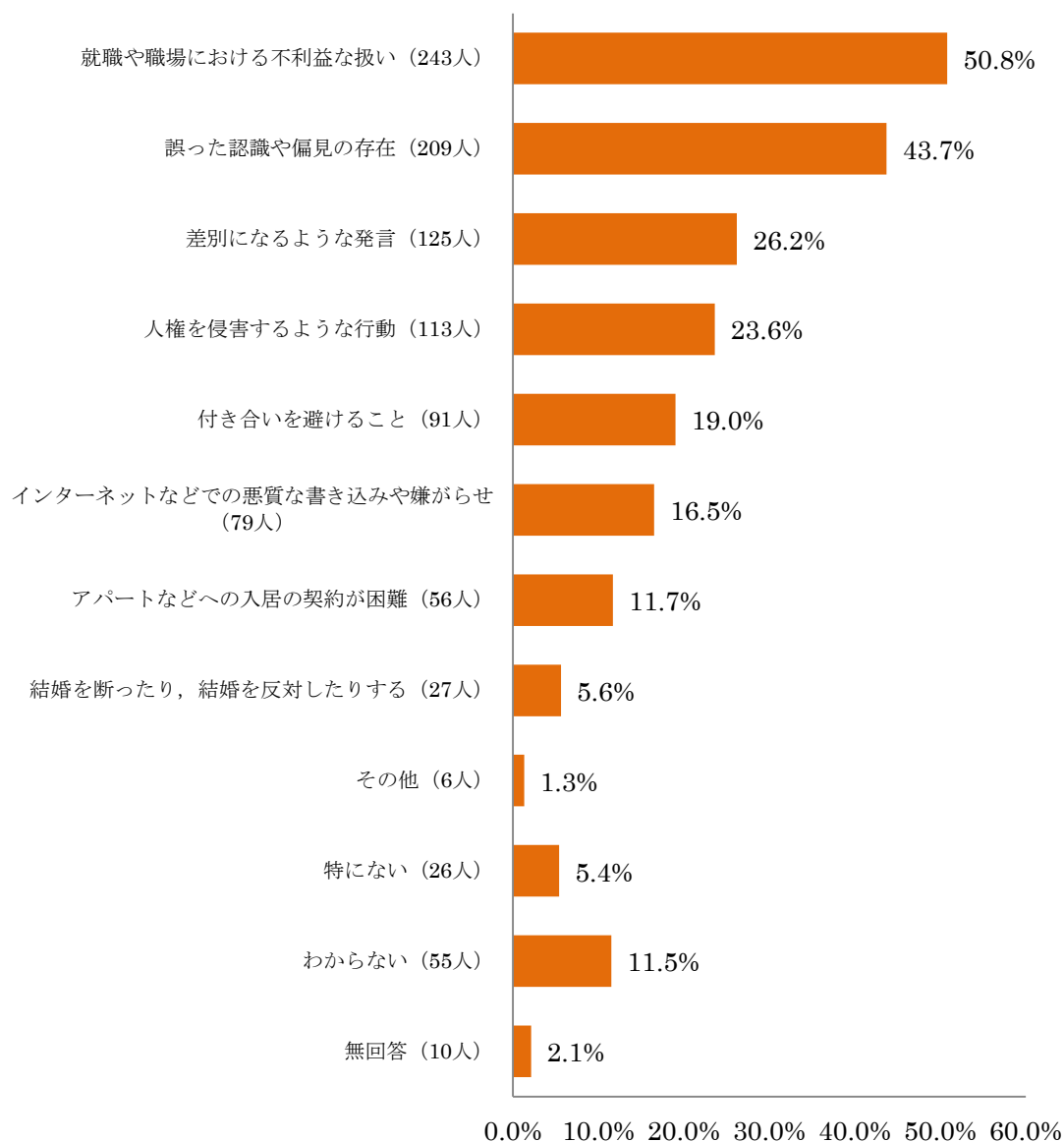
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制の充実	50.8	57.1	55.3	47.8	51.9
偏見や差別をなくすための啓発活動	18.6	7.1	21.3	23.5	17.3
正しい知識を義務教育の中でも教育すること	58.2	57.1	63.8	64.3	53.2
支援をするために、行政、医療機関、NGO等のネットワーク化の推進	22.2	50.0	21.3	27.0	18.6
生活支援	14.4	21.4	13.8	20.9	11.3
治療費の援助	14.6	0.0	21.3	19.1	10.4
救済体制の強化	15.7	14.3	19.1	14.8	15.6
その他	0.6	0.0	0.0	0.0	0.9
特にない	2.1	0.0	1.1	1.7	2.2
わからない	14.2	0.0	6.4	6.1	22.1
無回答	1.9	14.3	2.1	0.0	1.7

年齢別でみると、19歳以下では「プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実すること」と「エイズ（H I V）やハンセン病に関する正しい知識を義務教育の中でも教育すること」が同率で57.1%と最も多く、そのほかの年代では「エイズ（H I V）やハンセン病に関する正しい知識を義務教育の中でも教育すること」が最も多いという結果になっています。

(18) 更生した人に関する人権上の問題

設問 23 あなたは、罪や非行を犯した後に罪をつぐなって社会の一員として立ち直ろうとしている人に関する事で、どのようなことが特に人権上問題があると思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。
(3つまで)

n = 478人



更生した人の人権問題については、「就職の際や職場において不利益な扱いをすること」が50.8%で最も多く、次いで「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」(43.7%)、「差別になるような発言をすること」(26.2%)の順となっています。

更生した人に関する人権上の問題（年齢別）

単位：%

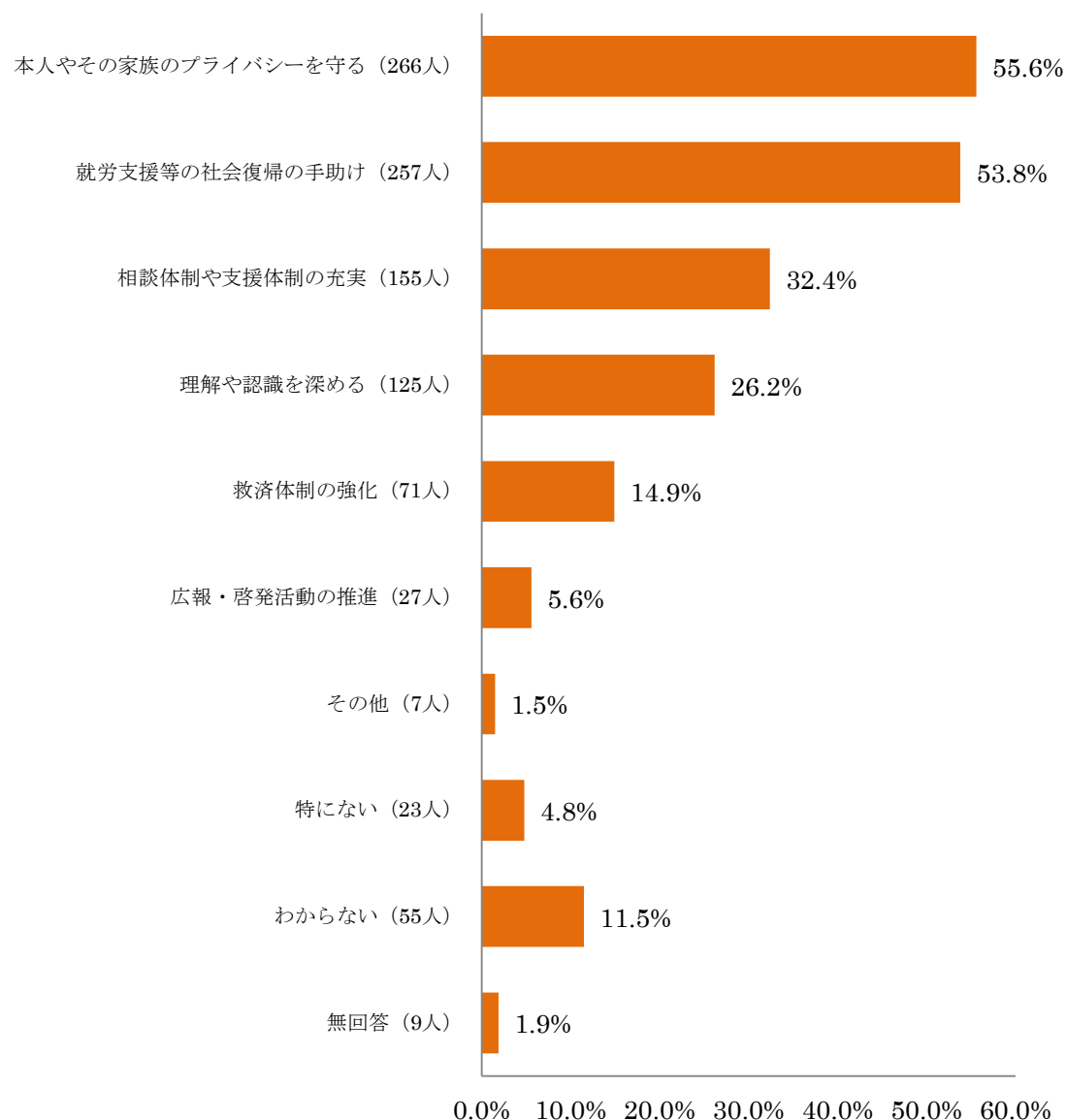
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
就職や職場における不利益な扱い	50.8	57.1	54.3	50.4	51.1
差別になるような発言	26.2	14.3	20.2	23.5	31.6
人権を侵害するような行動	23.6	14.3	27.7	20.9	25.5
アパートなどへの入居の契約が困難	11.7	7.1	12.8	10.4	12.6
結婚を断ったり，結婚を反対したりする	5.6	14.3	8.5	1.7	6.5
付き合いを避けること	19.0	28.6	28.7	22.6	13.4
誤った認識や偏見の存在	43.7	35.7	43.6	46.1	43.3
インターネットなどでの悪質な書き込みや 嫌がらせ	16.5	28.6	24.5	14.8	12.6
その他	1.3	0.0	3.2	0.9	0.4
特にない	5.4	7.1	4.3	4.3	6.5
わからない	11.5	7.1	4.3	12.2	13.4
無回答	2.1	7.1	1.1	1.7	2.2

どの年代においても「就職の際や職場において不利益な扱いをすること」が最も多いという結果になっています。

(19) 更生した人の人権を守るために必要なこと

設問 24 あなたは、刑を終えて出所した人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。
(3つまで)

n = 478人



刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なことについては、「刑を終えて出所した人や家族のプライバシーを守ること」が55.6%で最も多く、次いで「刑を終えて出所した人の就労支援など社会復帰の手助けをすること」(53.8%)、「刑を終えて出所した人のための人権相談・電話相談・支援体制を充実すること」(32.4%)の順となっています。

刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なこと（年齢別）

単位：％

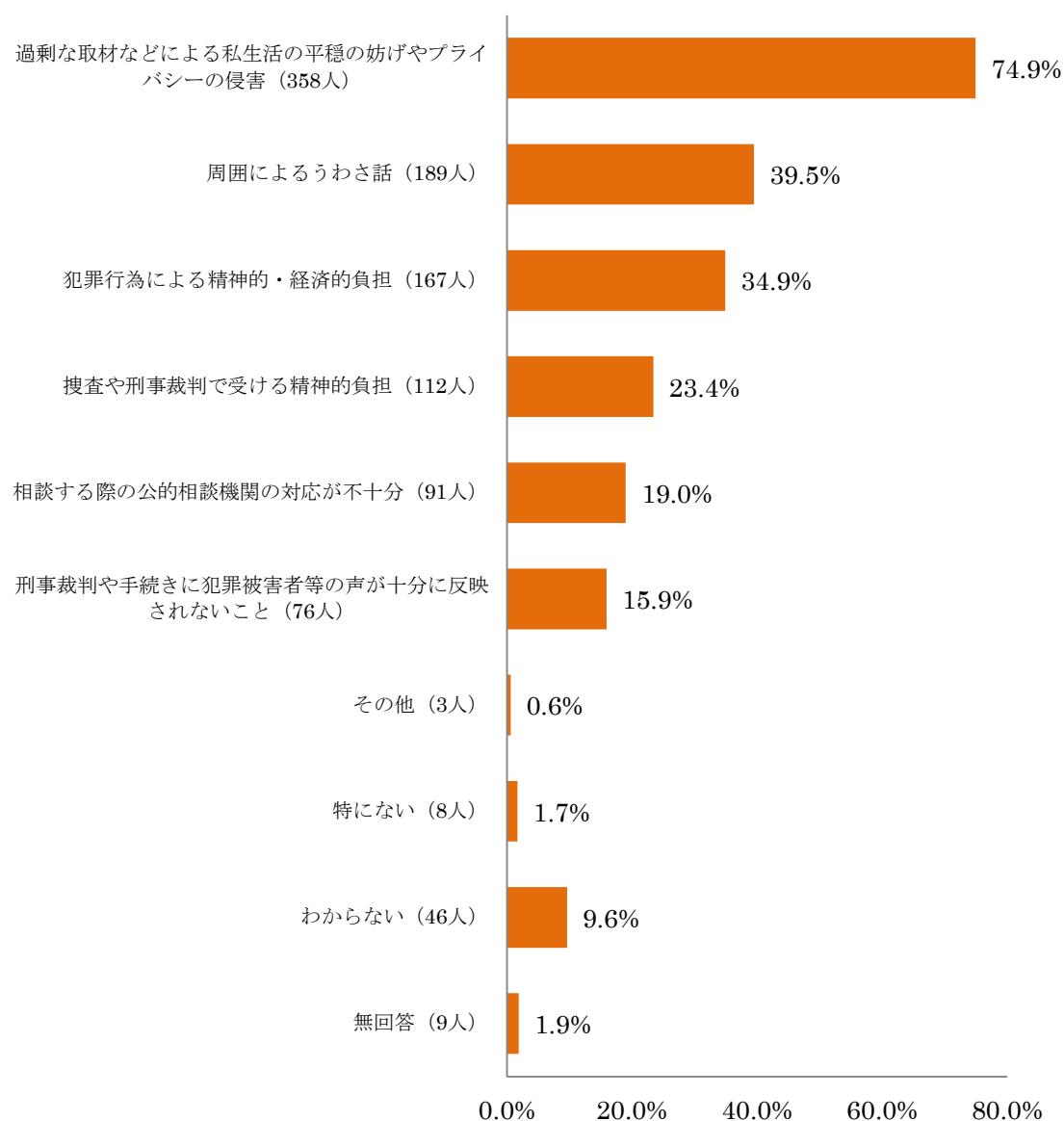
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
本人やその家族のプライバシーを守る	55.6	71.4	62.8	51.3	56.3
広報・啓発活動の推進	5.6	7.1	2.1	6.1	7.4
理解や認識を深める	26.2	35.7	22.3	20.9	30.7
相談体制や支援体制の充実	32.4	35.7	35.1	30.4	34.2
就労支援等の社会復帰の手助け	53.8	42.9	68.1	57.4	48.1
救済体制の強化	14.9	7.1	18.1	15.7	13.9
その他	1.5	0.0	1.1	2.6	1.3
特にない	4.8	7.1	2.1	4.3	5.2
わからない	11.5	0.0	4.3	11.3	13.4
無回答	1.9	7.1	2.1	0.9	1.7

年齢別で見ると、19歳以下と、60歳以上では「刑を終えて出所した人や家族のプライバシーを守ること」が最も多く、20歳から39歳までと、40歳から59歳まででは「刑を終えて出所した人の就労支援など社会復帰の手助けをすること」が最も多いという結果になっています。

(20) 犯罪被害者やその家族に関する人権上の問題

設問 25 あなたは、犯罪被害者やその家族の人権問題について、どのようなことが特に問題があると思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。(3つまで)

n = 478人



犯罪被害者やその家族の人権問題については、「過剰な取材などにより、犯罪被害者等の私生活の平穩を妨げたりプライバシーを侵害したりすること」が74.9%で最も多く、次いで「周囲が事件に関するうわさ話をすること」(39.5%)、「犯罪被害者等が犯罪行為で精神的・経済的負担を受けること」(34.9%)の順となっています。

犯罪被害者やその家族に関する人権上の問題（年齢別）

単位：％

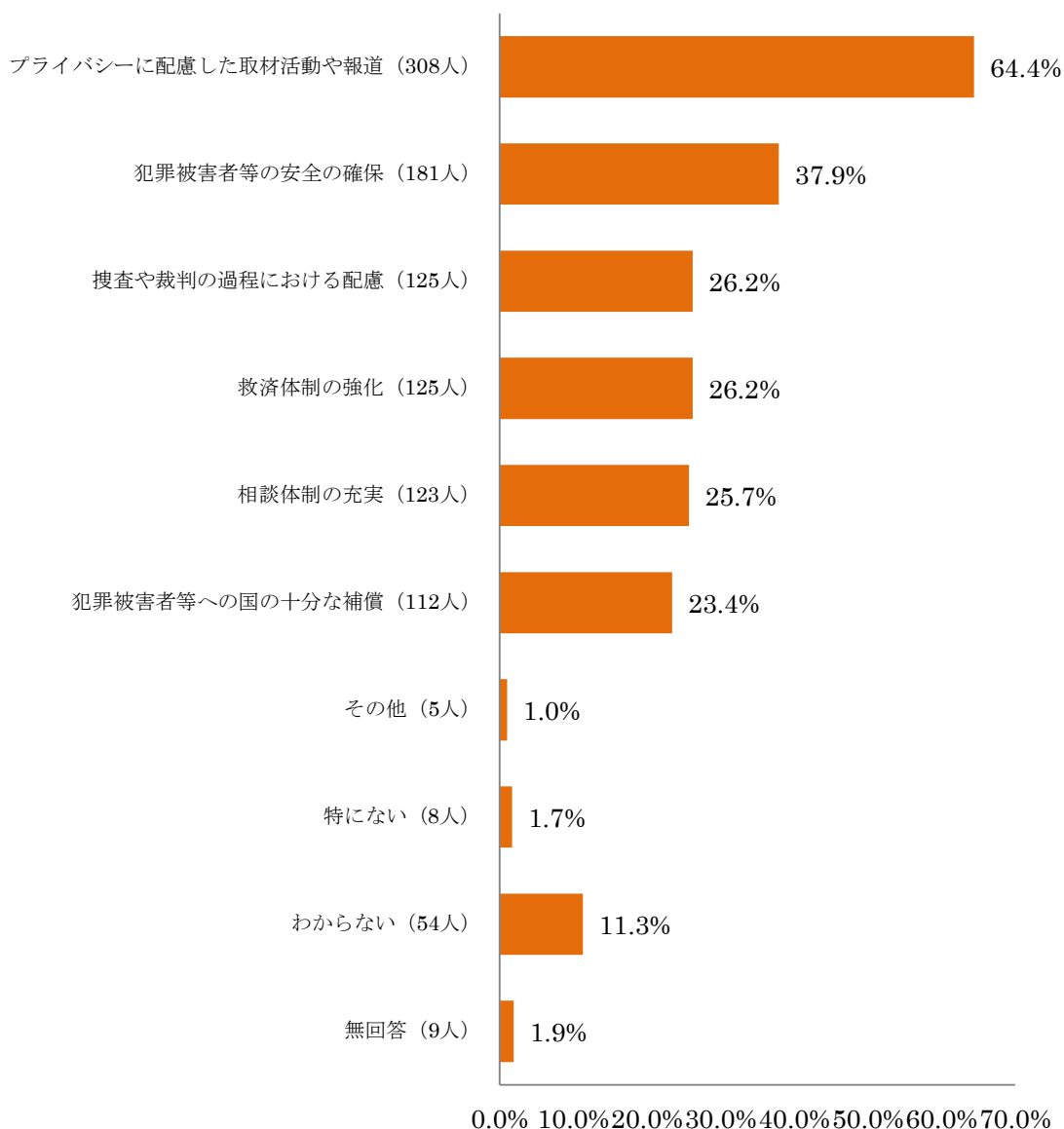
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
過剰な取材などによる私生活の平穩の妨げや プライバシーの侵害	74.9	85.7	83.0	81.7	69.7
犯罪行為による精神的・経済的負担	34.9	14.3	42.6	39.1	31.2
相談する際の公的相談機関の対応が不十分	19.0	28.6	20.2	27.0	15.2
周囲によるうわさ話	39.5	42.9	42.6	38.3	39.4
刑事裁判や手続きに犯罪被害者等の声が十分に 反映されないこと	15.9	28.6	17.0	21.7	12.1
捜査や刑事裁判で受ける精神的負担	23.4	21.4	24.5	25.2	22.5
その他	0.6	0.0	1.1	0.9	0.4
特になし	1.7	0.0	0.0	0.0	2.6
わからない	9.6	0.0	6.4	4.3	13.4
無回答	1.9	7.1	1.1	0.9	2.2

どの年代においても「過剰な取材などにより、犯罪被害者等の私生活の平穩を妨げたりプライバシーを侵害したりすること」が最も多いという結果になっています。

(21) 犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと

設問 26 あなたは、犯罪被害者等の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。
(3つまで)

n = 478人



犯罪被害者等の人権を守るために必要なことについては、「プライバシーに配慮した取材活動や報道をすること」が64.4%で最も多く、次いで「犯罪被害者等の安全を確保すること」(37.9%)、「捜査や裁判の過程において配慮すること」(26.2%)、「人権侵害があった場合に救済するための体制を強化すること」(26.2%)の順となっています。

犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと（年齢別）

単位：％

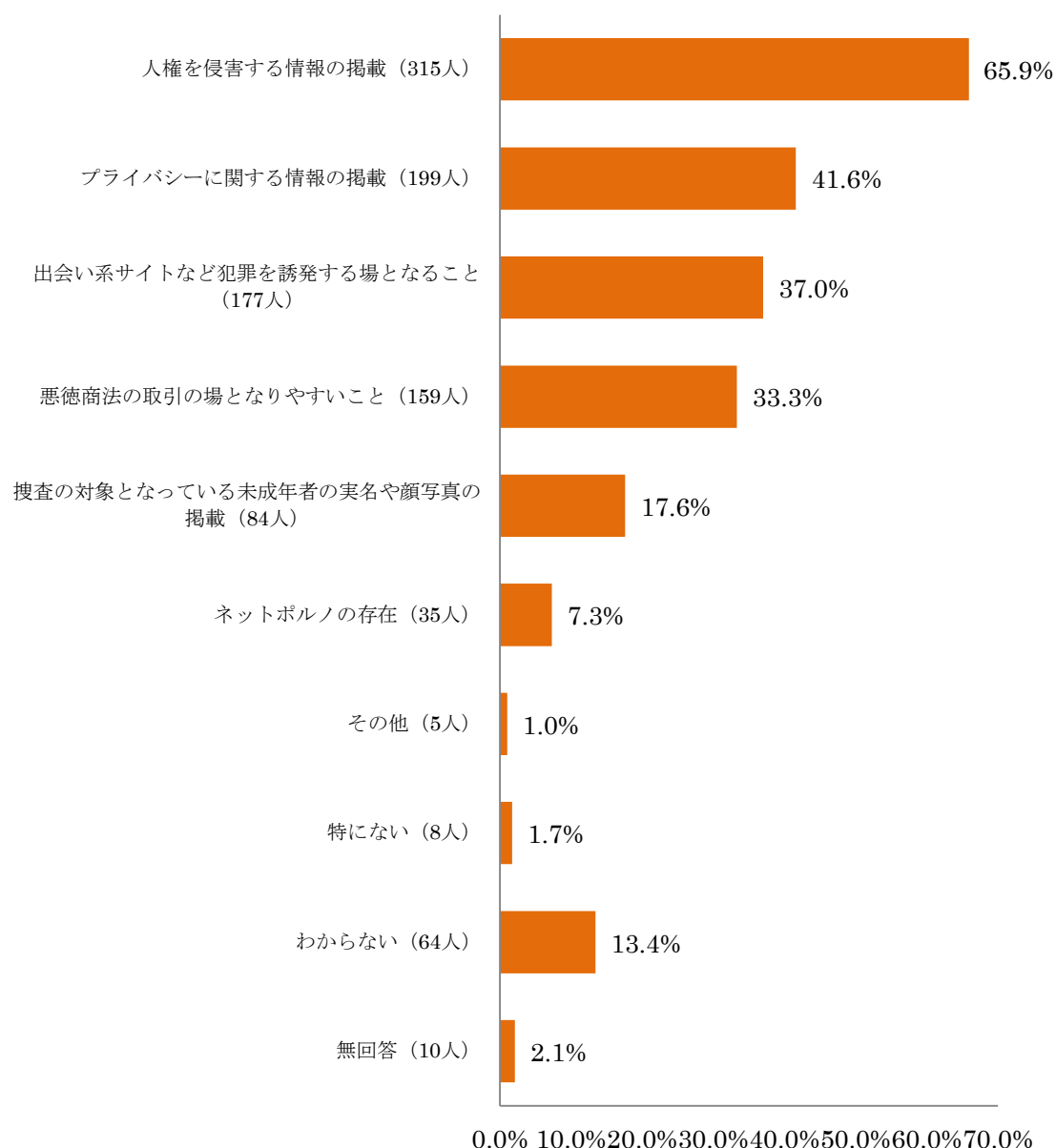
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
プライバシーに配慮した取材活動や報道	64.4	57.1	72.3	78.3	56.3
犯罪被害者等の安全の確保	37.9	42.9	42.6	39.1	35.9
犯罪被害者等への国の十分な補償	23.4	14.3	19.1	28.7	24.2
捜査や裁判の過程における配慮	26.2	28.6	27.7	36.5	19.9
相談体制の充実	25.7	21.4	25.5	27.8	24.2
救済体制の強化	26.2	35.7	27.7	26.1	25.5
その他	1.0	7.1	2.1	0.9	0.0
特にない	1.7	0.0	1.1	0.0	1.3
わからない	11.3	14.3	7.4	4.3	16.5
無回答	1.9	7.1	2.1	0.9	1.7

どの年代においても「プライバシーに配慮した取材活動や報道をすること」が最も多いという結果になっています。

(22) インターネットに関する人権上の問題

設問 27 あなたは、インターネット（パソコン、携帯電話等による）に関する
ことで、どのようなことが特に人権上問題があると思いますか。あて
はまる番号に○をつけてください。（3つまで）

n = 478人



インターネットに関する人権問題については、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報を掲載すること」が65.9%で最も多く、次いで「プライバシーに関する情報を掲載すること」(41.6%)、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」(37.0%)の順となっています。

インターネットに関する人権上の問題（年齢別）

単位：%

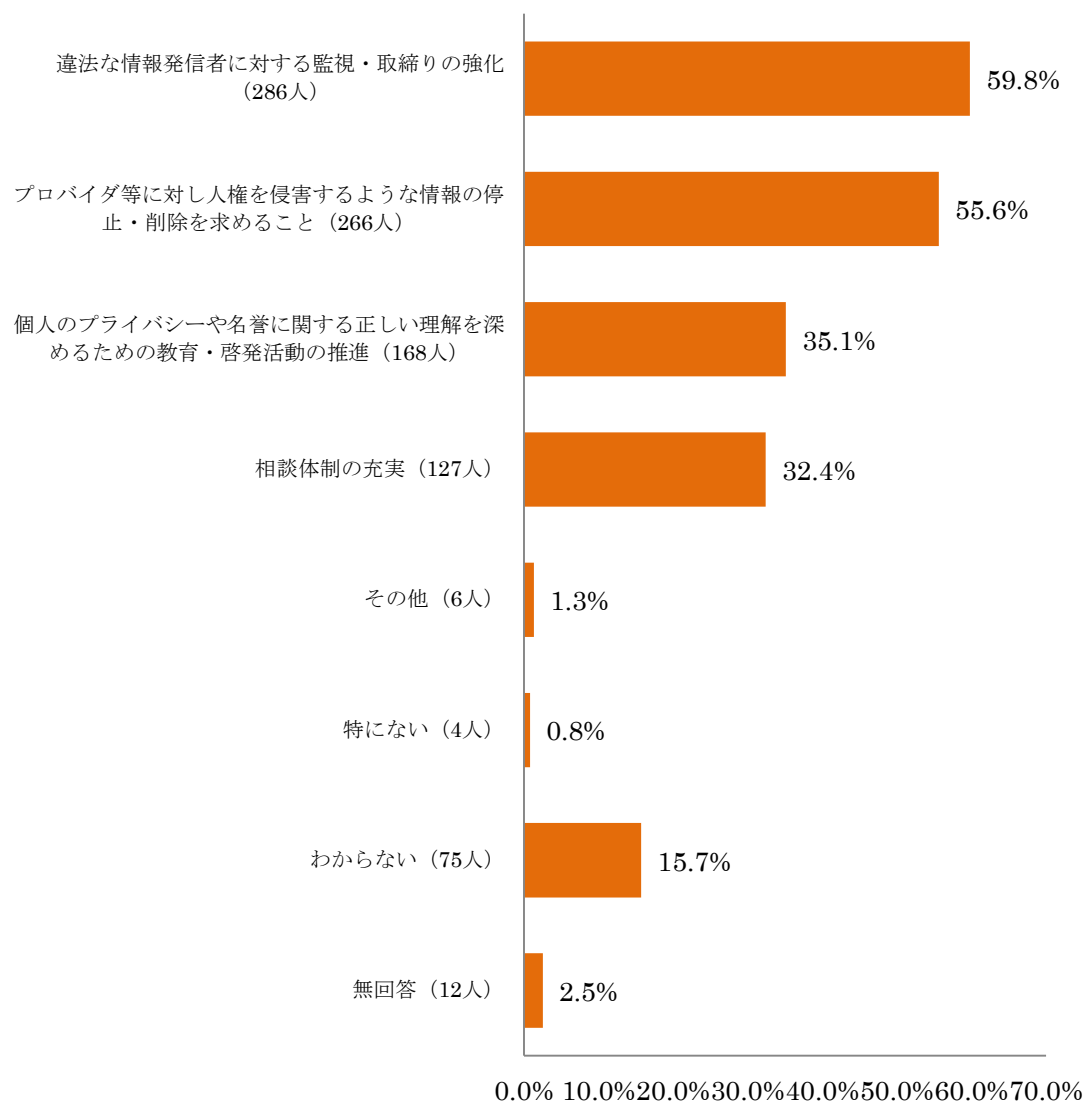
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
人権を侵害する情報の掲載	65.9	64.3	83.0	78.3	53.2
出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となること	37.0	35.7	23.4	43.5	39.8
悪徳商法の取引の場となりやすいこと	33.3	28.6	31.9	40.0	29.9
プライバシーに関する情報の掲載	41.6	57.1	59.6	48.7	29.4
捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真の掲載	17.6	14.3	23.4	16.5	16.5
ネットポルノの存在	7.3	21.4	5.3	7.8	7.4
その他	1.0	0.0	1.1	0.9	1.3
特になし	1.7	0.0	2.1	0.0	2.6
わからない	13.4	7.1	3.2	5.2	22.1
無回答	2.1	7.1	1.1	0.0	3.0

どの年代においても「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報を掲載すること」が最も多いという結果になっています。

(23) インターネットによる人権侵害を防ぐために必要なこと

設問 28 あなたは、インターネット（パソコン，携帯電話等による）による人権侵害を防ぐためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。（3つまで）

n = 478人



インターネットによる人権侵害を防ぐために必要なことについては、「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化すること」が59.8%で最も多く、次いで「プロバイダ等に対し人権を侵害するような情報の停止・削除を求めること」(55.6%)、「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進すること」(35.1%)の順となっています。

インターネットによる人権侵害を防ぐために必要なこと（年齢別）

単位：%

	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
相談体制の充実	32.4	21.4	24.5	40.9	32.9
個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動の推進	35.1	42.9	40.4	28.7	36.4
プロバイダ等に対し人権を侵害するような情報の停止・削除を求めること	55.6	57.1	70.2	72.2	41.1
違法な情報発信者に対する監視・取締りの強化	59.8	57.1	73.4	73.0	48.1
その他	1.3	0.0	2.1	2.6	0.0
特になし	0.8	0.0	1.1	0.0	1.3
わからない	15.7	14.3	3.2	4.3	26.8
無回答	2.5	7.1	2.1	0.0	3.5

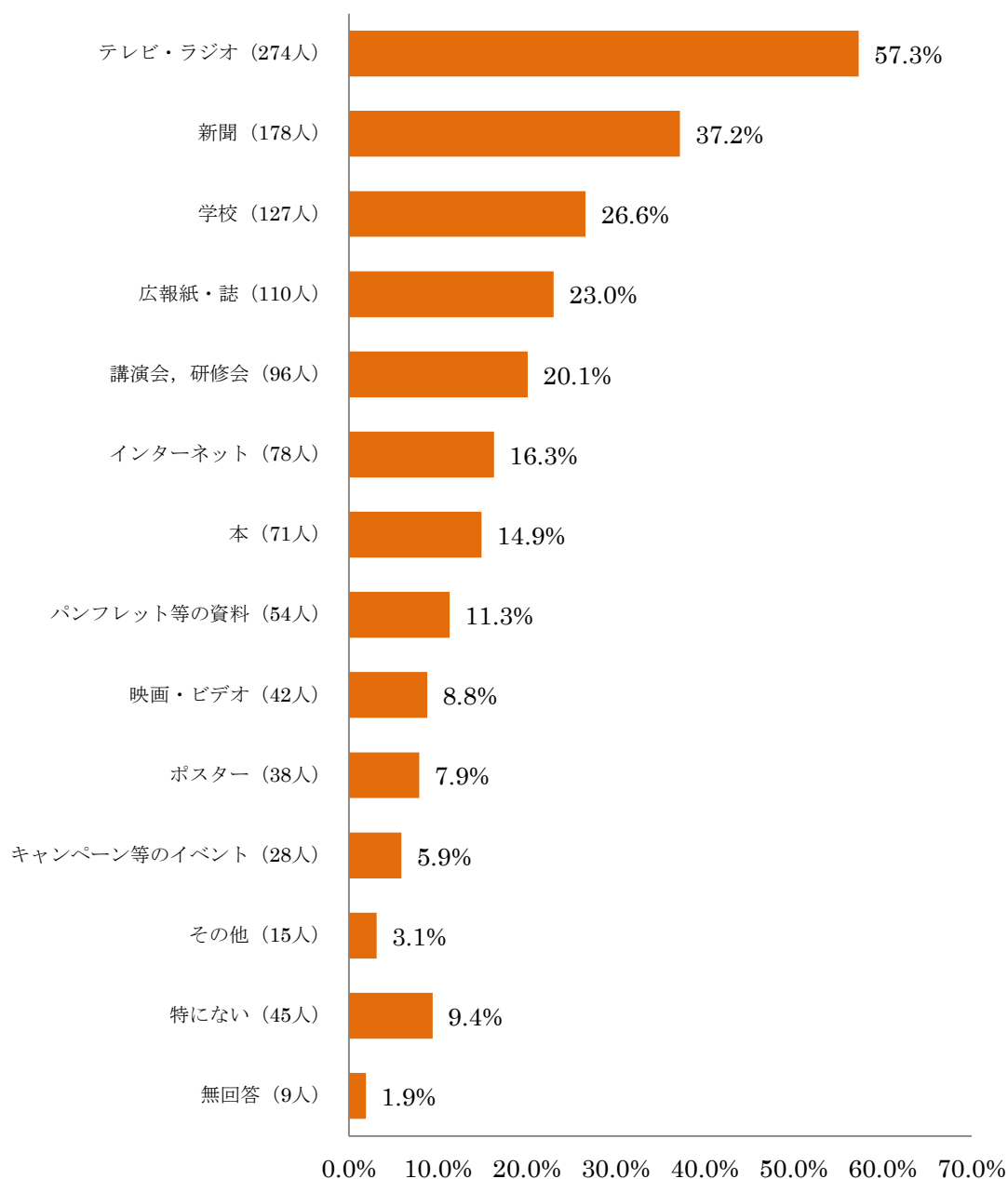
年齢別でみると、19歳以下では「プロバイダ等に対し人権を侵害するような情報の停止・削除を求めること」と「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化すること」が同率で57.1%と最も多く、そのほかの年代では「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化すること」が最も多いという結果になっています。

4. 人権施策について

(1) 人権問題に関する知識や情報の入手先

設問 29 あなたは、これまで人権問題に関する知識や情報を主として何から得ましたか。あてはまる番号に○をつけてください。

n = 478人



人権に関する知識や情報の入手先は、「テレビ・ラジオ」が57.3%で最も多く、次いで「新聞」(37.2%)、「学校」(26.6%)の順となっています。

人権問題に関する知識や情報の入手先（年齢別）

単位：％

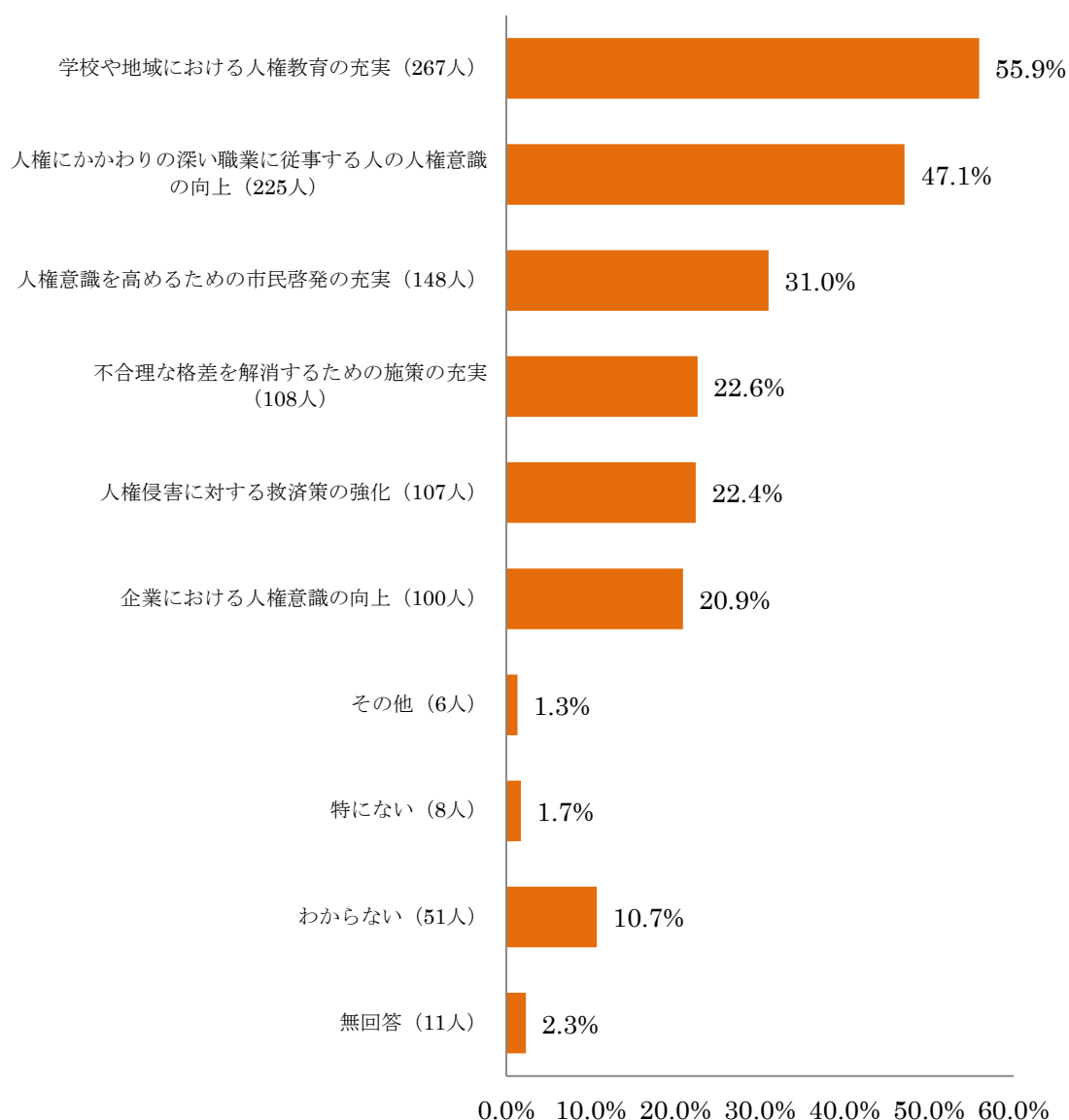
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
学校	26.6	71.4	54.3	28.7	12.6
講演会，研修会	20.1	21.4	14.9	23.5	22.1
キャンペーン等のイベント	5.9	0.0	3.2	5.2	7.8
広報紙・誌	23.0	0.0	11.7	20.0	31.2
パンフレット等の資料	11.3	14.3	5.3	6.1	16.5
ポスター	7.9	21.4	11.7	8.7	5.2
インターネット	16.3	21.4	37.2	22.6	4.3
テレビ・ラジオ	57.3	78.6	66.0	64.3	47.6
映画・ビデオ	8.8	0.0	18.1	9.6	4.8
新聞	37.2	35.7	26.6	42.6	38.5
本	14.9	21.4	17.0	17.4	13.4
その他	3.1	0.0	7.4	2.6	1.7
特にない	9.4	0.0	2.1	5.2	14.7
無回答	1.9	0.0	2.1	0.0	2.6

どの年代においても「テレビ・ラジオ」が最も多いという結果になっています。

(2) 人権が尊重される社会の実現のために必要な取組み

設問 30 あなたは、人権が尊重される社会を実現するためには、今後どのような取組が必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。(3つまで)

n = 478人



人権が尊重される社会の実現のために必要な取組みは、「学校や地域における人権教育の充実」が55.9%で最も多く、次いで「教職員、保健・医療・福祉関係従事者、公務員など人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人の人権意識の向上」(47.1%)、「人権意識を高めるための市民啓発の充実」(31.0%)の順となっています。

人権が尊重される社会の実現のために必要な取組み（年齢別）

単位：％

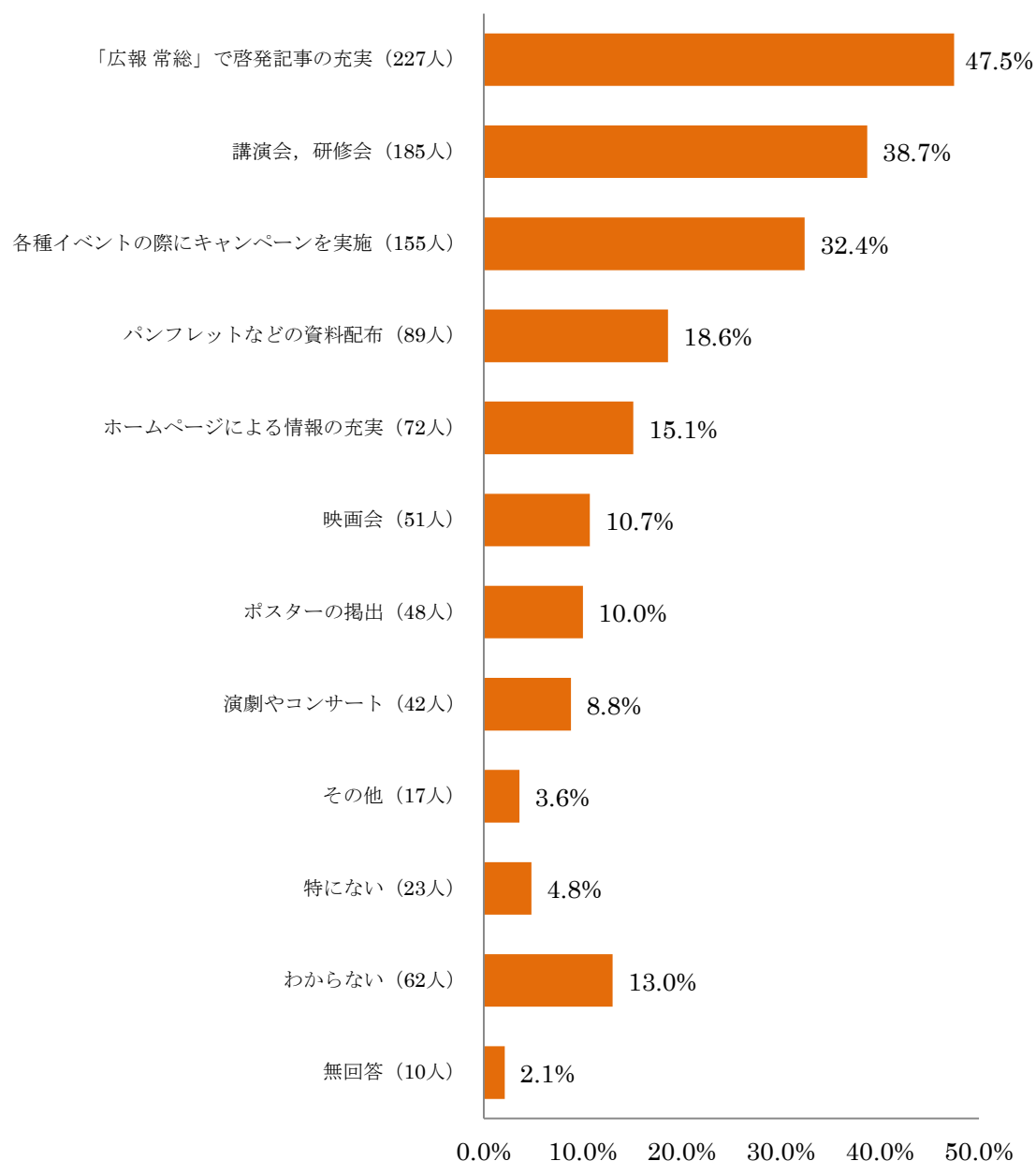
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
人権意識を高めるための市民啓発の充実	31.0	21.4	29.8	20.0	37.7
学校や地域における人権教育の充実	55.9	71.4	66.0	60.0	49.8
不合理な格差を解消するための施策の充実	22.6	21.4	27.7	27.8	19.0
人権にかかわりの深い職業に従事する人の 人権意識の向上	47.1	35.7	37.2	49.6	51.5
企業における人権意識の向上	20.9	21.4	36.2	23.5	13.4
人権侵害に対する救済策の強化	22.4	28.6	27.7	33.0	14.7
その他	1.3	0.0	5.3	0.0	0.4
特にない	1.7	0.0	0.0	1.7	2.2
わからない	10.7	14.3	3.2	7.0	14.7
無回答	2.3	7.1	2.1	0.9	2.6

どの年代においても「学校や地域における人権教育の充実」が最も多いという結果になっています。

(3) 今後充実させていくべき取組み

設問 31 市では人権についての理解を深めていくためにさまざまな取組を進めていますが、あなたは、今後どのような取組を充実させていくべきだと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。(3つまで)

n = 478人



充実させていくべき取組は、「「広報 常総」で啓発記事の充実」が 47.5%で最も多く、次いで「講演会, 研修会」(38.7%), 「各種イベントの際にキャンペーンを実施」(32.4%) の順となっています。

今後充実させていくべき取組み（年齢別）

単位：%

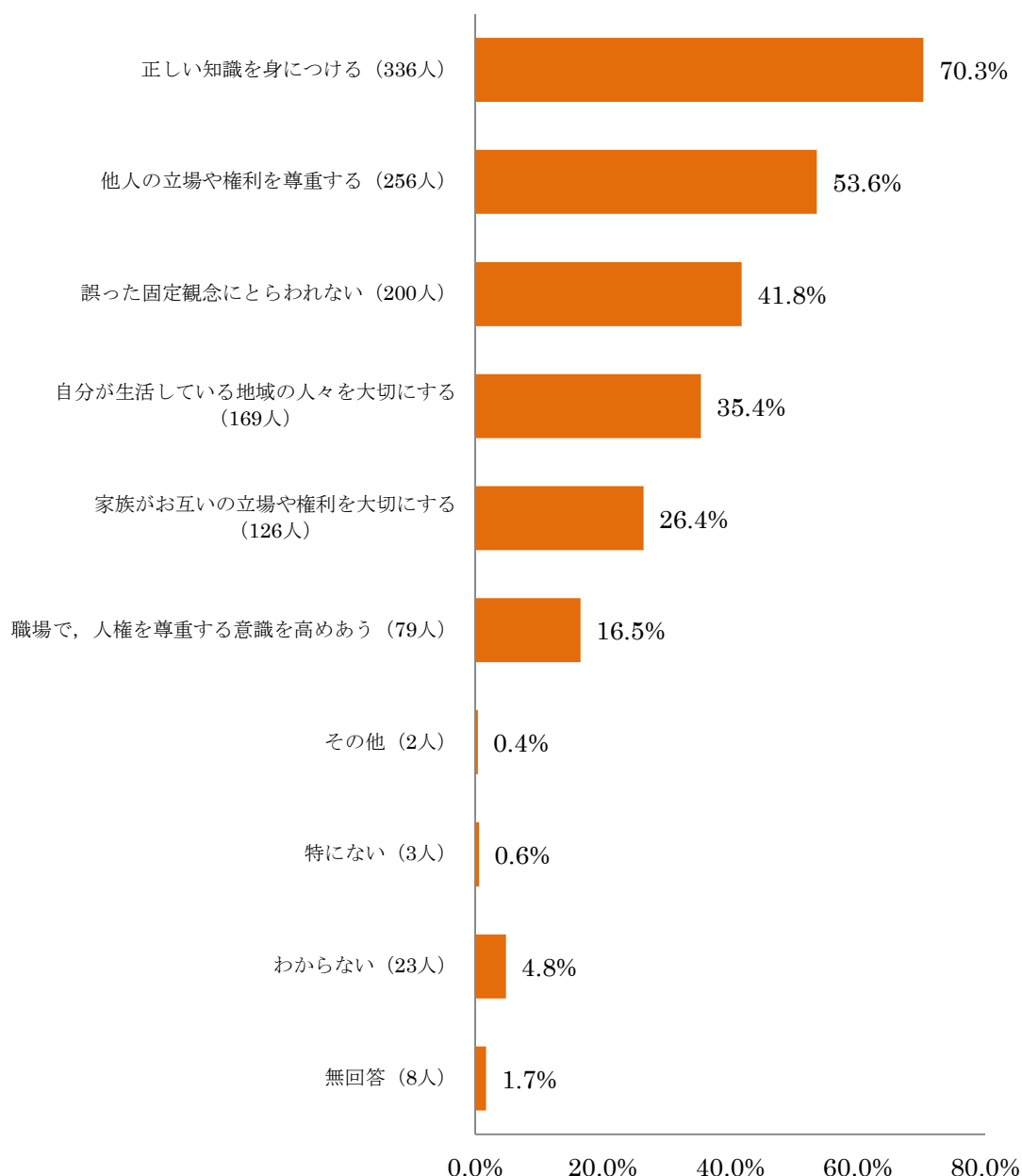
	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
講演会，研修会	38.7	42.9	28.7	46.1	39.4
各種イベントの際にキャンペーンを実施	32.4	21.4	44.7	34.8	27.3
演劇やコンサート	8.8	7.1	8.5	11.3	8.2
映画会	10.7	7.1	13.8	12.2	8.7
「広報 常総」で啓発記事の充実	47.5	42.9	37.2	41.7	55.0
パンフレットなどの資料配布	18.6	28.6	12.8	14.8	22.1
ポスターの掲出	10.0	28.6	17.0	12.2	5.2
ホームページによる情報の充実	15.1	14.3	28.7	19.1	8.7
その他	3.6	14.3	6.4	5.2	1.3
特になし	4.8	0.0	4.3	4.3	4.8
わからない	13.0	7.1	5.3	9.6	18.2
無回答	2.1	7.1	2.1	0.9	2.2

年齢別で見ると、19歳以下では「講演会，研修会」と「「広報 常総」で啓発記事の充実」が同率で42.9%で最も多く、20歳から39歳まででは「各種イベントの際にキャンペーンを実施」(44.7%)が最も多く、40歳から59歳まででは「講演会，研修会」(46.1%)が最も多く、60歳以上では「「広報 常総」で啓発記事の充実」(55.0%)が最も多いという結果になっています。

(4) 人権を尊重しあう社会の実現のために心がけたり行動したりすべきこと

設問 32 あなたは、人権を尊重しあう社会の実現のために、市民一人ひとりが、心がけたり行動したりすべきことはどのようなことだと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。(3つまで)

n = 478人



「人権に対する正しい知識を身につけること」が70.3%で最も多く、次いで「他人の立場や権利を尊重すること」(53.6%)、「時代錯誤の誤った固定観念にとらわれないこと」(41.8%)の順となっています。

市民一人ひとりが、心がけたり行動したりすべきこと（年齢別）

単位：%

	全体	～19歳	20歳 ～39歳	40歳 ～59歳	60歳～
回答者数（人）	478	14	94	115	231
正しい知識を身につける	70.3	64.3	73.4	72.2	70.6
誤った固定観念にとらわれない	41.8	14.3	50.0	46.1	37.7
他人の立場や権利を尊重する	53.6	64.3	55.3	61.7	50.2
自分が生活している地域の人々を大切にする	35.4	42.9	23.4	31.3	42.4
家族がお互いの立場や権利を大切にする	26.4	21.4	23.4	24.3	29.4
職場で、人権を尊重する意識を高めあう	16.5	35.7	25.5	17.4	11.7
その他	0.4	0.0	1.1	0.9	0.0
特にない	0.6	0.0	0.0	0.9	0.9
わからない	4.8	7.1	3.2	2.6	5.2
無回答	1.7	7.1	1.1	0.0	2.2

年齢別で見ると、19歳以下では「人権に対する正しい知識を身につけること」と「他人の立場や権利を尊重すること」が同率で64.3%と最も多く、そのほかの年代では「人権に対する正しい知識を身につけること」が最も多いという結果になっています。

5. 自由記述

人権問題や常総市の人権施策などにご意見、ご要望などがございましたら、以下にご自由にお書きください。

○調査票の自由記述式質問への回答内容の中から、代表的な意見を抜粋して掲載しています。

- ・すべての常総市民を自分の家族のように扱うことが大切であると思います。

【60歳代 女性】

- ・人は変えようと思って変えられるものではないが、変わろうとする人は変えられる。それには認知面、行動面へのアプローチが必要。知識を与え、実際に行動させること。知らないことがいかに危険なことか、自分の世界をせばめているかを気づかせるような参加型の研修会やコミュニケーションの場が必要であると思います。【40歳代 女性】

- ・人権問題は難しいと私は思います。他者に言ったことが、その他者が人権問題と思えば、そういうふうにとらえられてしまいます。どんな人も同じ人間なので、合う、合わないはありますが、差別はよくないと思います。また、私も過去、ネットにより悪口を書かれたことがあります。ネットは便利ですが、これからの子どもたちに気をつけてほしいと思いました。

【10歳代 女性】

- ・人権解放は身近で範囲が広く、自分自身が内容が分からない。

【80歳代 男性】

- ・市としての熱心な取り組みに敬意を表します。私の知り合いのなかに、40歳手前にもかかわらず、同和問題の存在を知らなかった人がいました。私も確かに思い起こすと、学校で教育を受けたことはなく、親から教えてもらったり、就職した際の研修で知識を得ました。現在は学校教育のなかでどこまで教育がされているか分かりませんが、幼少期から誰もが当然のように持っている知識となるように教育をするべきだと思います。

【30歳代 男性】

- ・決め込みや噂をやめよう。【50歳代 男性】
- ・常総市が特にというわけではなく、人権を守るということが全国的にできていないのでは？

職場では、立場が上になる人が差別をしているようでは決して良くなならないと思う 【50歳代 女性】

- ・近年、外国人移住者が増えているので、日本人と外国人との交流の場があるといいと思う。ほかの国のことを知ることで、固定観念がなくなり、広い視野で物事を考えることができる。それによって、人権の尊重につながるのでは？【30歳代 女性】
- ・以前のように、小学校で道徳の時間をもって、子どものころから人権に関する正しい知識を得ることが大切です。【60歳代 女性】
- ・問題に直面した時、関係する人間一人ひとりが誠実に向き合うための信頼関係を築けるような地域社会を目指してほしいです。【20歳代 男性】
- ・人権問題担当職員の資質向上。【60歳代 男性】
- ・判断がしにくい部分が多い。【70歳代 男性】
- ・今の世の中、絆のひとかけらもない世の中になってしまったような気がして、とても悲しくなります。障がいのある人とか幼児で虐待されている子どもたちのお役に立ちたい気持ちでいっぱいです。そんな機会をつくってほしい。高齢者でも何かできるような気がします。【60歳代 男性】
- ・常総市固有の問題があるのかどうか。あれば、そこから取り組んで広報してほしいと思います。【40歳代 男性】
- ・差別解消は永遠の課題でしょう。担当の方々の努力に期待しています。
【70歳代 男性】
- ・市民一人ひとりの事情も考えていただきたい。【50歳代 男性】
- ・ポスターや標語を市民から応募してもらい意識してもらうこと。
【50歳代 女性】
- ・常総市にはたくさんのブラジル移民が住んでいるが、今日でもその間には大きな壁があるように感じる。交流する機会が少なく、せっかく国際交流ができる環境があるにも関わらず、台無しにしているように思える。交流イベントや語学教室などを充実してほしいと思う。【20歳代 男性】
- ・他人を大切にしようとする心は、まず自分自身を大切にできる心を育てることで育まれる気がします。自分を大切にできる心を育てるには、家庭、家族に愛されてこそだと思います。なので、まずは、女性、男性、特に女性の家庭力、育児力、社会力を育てていくことだと思います。
【30歳代 女性】
- ・常総市に外国の方がたくさん住んでいますが、道ですれ違ってちょっと挨拶をかわす程度です。広報誌などに在住している方の声など載せていただければ、困っていることなど身近なこととして感じられてもっと親しく付き合っていくきっかけになると思う。【30歳代 男性】

- ・このようなアンケートを行っていることも知らず、いろいろな対策をされていることを初めて知りました。また、人権問題がまだ私の知らないところであることを考えさせられるアンケートでした。【40 歳代 女性】
- ・個人主義や個性化が昔よりも進化していく現代、誤った判断で孤立してしまうこともありえる話です。年齢や性別で楽しみ方や悩みも様々なのは当たり前。人権という重い言葉に注視することも大切です。同じように地域活性化を誰でも体感できることなどのイベント等の企画等も大切だと思います。人権対策が一人走りしても改善・解決することは難しいと私は思います。【30 歳代 女性】
- ・北朝鮮による拉致被害者の人権問題の設問がないのはなぜですか？
【30 歳代 男性】
- ・問 32 の選択肢 2（時代錯誤の誤った固定観念にとらわれないこと）にありますように、常総市も昔と違い人口も減少しつつあり、古い固定観念にとらわれることなく、新しい常総市を立て直したいものです。【70 歳代 男性】
- ・小中学校での人権に関する教育を充実させる。【60 歳代 男性】
- ・事件が起きると、犯罪者（加害者）の人権擁護ばかりが取り上げられているが、被害者の人権についてももっと考えるべきである。【60 歳代 男性】
- ・実際に人権侵害、人権差別を受けている人たちは、どのような施策をとってほしいと思っているのか、社会に望んでいることはなんなのか、当人たちの声を聞き、反映してほしい。【20 歳代 女性】
- ・連日、テレビ等でイジメのことが話題になっており、見るたびに可哀そうで心が痛みます。家庭では目の届かないところを教職員、教育委員会の方から、しっかり親御さんに伝えてほしいと願います。先生方が子どもたちと遊べる時間が必要かもしれませんね。【50 歳代 女性】
- ・人権問題について意見・話し合う場をたくさんもうけるようにする。
【年齢 性別 未回答】
- ・小さいころから教育の一環として、人権について勉強していくことが重要だと思います。また、問題の対策について、どこで、どのように対応しているかを市民に伝える方法を工夫すべきだと思います。【50 歳代 男性】
- ・今まで、特に人権問題を意識したことがありませんでしたが、今回のアンケートを受け、日頃から人権、特に今まで意識の外だった社会的弱者の人権について、温かい配慮をしていきたいと感じました。幼稚園も小学校も外国のお友達が増えています。皆が笑顔で暮らせる常総市であるよう、子どもたちにも家庭で教育していきたいです。ありがとうございました。
【30 歳代 女性】

- ・80歳以上のアンケートとして難しく、人権という点からみると、一人ひとりのニーズ、能力にあったアンケートの工夫が必要なのではないのでしょうか。【80歳代 女性】
- ・アンケートの結果を素早く活かしてほしい。やりっぱなしにしないで。
【80歳代 女性】
- ・心を豊かにすること。助け合うことの大切さを知ること。【60歳代 男性】
- ・インターネットの発展で良いことも多いが、知らせなくてもいいようなことも瞬時に流され、怖い世の中になっていると思います【60歳代 男性】
- ・60数年の人生の中で、過去にも現在にも、人権問題や人権施策等、市民からアンケートを取るという案件があることに驚きです。ただ、身体障がい者の方とか、高齢の方に手を差し伸べることは当たり前で、人権云々以前の問題であります。
家族に思いやりをもって、地域に思いやりをもって接すれば、やがて国をつくる根源であろうと思います。【60歳代 女性】
- ・常総市には多くの外国人が住んでいますが、住民交流が少ないと思う。彼らが迷惑でないと思っていることでも、こちらは迷惑と感ずることがある。例えば、車の中から騒音を流し、窓を開けているためうるさい。これは、彼らの習慣かもしれないが、日本人には理解できない。【60歳代 男性】
- ・女性や外国人などが生活しやすい環境や街づくりを実施していけばいいですね。広報紙などに女性の多い家族や外国人をとりあげてもいいと思います。【40歳代 男性】
- ・石下の城でよく講演会がありますが、すごく入りにくいです。もっとお互いにまだまだ理解が必要だと思えます。都会と地方でこんなに人権に対する固定観念に差があるとは思いませんでした。「破戒」や「橋のない川」等で初めてこういうことがあったと知りました。今は、少しは社会がよくなっているのでは？【60歳代 女性】
- ・人権を尊重することと侵害することは紙一重でなかなか難しいことだと思います。先日、テレビで赤ちゃんとママと生徒の交流事業を見ました。環境の違う者同士が交流を持って思いやりとか優しさが芽生えてくれるといいなあと思いました。【50歳代 女性】
- ・人権問題の意味が難しかった。事前に説明してくれれば良かったかなと思います。今の社会は心の余裕がなく、ほかの人達のことなど考えてられない状況です。人権問題、人権問題と言われていますが、私を含めて国内の人はあまり興味がないんじゃないのでしょうか。【60歳代 女性】

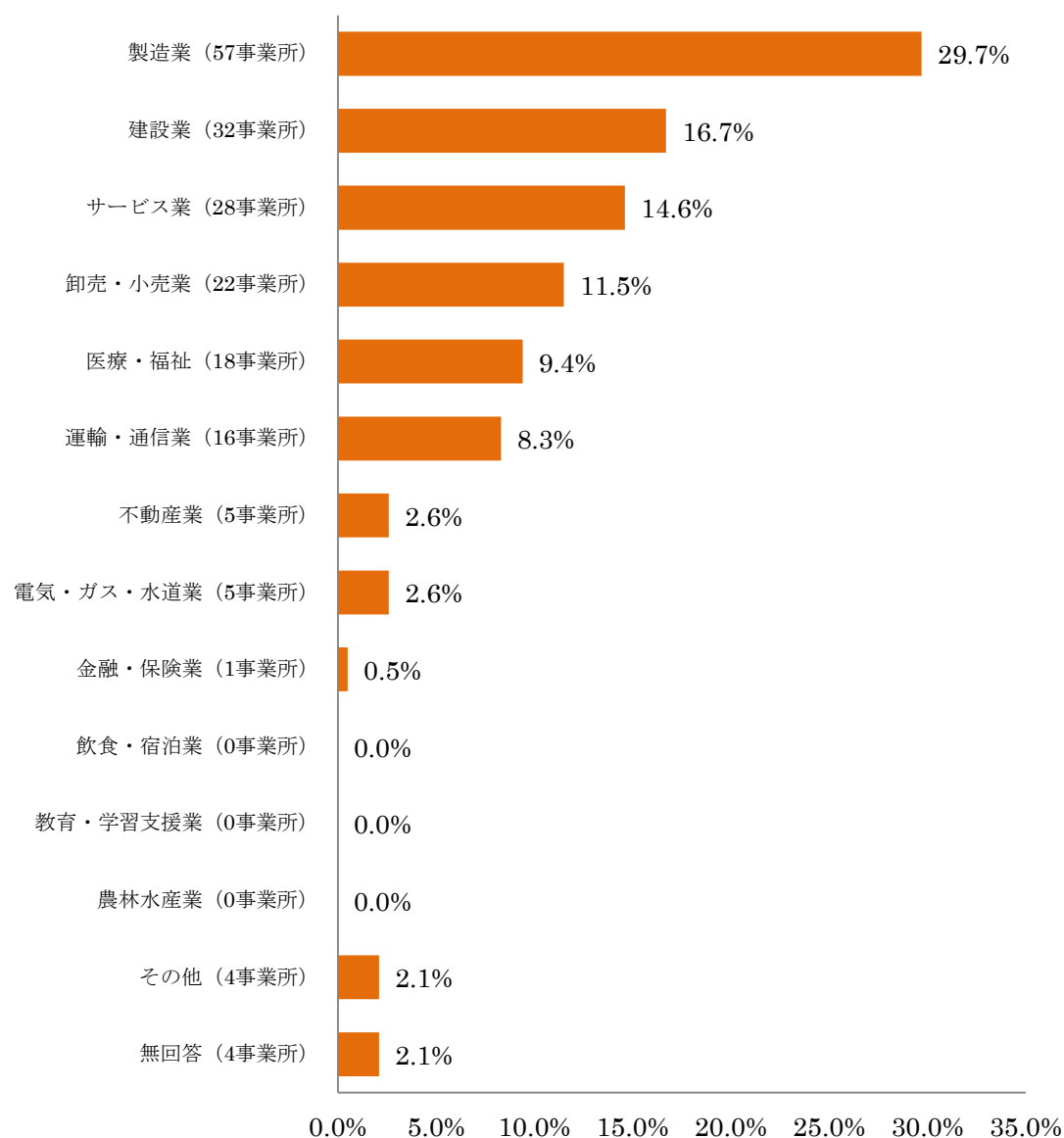
人権に関する企業の意識調査

1. 属性

(1) 業種

設問1 貴事業所の業種について、あてはまる番号に○をつけてください。
あてはまるものが無い場合は最も近いと思われるものを、複数の業種にまたがる場合は主なものをお選びください。

n = 192 事業所

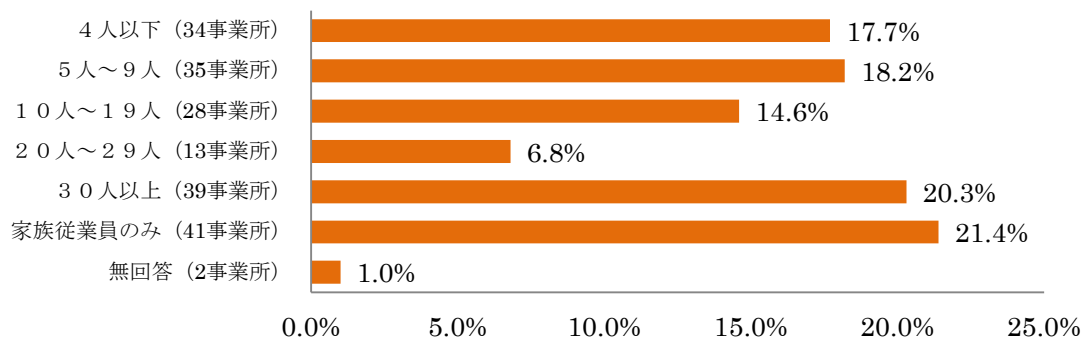


事業所の業種は「製造業」が 29.7%で最も多く、次いで「建設業」(16.7%), 「サービス業」(14.6%)と続いています。

(2) 従業員数

設問2 貴事業所の従業員数（パート、アルバイトを含みます）について、
当てはまる番号を○で囲んでください。

n = 192 事業所



事業所の従業員数は、「家族従業員でやっているのので、一般の採用はない」が21.4%で最も多く、次いで「30人以上」(20.3%)、「5人～9人」(18.2%)と続いています。

属性（業種及び従業員数）

単位：%

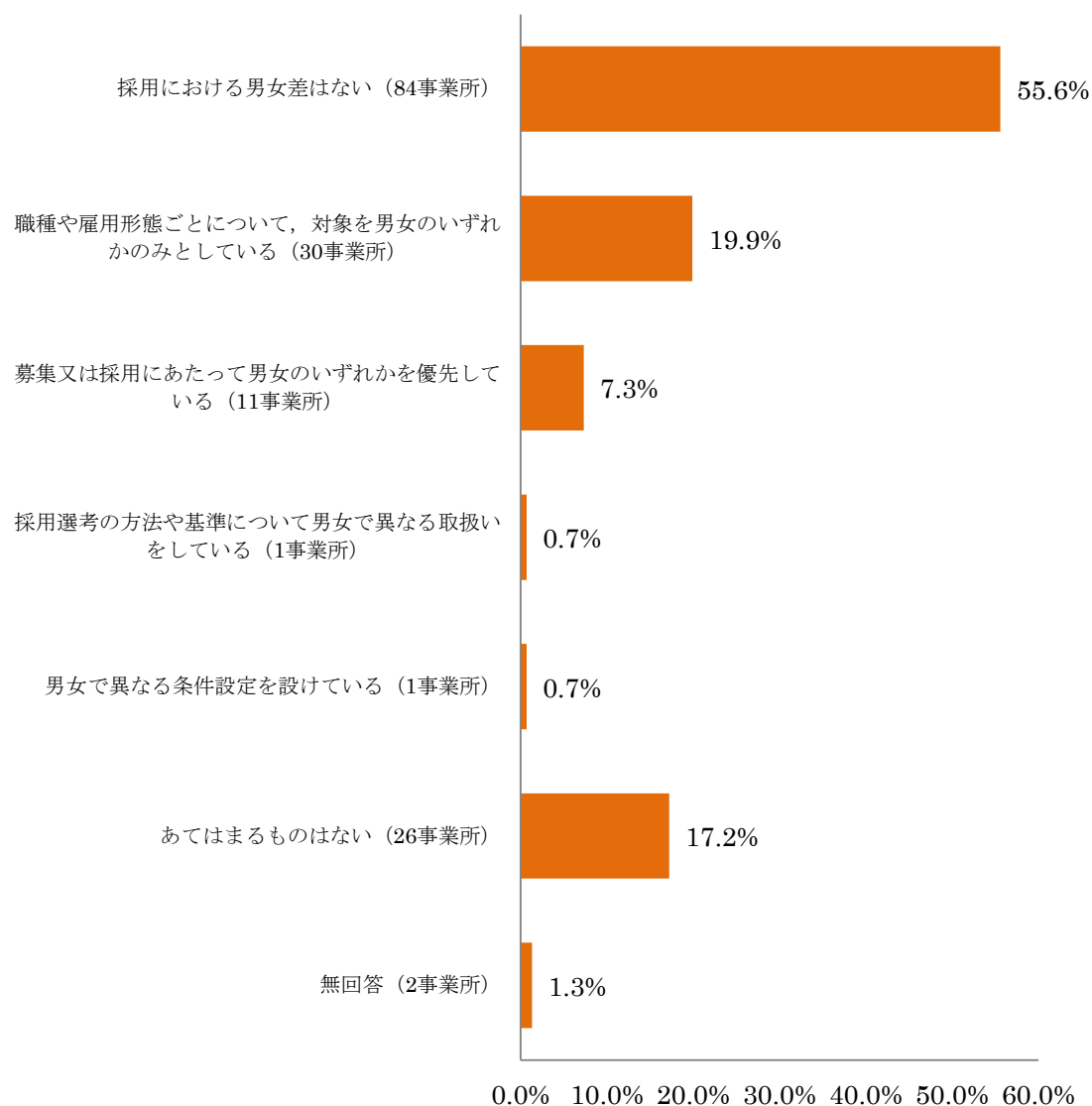
	計	4人以下	5人 ～9人	10人 ～19人	20人 ～29人	30人以上	家族従業員 のみ	無回答
		34	35	28	13	39	41	2
全体	192	17.7	18.2	14.6	6.8	20.3	21.4	1.0
卸売・小売業	22	27.3	22.7	9.1	0.0	13.6	27.3	0.0
サービス業	28	14.3	14.3	10.7	3.6	14.3	42.9	0.0
建設業	32	21.9	28.1	15.6	3.1	6.3	25.0	0.0
医療・福祉	18	22.2	11.1	22.2	0.0	22.2	22.2	0.0
製造業	57	15.8	12.3	10.5	15.8	36.8	8.8	0.0
飲食・宿泊業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業	5	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0
運輸・通信業	16	12.5	31.3	31.3	6.3	18.8	0.0	0.0
金融・保険業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気・ガス・水道業	5	0.0	20.0	0.0	20.0	20.0	40.0	0.0
教育・学習支援業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農林水産業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	4	0.0	75.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0
無回答	4	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	50.0

2. 誰もが働きやすい環境づくりについて

(1) 女性従業員の採用について

設問3 女性従業員の採用にあたり、貴事業所において次のうちあてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）

n = 151 事業所



女性従業員の採用については、「採用における男女差はない」が55.6%で最も多く、次いで「一定の職種や正社員、パートという雇用形態ごとについて、対象を男女のいずれかのみとしている」(19.9%)、「男女別の採用予定者数を設定するなど、募集又は採用にあたって男女のいずれかを優先している」(7.3%)の順となっています。

女性従業員の採用（業種別）

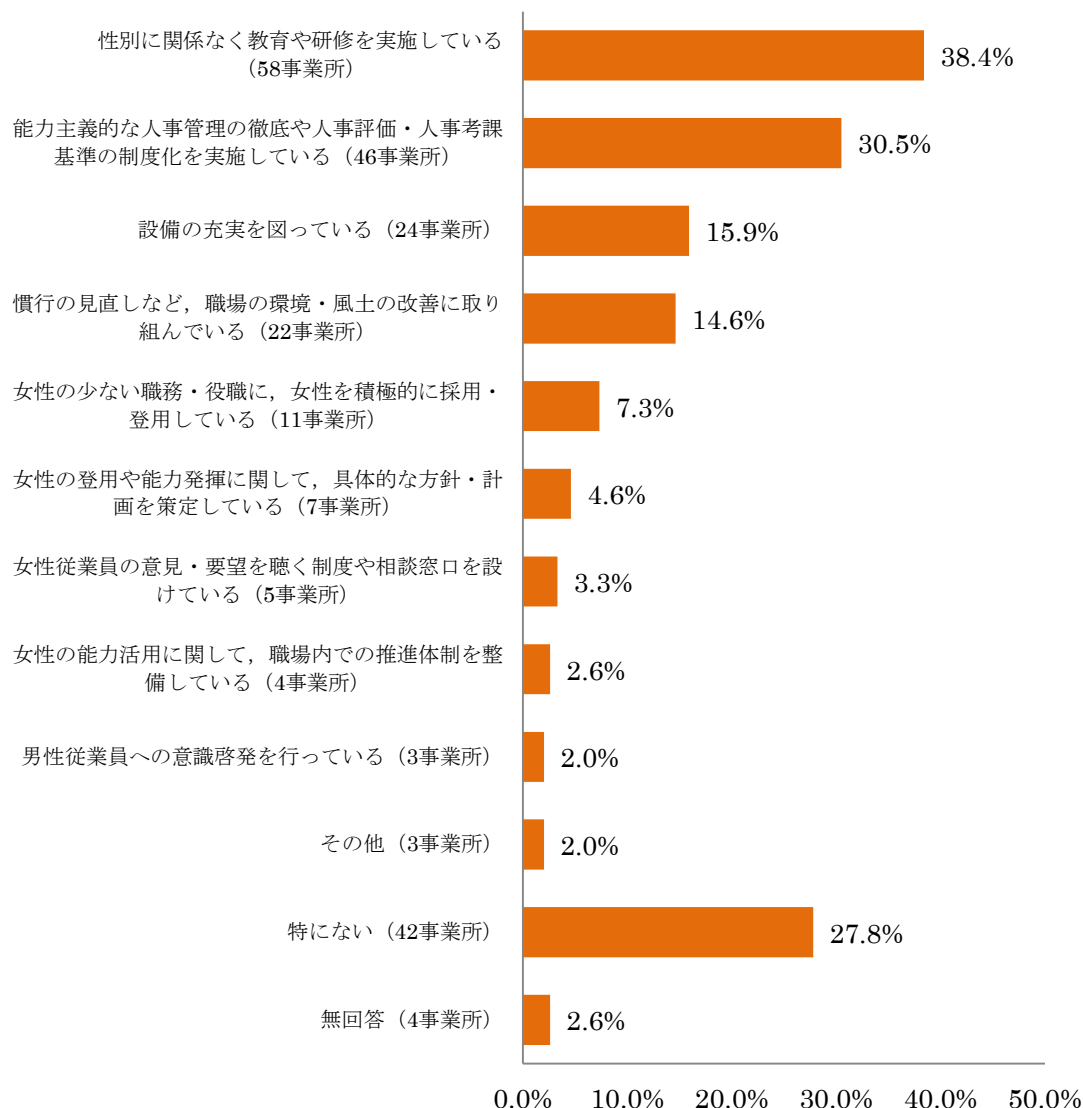
単位：％

	計	採用における男女差はない	一定の職種や正社員、パートという雇用形態ごとについて、対象を男女のいずれかのみとしている	男女別の採用予定数を設定するなど、募集又は採用にあたって男女のいずれかを優先している	男女で異なる採用試験を実施したり、筆記試験や面接試験の合格基準を男女で異なるものとしたりするなど、採用選考の方法や基準について男女で異なる取扱いをしている	女性についてのみ、未婚であること、子どものないことなどの条件を満たす者を優先したり、男性は30歳未満、女性は25歳未満などというように、男女で異なる条件設定を設けたりしている	あてはまるものはない	無回答
		84	30	11	1	1	26	2
全体	151	55.6	19.9	7.3	0.7	0.7	17.2	1.3
卸売・小売業	16	37.5	31.3	25.0	0.0	0.0	18.8	0.0
サービス業	16	81.3	6.3	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0
建設業	24	50.0	16.7	4.2	0.0	0.0	29.2	0.0
医療・福祉	14	64.3	28.6	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0
製造業	52	51.9	23.1	7.7	0.0	1.9	17.3	0.0
飲食・宿泊業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業	3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸・通信業	16	68.8	18.8	6.3	0.0	0.0	6.3	6.3
金融・保険業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気・ガス・水道業	3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0
教育・学習支援業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農林水産業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	4	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3

(2) 女性の登用や能力開発・発揮について

設問4 女性の登用や能力開発・発揮に関する取り組みについて、貴事業所において次のうちあてはまる番号に○をつけてください。その他に取り組みられていることがあれば、10に○をつけ、()内に具体的な取り組みを記入してください。(複数回答可)

n = 151 事業所



女性の登用や能力開発・発揮に関する取り組みについては、「性別に関係なく、実務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を実施している」が38.4%で最も多く、次いで「性別にかかわらず、能力主義的な人事管理の徹底や人事評価・人事考課基準の制度化を行っている」(30.5%)、「女性用のトイレ・休憩室・更衣室などの設備の充実を図っている」(15.9%)の順となっています。

女性の登用や能力開発・発揮（業種別）

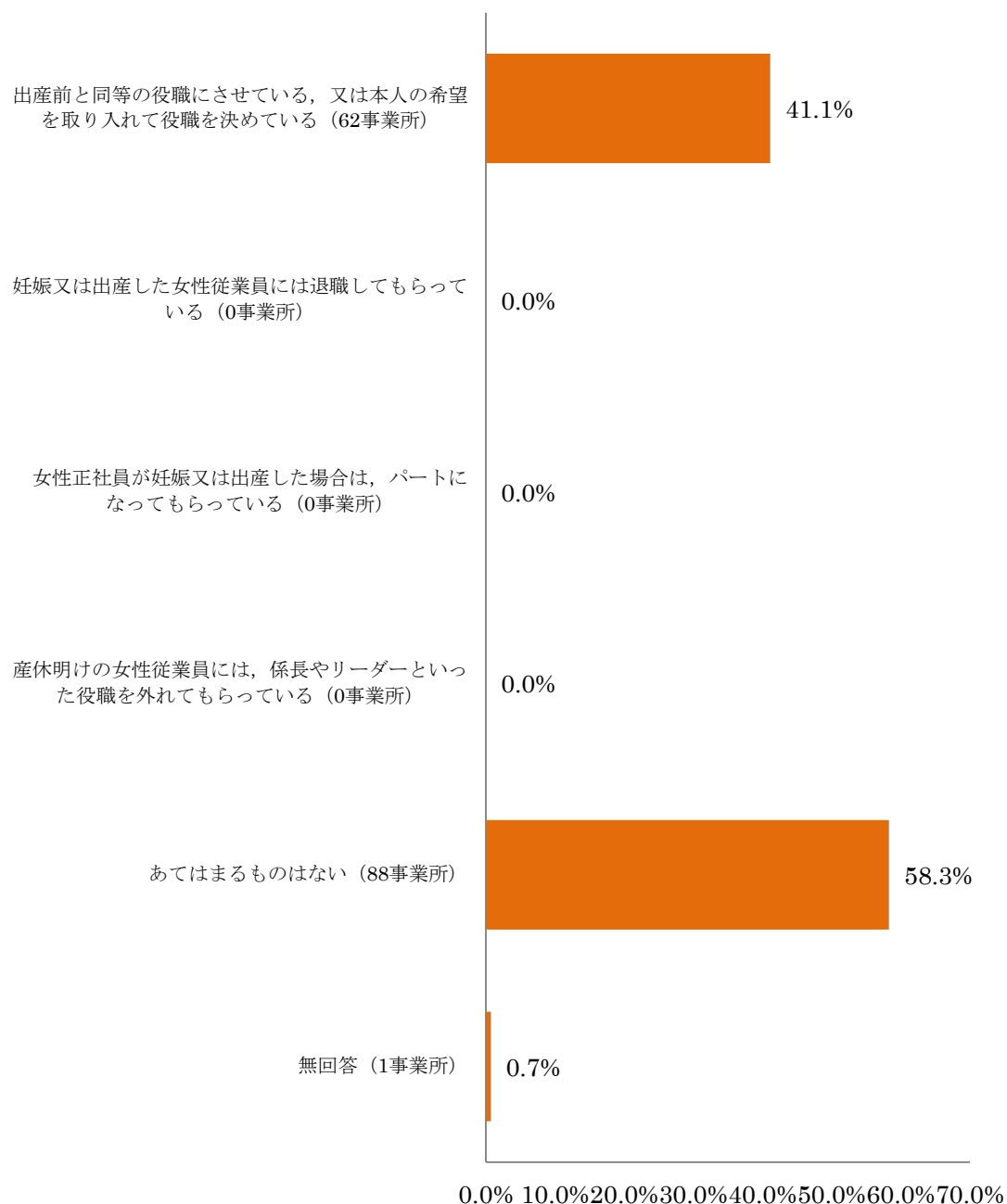
単位：%

	計	男女の役割意識に基づく慣行など、職場の環境・風土の改善に取り組んでいる	性別にかかわらず、主たる管理職の人事評価や課の標準化を行っている	性別に関係なく、実務的な資格取得のための研修を実施している	女性の少職・役職に、意欲のある女性を積極的に登用している	女性や能力開発に関する調査・分析を行い、具体的な方針・計画を策定している	女性や能力を開発する部署や担当者や職種の体制を整えている	女性の活躍に関する部署や職種の体制を整えている	女性や能力を開発する部署や職種の体制を整えている	女性や能力を開発する部署や職種の体制を整えている	女性や能力を開発する部署や職種の体制を整えている	女性や能力を開発する部署や職種の体制を整えている	女性や能力を開発する部署や職種の体制を整えている
		22	46	58	11	7	4	5	3	24	3	42	4
全体	151	14.6	30.5	38.4	7.3	4.6	2.6	3.3	2.0	15.9	2.0	27.8	2.6
卸売・小売業	16	18.8	37.5	37.5	0.0	0.0	6.3	6.3	0.0	6.3	0.0	37.5	6.3
サービス業	16	12.5	43.8	37.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	31.3	0.0	18.8	0.0
建設業	24	12.5	20.8	37.5	4.2	4.2	0.0	0.0	0.0	8.3	4.2	33.3	0.0
医療・福祉	14	14.3	35.7	35.7	7.1	7.1	0.0	7.1	0.0	21.4	0.0	21.4	0.0
製造業	52	15.4	40.4	44.2	5.8	5.8	3.8	5.8	1.9	17.3	1.9	26.9	0.0
飲食・宿泊業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業	3	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
運輸・通信業	16	18.8	12.5	12.5	25.0	0.0	0.0	0.0	6.3	6.3	0.0	31.3	12.5
金融・保険業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気・ガス・水道業	3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0
教育・学習支援業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農林水産業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	4	0.0	0.0	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0
無回答	3	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3

(3) 従業員の妊娠や出産時の対応について

設問5 女性従業員が妊娠又は出産した際、貴事業所において次のうちあてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

n = 151 事業所



従業員の妊娠や出産時の対応については、41.1%の事業所が「出産前と同等の役職にさせている、又は本人の希望を取り入れて役職を決めている」と回答しています。「あてはまるものはない」と回答した事業所は58.3%となっています。

従業員の妊娠や出産時の対応について（業種別）

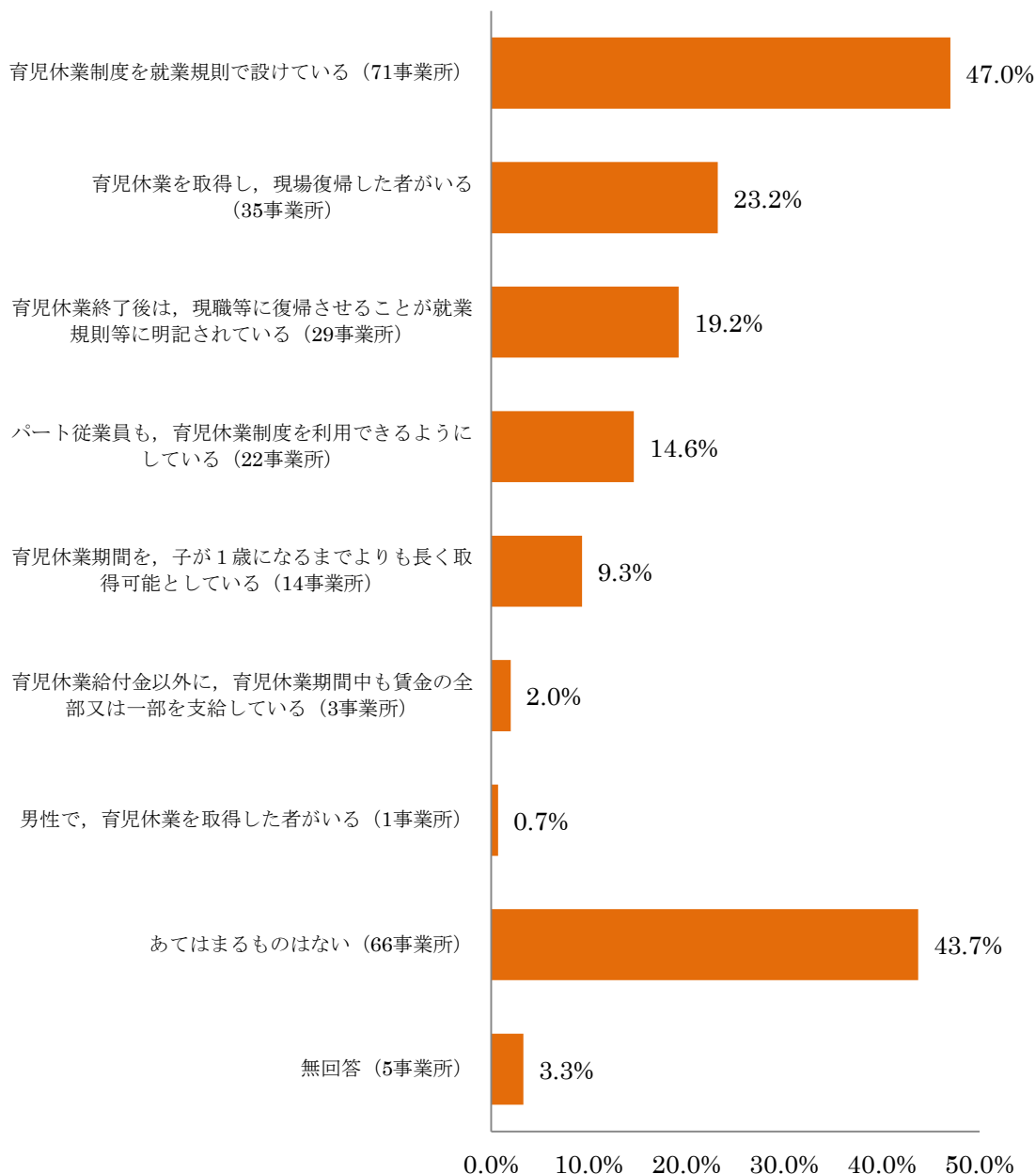
単位：%

		出産前と同等の 役職にさせてい る，又は本人の 希望を取り入れ て役職を決めて いる	妊娠又は出産し た女性従業員に は退職しても らっている	女性正社員が妊 娠又は出産した 場合には，パー トになっても らっている	産休明けの女性 従業員には，係 長やリーダーと いった役職を外 れてもらってい る	あてはまるもの はない	無回答
	計	62	0	0	0	88	1
全体	151	41.1	0.0	0.0	0.0	58.3	0.7
卸売・小売業	16	31.3	0.0	0.0	0.0	68.8	0.0
サービス業	16	68.8	0.0	0.0	0.0	31.3	0.0
建設業	24	29.2	0.0	0.0	0.0	70.8	0.0
医療・福祉	14	71.4	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0
製造業	52	42.3	0.0	0.0	0.0	57.7	0.0
飲食・宿泊業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業	3	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
運輸・通信業	16	6.3	0.0	0.0	0.0	93.8	0.0
金融・保険業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気・ガス・水道業	3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育・学習支援業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農林水産業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	4	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
無回答	3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3

(4) 育児休業制度について

設問6 育児休業制度について、貴事業所において次のうちあてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

n = 151 事業所



育児休業制度については、「育児休業制度を就業規則で設けている」が47.0%で最も多く、次いで「育児休業を取得し、現場復帰した者がいる」(23.2%)、「育児休業終了後は、原則として現職又は現職相当職に復帰させることが就業規則等に明記されている」(19.2%)の順となっています。

育児休業制度について（業種別）

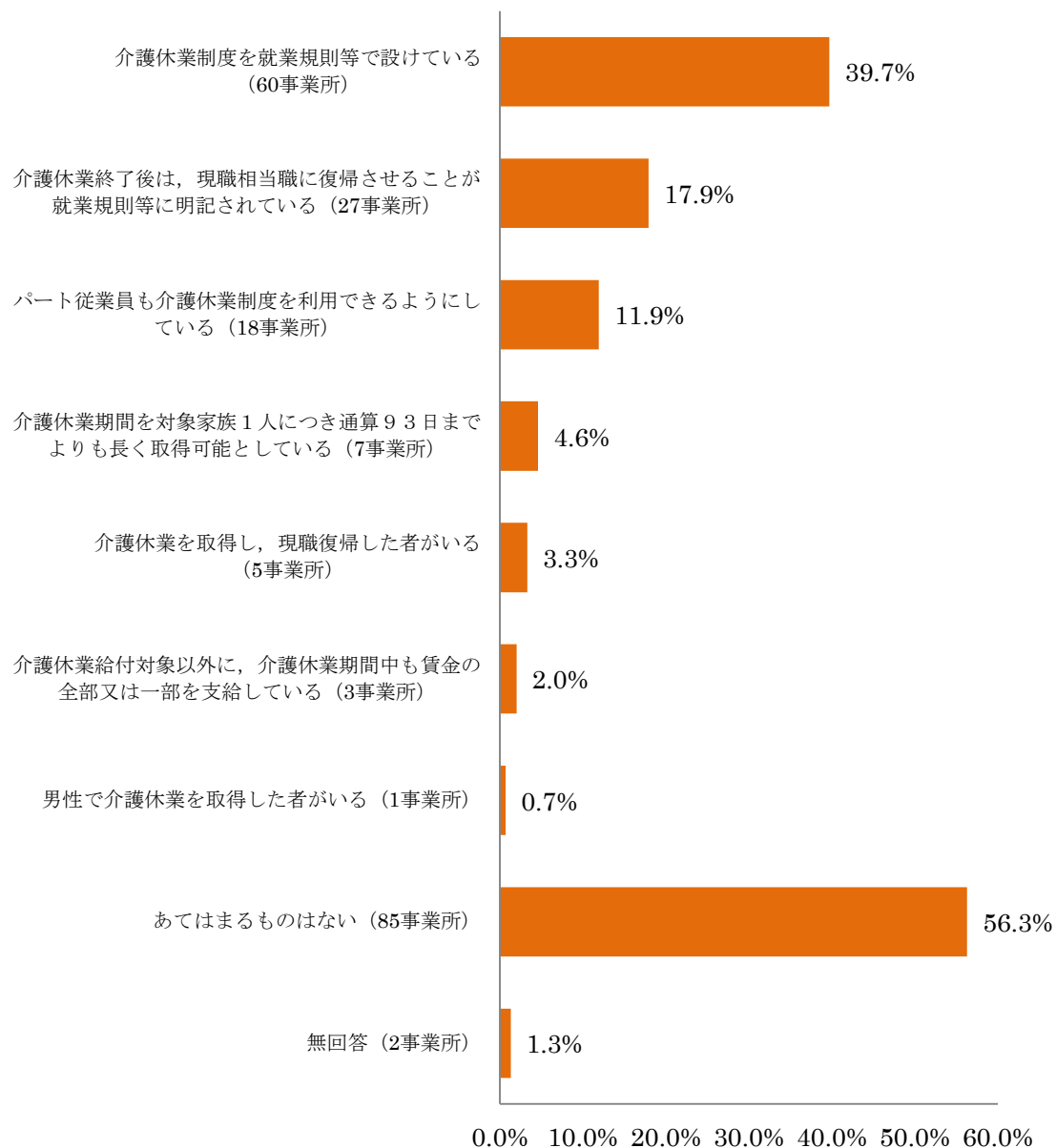
単位：％

	計	育児休業 制度を従 業規則で 設けている	育児休業 を取得 し、現場 復帰した 者がいる	育児休業 終了後 は、原則 として現 職又は現 職相当職 に復帰さ せること が就業規 則等に明 記されて いる	パート従 業員も、 育児休業 制度を利用 できると している	育児休業 期間を、 子が1歳 になるま でよりも 長く取得 している	雇用保険 から支給 される育 児休業給 付金以外 に、育児 休業期間 中も賃金 の全部又 は一部を 支給して いる	男性で、 育児休業 を取得し た者がい る	あてはま るものは ない	無回答
		71	35	29	22	14	3	1	66	5
全体	151	47.0	23.2	19.2	14.6	9.3	2.0	0.7	43.7	3.3
卸売・小売業	16	25.0	18.8	18.8	6.3	0.0	0.0	0.0	56.3	6.3
サービス業	16	37.5	25.0	12.5	12.5	6.3	6.3	6.3	56.3	0.0
建設業	24	25.0	4.2	12.5	4.2	4.2	0.0	0.0	62.5	4.2
医療・福祉	14	57.1	57.1	28.6	14.3	4.3	0.0	0.0	35.7	0.0
製造業	52	61.5	28.8	23.1	26.9	15.4	3.8	0.0	30.8	3.8
飲食・宿泊業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業	3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0
運輸・通信業	16	56.3	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	43.8	0.0
金融・保険業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気・ガス・水道業	3	66.7	33.3	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0
教育・学習支援業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農林水産業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	4	50.0	25.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0
無回答	3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3

(5) 介護休業制度について

設問7 介護休業制度について、貴事業所において次のうちあてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

n = 151 事業所



介護休業制度については、「介護休業制度を就業規則等で設けている」が39.7%で最も多く、次いで「介護休業終了後は、原則として現職相当職に復帰させることが就業規則等に明記されている」(17.9%)、「パート従業員も介護休業制度を利用できるようにしている」(11.9%)の順となっています。また、56.3%の事業所が「あてはまるものはない」と回答しています。

介護休業制度について（業種別）

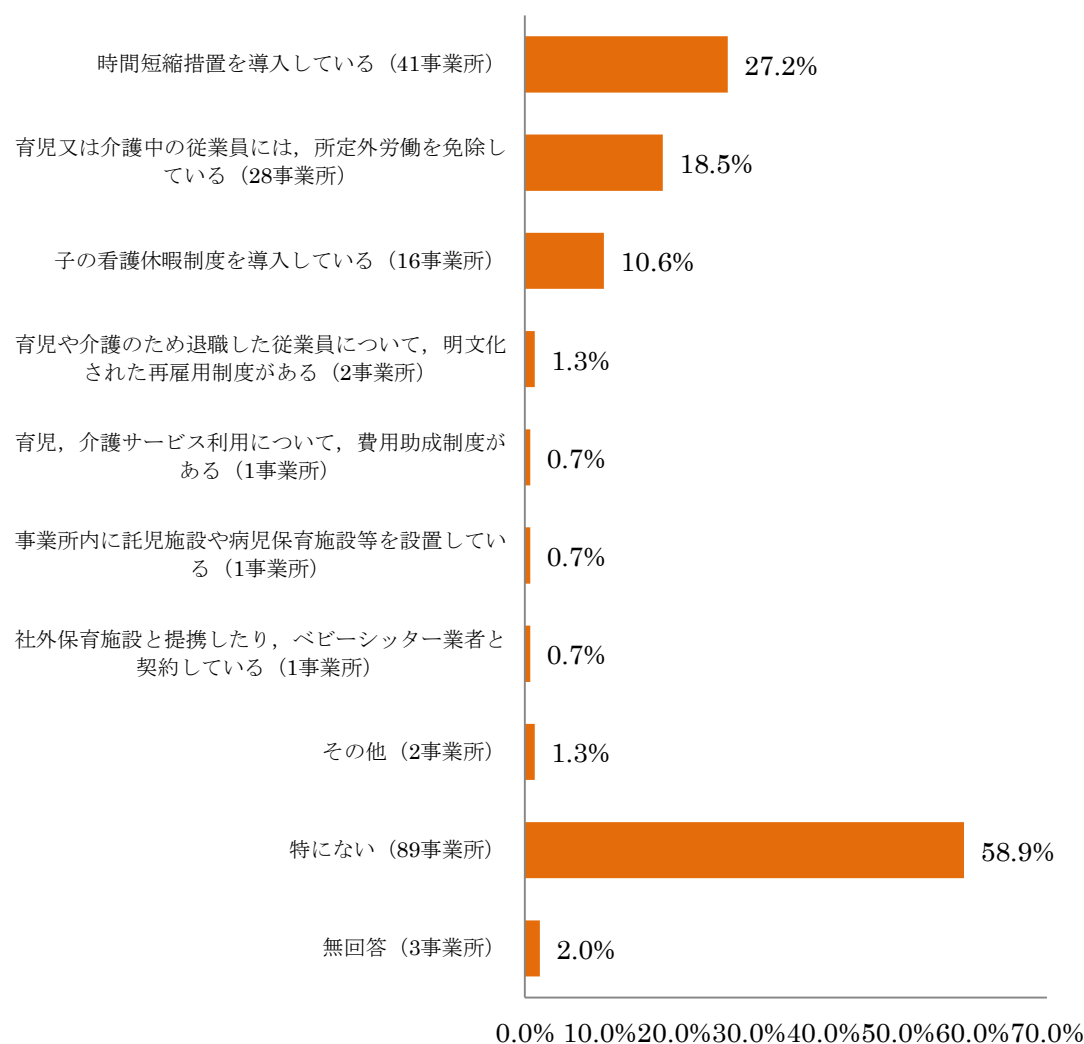
単位：%

	計	介護休業制度を就業規則等で設けている	介護休業終了後は、原則として現職相当職に復帰させることが就業規則等に明記されている	パート従業員も介護休業制度を利用できるようにしている	介護休業期間として家族1人につき通算93日よりも長く取得している	雇用保険から支給される介護休業給付金対象以外に、介護休業期間中も賃金の全部又は支給している	介護休業を取得し、現職復帰した者がいる	男性で介護休業を取得した者がいる	あてはまるものはない	無回答
		60	27	18	7	3	5	1	85	2
全体	151	39.7	17.9	11.9	4.6	2.0	3.3	0.7	56.3	1.3
卸売・小売業	16	25.0	12.5	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0
サービス業	16	31.3	6.3	12.5	12.5	6.3	6.3	6.3	56.3	0.0
建設業	24	16.7	8.3	8.3	4.2	0.0	0.0	0.0	79.2	0.0
医療・福祉	14	50.0	21.4	21.4	7.1	0.0	7.1	0.0	50.0	0.0
製造業	52	57.7	30.8	17.3	3.8	1.9	1.9	0.0	40.4	1.9
飲食・宿泊業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
運輸・通信業	16	43.8	6.3	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	50.0	0.0
金融・保険業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気・ガス・水道業	3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0
教育・学習支援業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農林水産業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	4	50.0	25.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0	50.0	0.0
無回答	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3

(6) 仕事と家庭の両立支援について

設問8 仕事と家庭との両立支援について、貴事業所において次のうちあてはまる番号に○をつけてください。その他に実施されている制度があれば、8を○で囲み、()内に具体的な取り組みを記入してください。(複数回答可)

n = 151 事業所



仕事と家庭の両立支援については、「短時間勤務制度、育児時間制度、フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、在宅勤務制度等のいずれかの時間短縮措置を導入している」が27.2%で最も多く、次いで「育児又は介護中の従業員には、所定外労働を免除している」(18.5%)、「子の看護休暇制度を導入している」(10.6%)の順となっています。また、58.9%の事業所が「特にない」と回答しています。

仕事と家庭の両立支援について（業種別）

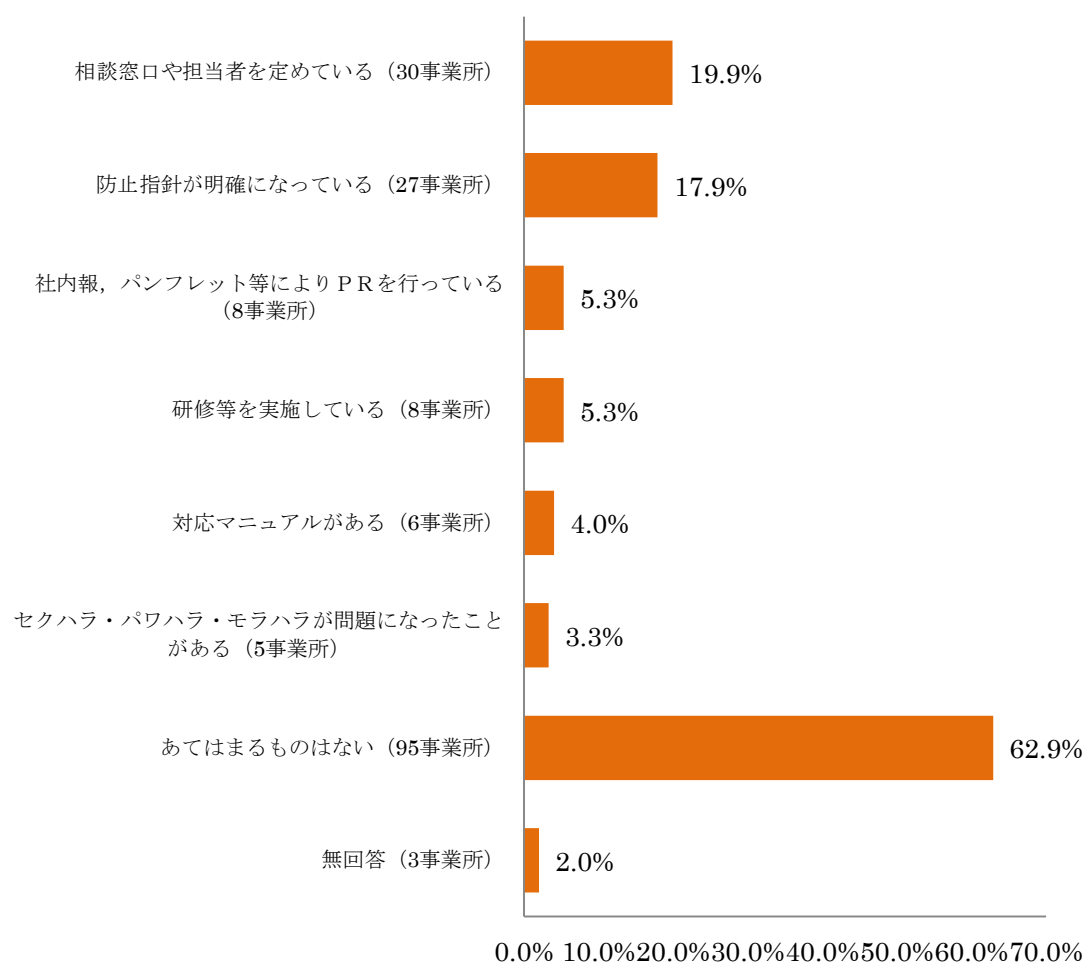
単位：％

	計	短時間勤務制度、育児時間制度、フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、在宅勤務制度等のいずれかの時間短縮措置を導入している	育児又は介護中の従業員には、所定外労働を免除している	子の看護休暇制度を導入している	育児や介護のため一旦退職した従業員について、就業に規則等に明文化された再雇用制度がある	育児、介護サービス利用について、費用助成がある	事業所内に託児施設や病児保育施設等を設置している	社外保育施設と提携したり、ベビーシッター業者と契約している	その他	特になし	無回答
		41	28	16	2	1	1	1	2	89	3
全体	151	27.2	18.5	10.6	1.3	0.7	0.7	0.7	1.3	58.9	2.0
卸売・小売業	16	31.3	25.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	43.8	6.3
サービス業	16	25.0	43.8	6.3	0.0	6.3	0.0	6.3	0.0	43.8	0.0
建設業	24	16.7	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	70.8	4.2
医療・福祉	14	42.9	21.4	14.3	7.1	0.0	7.1	0.0	0.0	50.0	0.0
製造業	52	38.5	23.1	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	51.9	0.0
飲食・宿泊業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
運輸・通信業	16	6.3	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	93.8	0.0
金融・保険業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気・ガス・水道業	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
教育・学習支援業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農林水産業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	4	25.0	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
無回答	3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3

(7) セクハラ・パワハラ・モラハラ対策について

設問9 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ…性的嫌がらせ）、パワー・ハラスメント（パワハラ…職務的立場を利用した嫌がらせ）又はモラル・ハラスメント（モラハラ…道徳上の精神的な嫌がらせ）対策について、貴事業所において次のうちあてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）

n = 151 事業所



セクハラ・パワハラ・モラハラ対策については、「従業員からの相談、苦情に応じるための相談窓口や担当者を定めている」が19.9%で最も多く、次いで「就業規則等により、セクハラ・パワハラ・モラハラ防止指針が明確になっている」(17.9%)、「社内報、パンフレット等によりセクハラ・パワハラ・モラハラ防止のPRを行っている」(5.3%)、「従業員を対象にしたセクハラ・パワハラ・モラハラ防止のための研修等を実施している」(5.3%)となっています。また、62.9%の事業所が「あてはまるものはない」と回答しています。

セクハラ・パワハラ・モラハラ対策について（業種別）

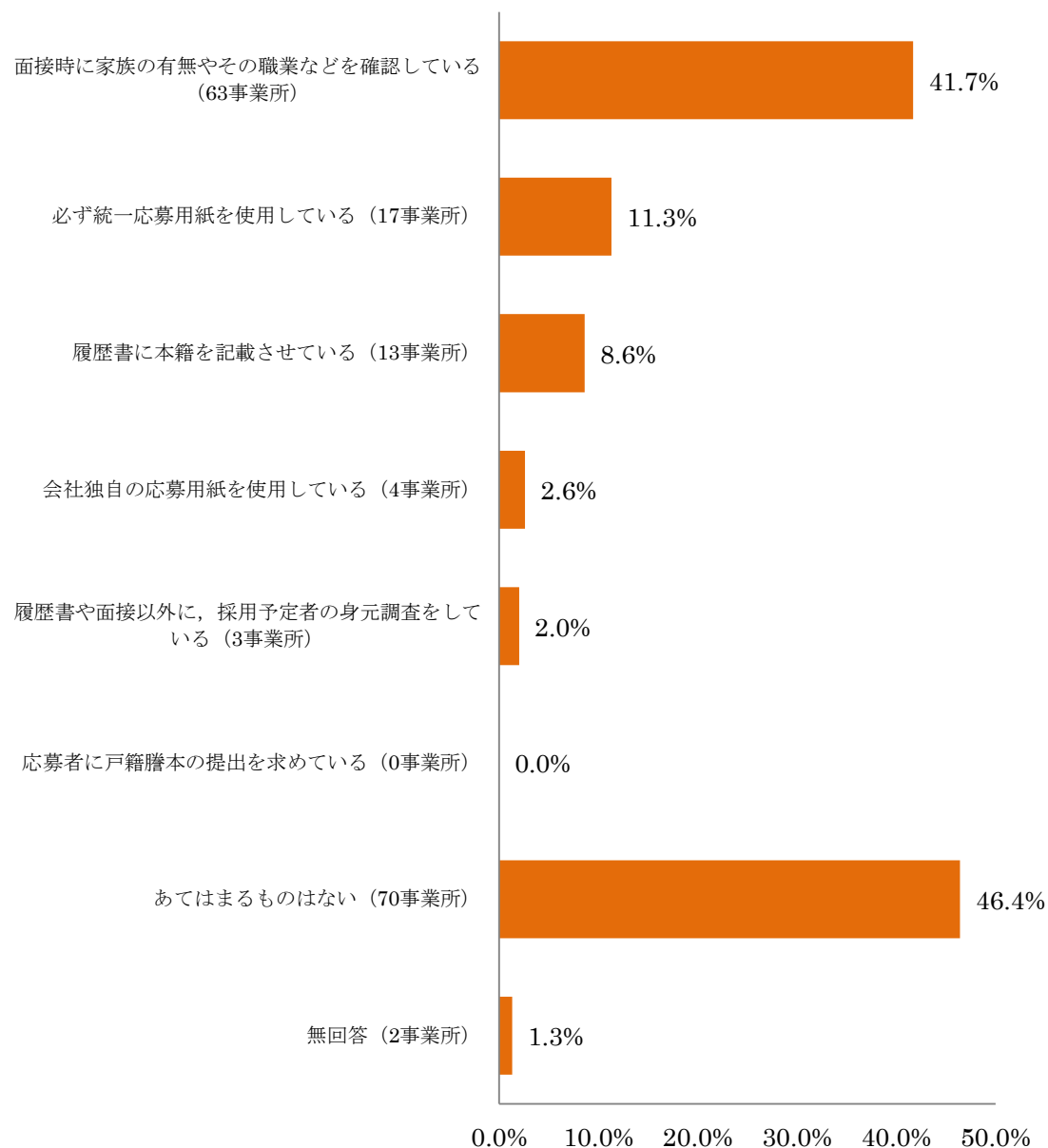
単位：%

	計	従業員からの相談、苦情に応じるための相談窓口や担当者を決めている	就業規則等により、セクハラ・パワハラ・モラハラ防止指針が明確になっている	社内報、パンフレット等によりセクハラ・パワハラ・モラハラ防止のPRを行っている	セクハラ・パワハラ・モラハラが発生した時の対応マニュアルがある	従業員を対象にしたセクハラ・パワハラ・モラハラ防止のための研修等を実施している	職場においてセクハラ・パワハラ・モラハラが問題になったことがある	あてはまるものはない	無回答
		30	27	8	6	8	5	95	3
全体	151	19.9	17.9	5.3	4.0	5.3	3.3	62.9	2.0
卸売・小売業	16	12.5	12.5	0.0	0.0	6.3	6.3	62.5	6.3
サービス業	16	6.3	12.5	0.0	0.0	6.3	0.0	81.3	0.0
建設業	24	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	8.3	79.2	4.2
医療・福祉	14	42.9	14.3	14.3	7.1	7.1	0.0	50.0	0.0
製造業	57	28.8	32.7	11.5	7.7	7.7	3.8	48.1	0.0
飲食・宿泊業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業	3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0
運輸・通信業	16	18.8	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	81.3	0.0
金融・保険業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気・ガス・水道業	3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0
教育・学習支援業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農林水産業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	4	25.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	75.0	0.0
無回答	3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3

(8) 従業員の募集時の対応について

設問 10 従業員の募集にあたり，貴事業所において，次のうちあてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）

n = 151 事業所



従業員の募集時の対応については，「面接時に家族の有無やその職業などを確認している」が 41.7%で最も多く，次いで「必ず統一応募用紙を使用している」(11.3%)，「履歴書に本籍を記載させている」(8.6%) となっています。「応募者に戸籍謄本の提出を求めている」と回答した事業所はありませんでした。また，46.4%の事業所が「あてはまるものはない」と回答しています。

従業員の募集時の対応について（業種別）

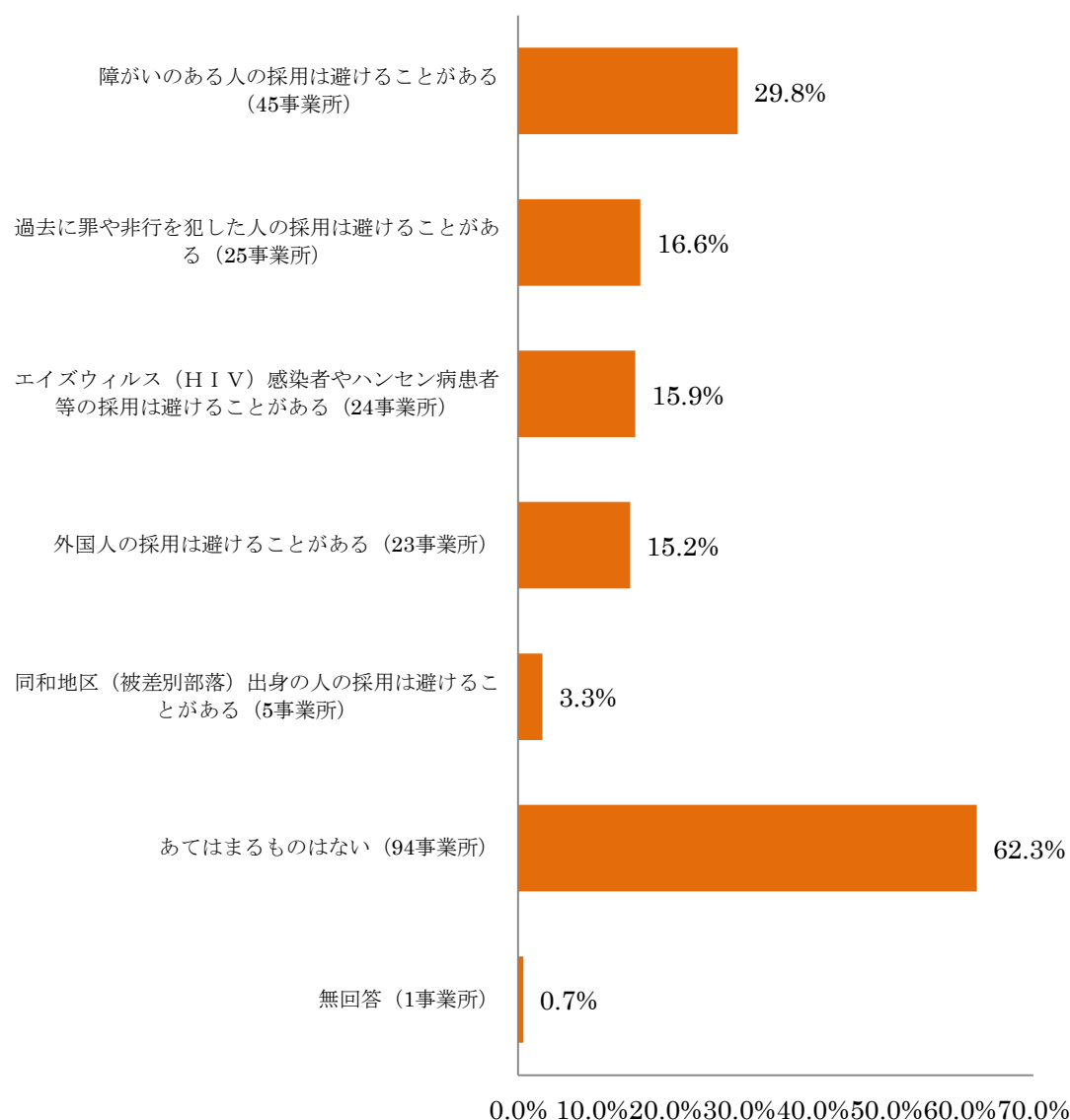
単位：%

	計	面接時に家族の有無やその職業などを確認している	応募者に戸籍謄本の提出を求めている	履歴書に本籍を記載させている	履歴書や面接以外に、採用予定者の身元調査をしている	必ず統一応募用紙を使用している	会社独自の応募用紙を使用している	あてはまるものはない	無回答
		63	0	13	3	17	4	70	2
全体	151	41.7	0.0	8.6	2.0	11.3	2.6	46.4	1.3
卸売・小売業	16	25.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	68.8	0.0
サービス業	16	31.3	0.0	6.3	6.3	12.5	0.0	50.0	0.0
建設業	24	54.2	0.0	20.8	0.0	16.7	0.0	33.3	0.0
医療・福祉	14	64.3	0.0	0.0	0.0	7.1	7.1	28.6	0.0
製造業	52	30.8	0.0	5.8	0.0	13.5	5.8	57.7	1.9
飲食・宿泊業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業	3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0
運輸・通信業	16	62.5	0.0	12.5	6.3	0.0	0.0	25.0	0.0
金融・保険業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気・ガス・水道業	3	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
教育・学習支援業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農林水産業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	4	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	50.0	0.0
無回答	3	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3

(9) 従業員の採用選考について

設問 11 従業員の採用選考にあたり、貴事業所において、次のうちあてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

n = 151 事業所



従業員の採用選考については、「身体障がい、知的障がい、精神障がいなどの障がいのある人の採用は避けることがある」が 29.8%で最も多く、次いで「過去に罪や非行を犯した人の採用は避けることがある」(16.6%)、「エイズウィルス (H I V) 感染者やハンセン病患者等の採用はさけることがある」(15.9%) の順となっています。また、62.3%の事業所が「あてはまるものはない」と回答しています。

従業員の採用選考について（業種別）

単位：%

	計	身体障がい、知的障がい、精神障がいなどの障がいのある人の採用は避けることがある	同和地区（被差別部落）出身の人の採用は避けることがある	外国人の採用は避けることがある	エイズウイルス（HIV）感染者やハンセン病患者等の採用は避けることがある	過去に罪や非行を犯した人の採用は避けることがある	あてはまるものはない	無回答
		45	5	23	24	25	94	1
全体	151	29.8	3.3	15.2	15.9	16.6	62.3	0.7
卸売・小売業	16	18.8	6.3	12.5	12.5	18.8	75.0	0.0
サービス業	28	31.3	6.3	12.5	18.8	6.3	68.8	0.0
建設業	24	25.0	4.2	12.5	8.3	16.7	66.7	0.0
医療・福祉	14	28.6	0.0	35.7	21.4	21.4	57.1	0.0
製造業	52	26.9	1.9	13.5	13.5	17.3	63.5	0.0
飲食・宿泊業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
運輸・通信業	16	56.3	6.3	25.0	37.5	12.5	43.8	0.0
金融・保険業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気・ガス・水道業	3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
教育・学習支援業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農林水産業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	4	25.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
無回答	3	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	33.3

(9) - 1 避けることがある理由及び受け入れられる条件について

設問 11-1 設問 11 で、1～5 番に○をつけた方にお聞きします。採用選考において避けることがあるのは、どのような理由からですか。また、どのような条件があれば受け入れることができますか。具体的なことがあれば、ご自由にお書きください。

○調査票の自由記述式質問への回答内容の中から、代表的な意見を抜粋して掲載しています。

○卸売・小売業

- ・実績がないため。【外国人，罪や非行を犯した人】
- ・当社では年中無休の勤務をしておりますので、一般の人（身体障がい者，知的障がい者）であれば，採用しております。今でも，心身障害者も働いております。【障がいのある人】
- ・お客様のお宅への訪問販売，集金業務を主としているため，行動を管理しきれないため。【障がいのある人，H I V感染者等，罪や非行を犯した人】

○サービス業

- ・技術専門職のため，受け入れが困難。
【障がいのある人，同和地区出身者，外国人，H I V感染者等，罪や非行を犯した人】
- ・仕事の内容上，障がいがあるとできない。
【障がいのある人，H I V感染者等】

○建設業

- ・現場での仕事が多いため。
【障がいのある人，H I V感染者等，罪や非行を犯した人】
- ・従業員と一緒に仕事できないから。【障がいのある人】
- ・当社の作業内容には無理があるため【障がいのある人】
- ・現場監督等，障がいがある場合，業務上困難なことがある。また，外国人の場合，言葉の問題がある。いずれもコミュニケーション不足等による事故，災害を防ぐため。【障がいのある人，外国人】

○医療・福祉

- ・日本語が大丈夫であり，知識があれば。【外国人】
- ・診療所のため，現実的に採用は難しい。
【障がいのある人，外国人，H I V感染者等】

○製造業

- ・現場環境にマッチしない条件の人材は採用不可。【障がいのある人】
- ・面接時に協議要件に含めて確認している。【罪や非行を犯した人】
- ・工場内全ての部門にあてはまるとは思いませんが、製造工程内には多数の大型設備（回転するもの）等もあり、事故等が懸念される。【障がいのある人】
- ・作業工程上、極めて語学力が必要となり困難である。相当、日本語が可能な方はこの限りでない。【外国人】
- ・作業によっては支障が生じる場合がある。事務系は比較的採用しやすい。
【障がいのある人】
- ・現場、体力を使う業務が主であり、また機械設備の有資格者でないとできないため採用を見送る場合あり。【障がいのある人】
- ・知的障がい、精神障がい者の場合、意思の疎通を図ることが困難なため。
【障がいのある人】
- ・職場の人たちの理解を得ることが困難なため。
【H I V感染者等、罪や非行を犯した人】
- ・受け入れ体制が整っていない。【障がいのある人】
- ・外国人の場合、国籍が日本国籍であり、尚且つ保証人（身元保証）が居る場合に限り採用している。【外国人】
- ・食料品（加工）が主たる業務のため。【H I V感染者等】
- ・弊社では危険物、可燃性高圧ガスを使用しており、作業内容の理解度、意思疎通度が低い場合、大きな事故につながる可能性が考えられるため。
【障がいのある人、外国人、罪や非行を犯した人】
- ・取り扱い品の性質上の問題があるため。
【障がいのある人、罪や非行を犯した人】
- ・研究・生産部門で適さないことがあるため。
【障がいのある人、H I V感染者等】

○運輸・通信業

- ・危険職であるため、本人がケガなどしないように。【障がいのある人】
- ・構内作業で大ケガをするおそれがあるので、採用しない。【障がいのある人】
- ・運送業のため、運転に支障がある者は採用をしない。【障がいのある人】
- ・バス・トラックのドライバーの仕事で、多数の命を預かり、安全をモットーにした仕事のため。【障がいのある人、外国人、H I V感染者等】

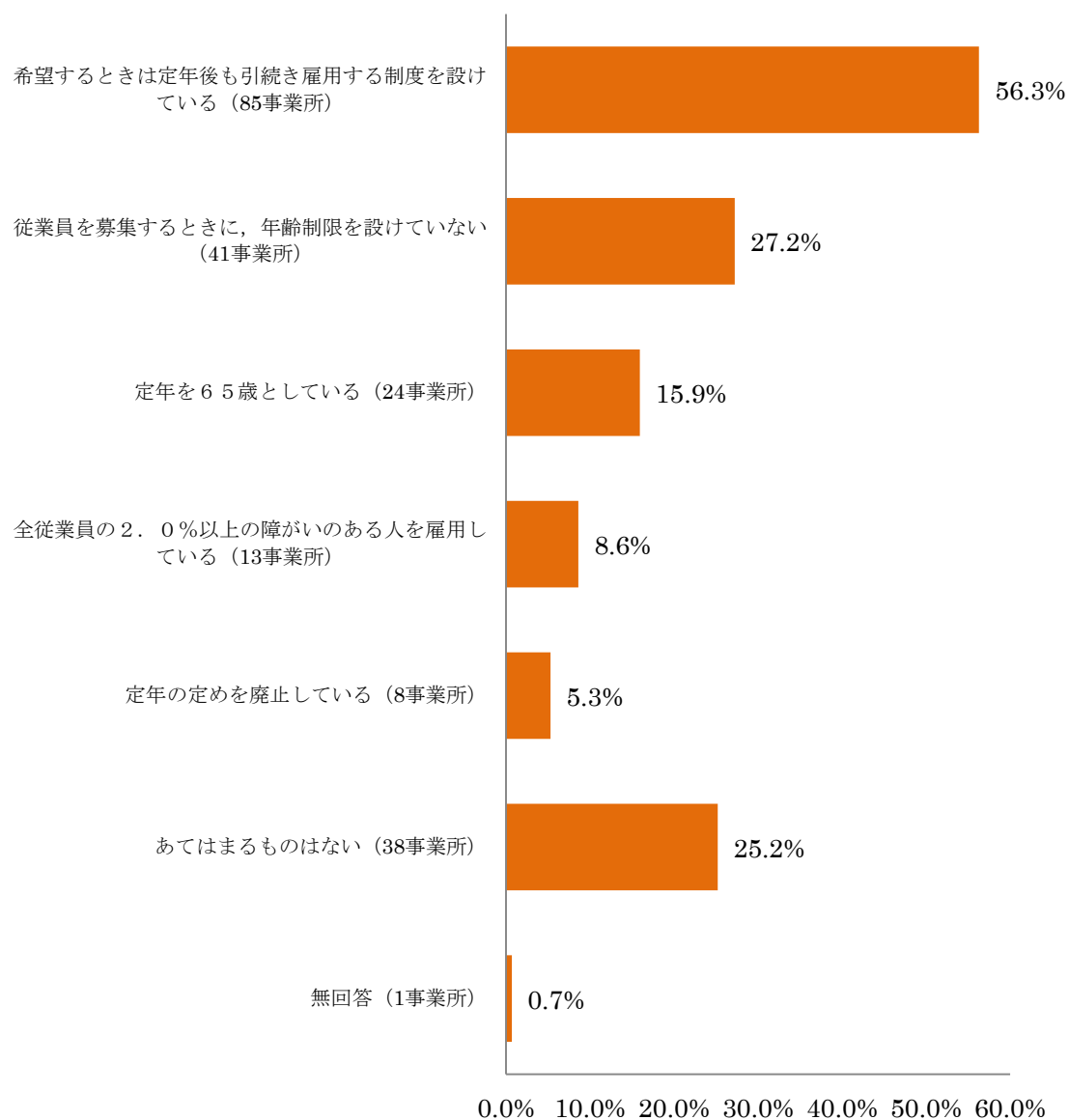
○電気・ガス・水道業

- ・現場での作業なので、身体に不自由のある人の採用は避けることがある
【障がいのある人】

(10) 高齢者及び障がいのある人の労働について

設問 12 高齢者及び身体障がい，知的障がい，精神障がいなどの障がいのある人の労働について，貴事業所において次のうちあてはまる番号に○をつけてください。

n = 151 事業所



高齢者及び障がいのある人の労働については，「高齢者の安定した雇用の確保のため，定年を迎える従業員が希望するときは，定年後も引き続き雇用する制度を設けている」が56.3%で最も多く，次いで「従業員を募集するときに，年齢制限を設けていない」(27.2%)，「高齢者の安定した雇用の確保のため，定年を65歳としている」(15.9%)の順となっています。

高齢者及び障がいのある人の労働について（業種別）

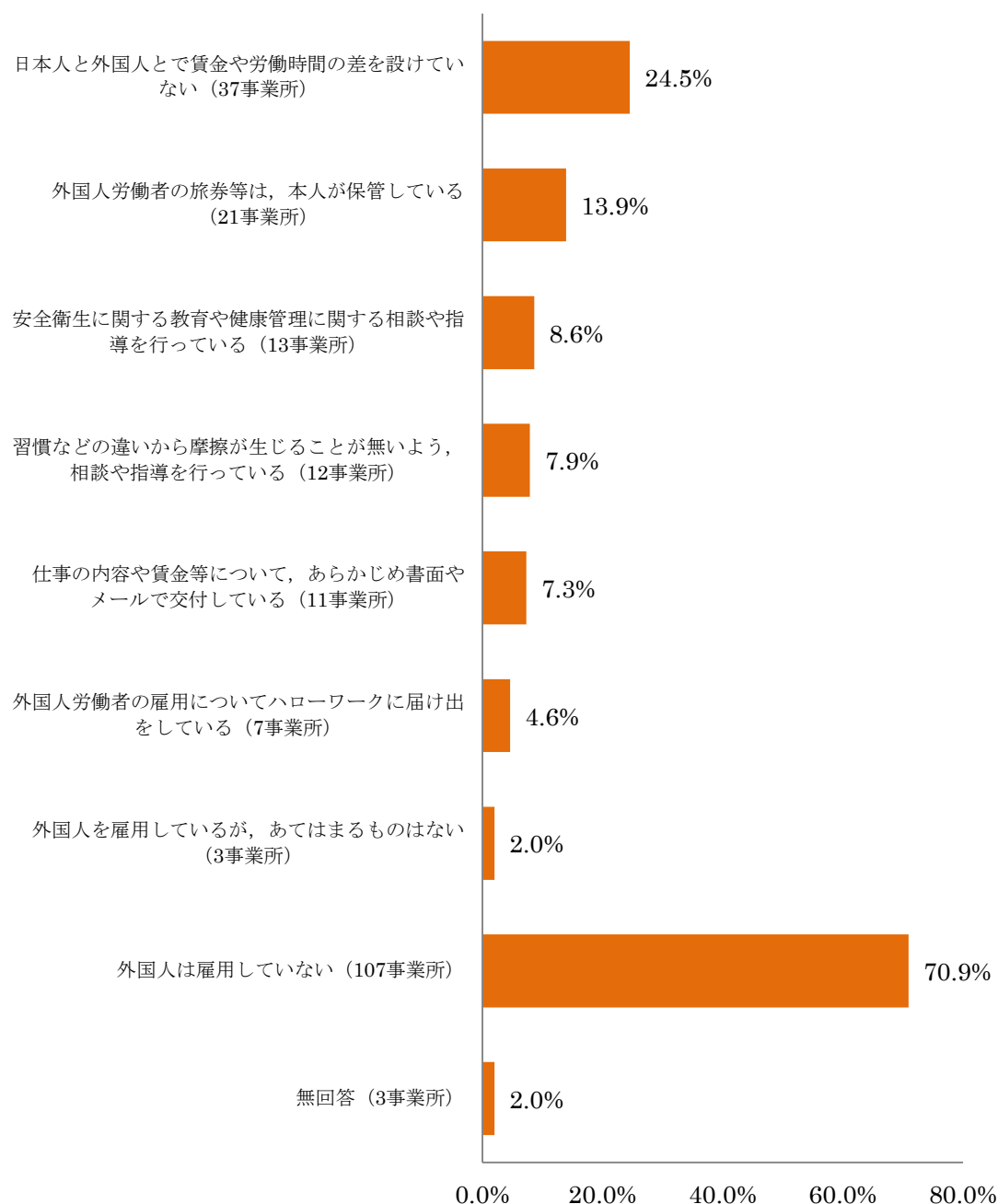
単位：％

	計	従業員を募集するときに、年齢制限を設けていない	高齢者の安定した雇用の確保のため、定年を65歳としている	高齢者の安定した雇用の確保のため、定年を迎える従業員が希望するときは、定年後も引き続き雇用する制度を設けている	高齢者の安定した雇用の確保のため、定年の定めを廃止している	全従業員の2.0%以上の障がいのある人を雇用している	あてはまるものはない	無回答
		41	24	85	8	13	38	1
全体	151	27.2	15.9	56.3	5.3	8.6	25.2	0.7
卸売・小売業	16	37.5	12.5	31.3	6.3	18.8	31.3	0.0
サービス業	16	18.8	25.0	31.3	0.0	12.5	50.0	0.0
建設業	24	16.7	16.7	45.8	12.5	0.0	37.5	0.0
医療・福祉	14	28.6	14.3	57.1	14.3	14.3	14.3	0.0
製造業	52	30.8	11.5	71.2	1.9	9.6	19.2	0.0
飲食・宿泊業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業	3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0
運輸・通信業	16	43.8	25.0	62.5	6.3	0.0	6.3	0.0
金融・保険業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気・ガス・水道業	3	0.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育・学習支援業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農林水産業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	4	25.0	25.0	100.0	0.0	25.0	0.0	0.0
無回答	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3

(11) 外国人労働者の雇用について

設問 13 外国人労働者の雇用について、貴事業所において次のうちあてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

n = 151 事業所



外国人労働者の雇用については、「外国人は雇用していない」が 70.9%で最も多く、次いで「日本人と外国人とで賃金や労働時間の差を設けていない」(24.5%)、「外国人労働者の旅券等は、本人が保管している」(13.9%) となっています。

外国人労働者の雇用について（業種別）

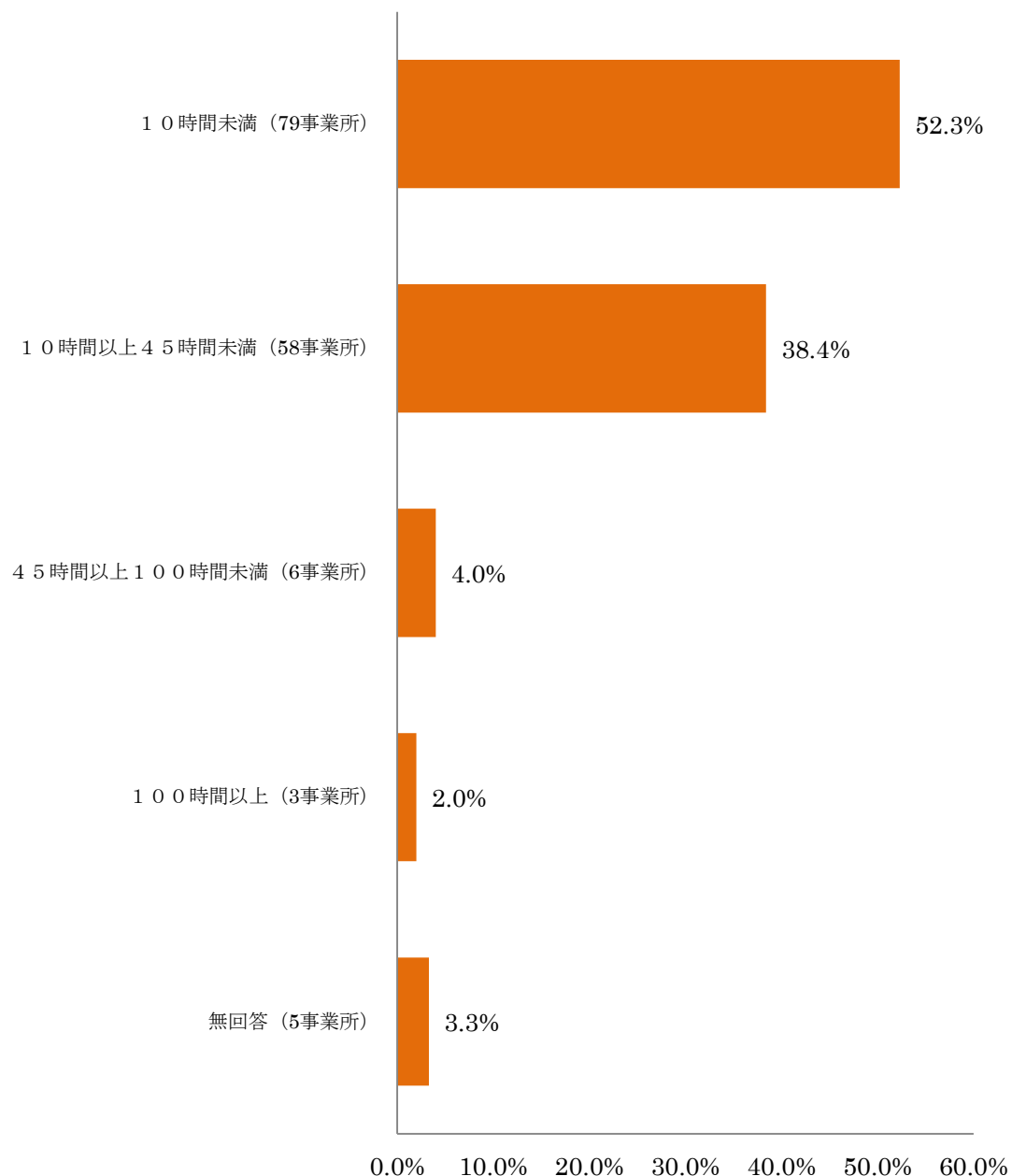
単位：%

	計	日本人と外国人とで賃金や労働時間の差を設けていない	外国人労働者の旅券等は、本人が保管している	外国人の採用に当たって、仕事の内容、賃金、労働時間、就業の場所、労働契約の期間、社会の適用についてあらかじめ書面又はメールで交付している	安全衛生に関する教育や健康管理に関する相談や指導を行っている	外国人労働者の雇用についてハローワークに届け出をしている	言葉や、宗教、習慣などから摩擦が生じることが無いよう、相談や指導を行っている	外国人を雇用しているが、あてはまるものはない	外国人は雇用していない	無回答
		37	21	11	13	7	12	3	107	3
全体	151	24.5	13.9	7.3	8.6	4.6	7.9	2.0	70.9	2.0
卸売・小売業	16	18.8	12.5	12.5	6.3	6.3	0.0	6.3	68.8	6.3
サービス業	16	37.5	18.8	12.5	12.5	6.3	6.3	0.0	56.3	0.0
建設業	24	16.7	12.5	8.3	12.5	8.3	12.5	0.0	79.2	0.0
医療・福祉	14	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	85.7	7.1
製造業	52	30.8	19.2	7.7	13.5	3.8	13.5	3.8	65.4	0.0
飲食・宿泊業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
運輸・通信業	16	25.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	81.3	0.0
金融・保険業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気・ガス・水道業	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
教育・学習支援業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農林水産業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	4	50.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	50.0	0.0
無回答	3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3

(12) 時間外労働時間について

設問 14 1ヶ月当たりの時間外労働時間について、貴事業所において次のうちあてはまる番号に○をつけてください。従業員の平均的な時間外労働時間としてお答えください。

n = 151 事業所



時間外労働時間については、「10時間未満」が52.3%で最も多く、次いで「10時間以上45時間未満」(38.4%)、「45時間以上100時間未満」(4.0%)の順となっています。

時間外労働時間について（業種別）

単位：％

	計	10時間未満	10時間以上 45時間未満	45時間以上 100時間未満	100時間以上	無回答
		79	58	6	3	5
全体	151	52.3	38.4	4.0	2.0	3.3
卸売・小売業	16	50.0	31.3	6.3	0.0	12.5
サービス業	16	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0
建設業	24	58.3	37.5	4.2	0.0	0.0
医療・福祉	14	57.1	28.6	7.1	0.0	7.1
製造業	52	46.2	50.0	0.0	1.9	1.9
飲食・宿泊業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業	3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸・通信業	16	31.3	50.0	6.3	12.5	0.0
金融・保険業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気・ガス・水道業	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
教育・学習支援業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農林水産業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	4	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0
無回答	3	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3

時間外労働時間について（従業員数別）

単位：％

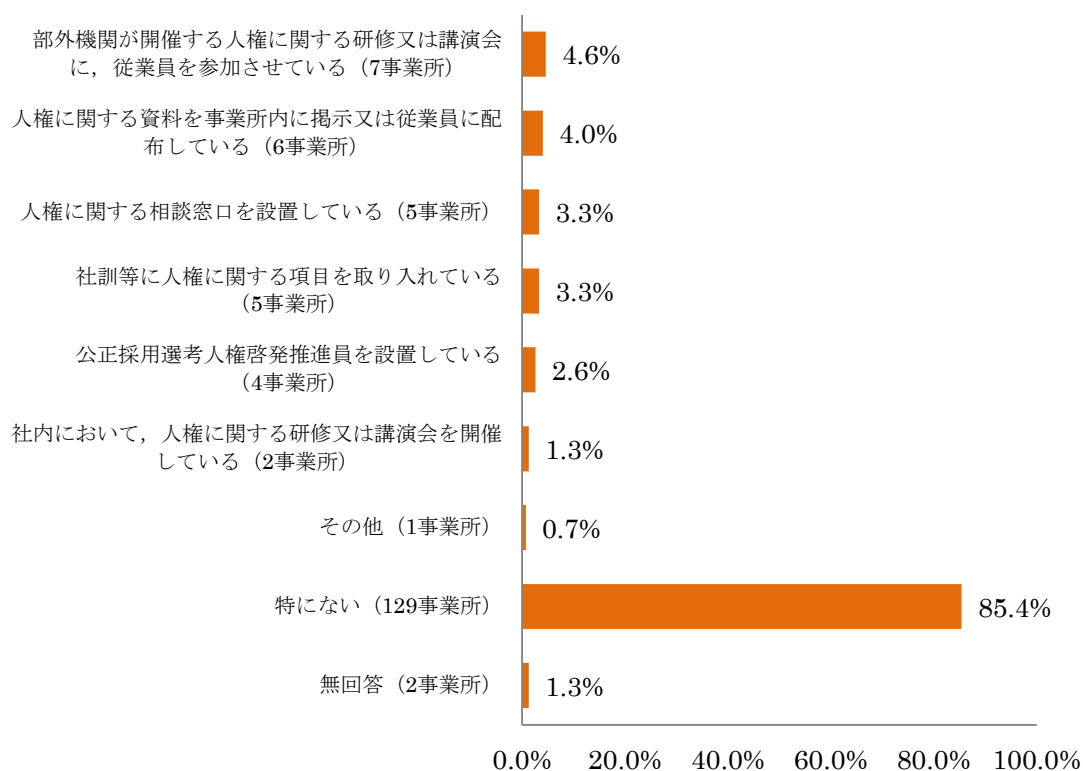
	計	10時間未満	10時間以上 45時間未満	45時間以上 100時間未満	100時間以上	無回答
		79	58	6	3	5
全体	151	52.3	38.4	4.0	2.0	3.3
4人以下	34	64.7	23.5	0.0	0.0	11.8
5人～9人	35	74.3	14.3	8.6	2.9	0.0
10人～19人	28	39.3	50.0	7.1	3.6	0.0
20人～29人	13	61.5	38.5	0.0	0.0	0.0
30人以上	13	30.8	66.7	0.0	2.6	0.0
無回答	2	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0

3. 人権全般について

(1) 人権問題全般に関する取組みについて

設問 15 貴事業所における従業員を対象とした人権問題全般への取り組み状況についてお尋ねします。貴事業所において次のうちあてはまる番号に○をつけてください。3に○をつけた場合は、(従業員数 人) 内に従業員数をお書きください。また、その他に取り組まれていることがあれば、7に○をつけ、() 内に具体的な取り組みを記入してください。(複数回答可)

n = 151 事業所



人権問題全般に関する取り組みについては、「部外機関（行政等）が開催する人権に関する研修会又は講演会に、従業員を参加させている」が 4.6%で最も多く、次いで「人権に関するパンフレット等の各種資料を事業所内に掲示又は従業員に配布している」（4.0%）、「人権に関する相談窓口（担当者）を設置している」（3.3%）、「社訓等に人権に関する項目を取り入れている」（3.3%）の順となっています。「公正採用選考人権啓発推進員を設置している」と回答した事業所は 4 事業所あり、その事業所の従業員数については、50 人、94 人、100 人、137 人となっています。また、85.4%の事業所が「特にない」と回答しています。

人権問題全般に関する取り組みについて（業種別）

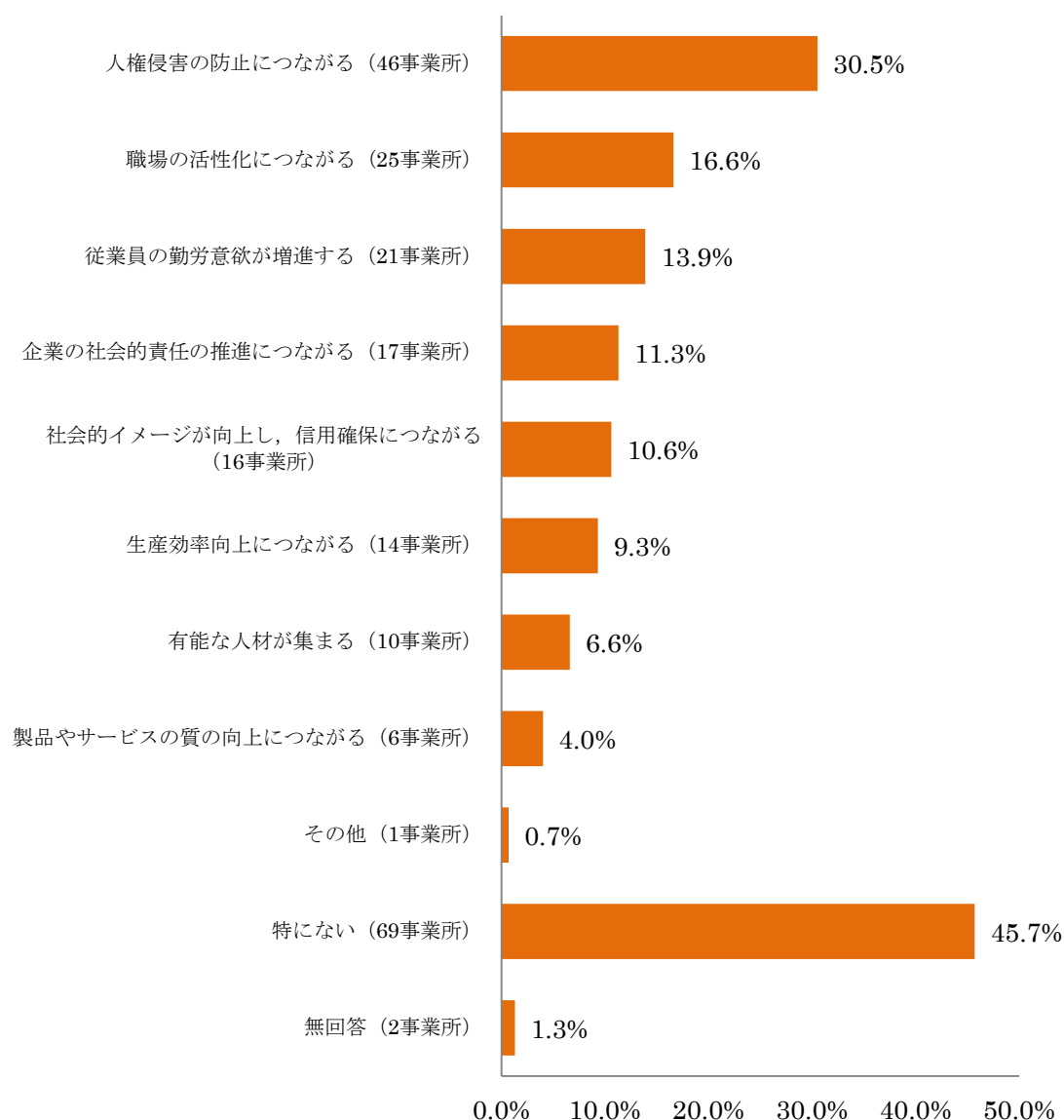
単位：%

	計	人権に関するパンフレット等の各種資料を事業所内には従業員に配布している	社内において、人権に関する研修又は講演会を開催している	公正採用選考人権啓発推進員を設置している	人権に関する相談窓口（担当者）を設置している	部外機関（行政等）が開催する人権に関する研修又は講演会に、従業員を参加させている	社訓等に人権に関する項目を取り入れている	その他	特になし	無回答
		6	2	4	5	7	5	1	129	2
全体	151	4.0	1.3	2.6	3.3	4.6	3.3	0.7	85.4	1.3
卸売・小売業	16	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
サービス業	16	12.5	0.0	0.0	6.3	6.3	0.0	6.3	75.0	0.0
建設業	24	8.3	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	87.5	0.0
医療・福祉	14	0.0	0.0	7.1	0.0	7.1	14.3	0.0	71.4	7.1
製造業	52	3.8	1.9	3.8	7.7	3.8	3.8	0.0	86.5	0.0
飲食・宿泊業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業	3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0
運輸・通信業	16	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	93.8	0.0
金融・保険業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気・ガス・水道業	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
教育・学習支援業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農林水産業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
無回答	4	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3

(2) 人権意識が高まることでもたらされる効果について

設問 16 貴事業所において社内の人権意識が高まることによってもたらされる効果について、次のうちあてはまると思われる番号に○をつけてください。その他、考えられる効果があれば、9に○をつけ、()内に具体的な取り組みを記入してください。(3つまで)

n = 151 事業所



人権意識が高まることでもたらされる効果については、「人権侵害の防止につながる」が30.5%で最も多く、次いで「職場の活性化につながる」(16.6%)、「従業員の勤労意欲が増進する」(13.9%)の順となっています。また、45.7%の事業所が「特にない」と回答しています。

人権意識が高まることでもたらされる効果について（業種別）

単位：％

	計	人権侵害の防止につながる	従業員 の勤労 意欲が 増進す る	企業の 社会的 イメージが向上し、 信用確保につながる	職場の 活性化 につな がる	企業の 社会的 責任 (CSR)に つな がる	個人が 能力が 発揮さ れ、生 産効率 につな がる	有能な 人材が 集まる	製品や サービス の質の 向上に つな がる	その他	特にな い	無回答
		46	21	16	25	17	14	10	6	1	69	2
全体	151	30.5	13.9	10.6	16.6	11.3	9.3	6.6	4.0	0.7	45.7	1.3
卸売・小売業	16	12.5	18.8	0.0	18.8	6.3	12.5	12.5	0.0	0.0	56.3	0.0
サービス業	16	31.3	0.0	18.8	18.8	6.3	18.8	0.0	6.3	0.0	43.8	0.0
建設業	24	37.5	16.7	0.0	16.7	12.5	16.7	4.2	0.0	0.0	41.7	0.0
医療・福祉	14	28.6	28.6	14.3	28.6	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	42.9	7.1
製造業	57	30.8	13.5	17.3	15.4	23.1	5.8	7.7	7.7	1.9	46.2	0.0
飲食・宿泊業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業	3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0
運輸・通信業	16	31.3	6.3	6.3	12.5	0.0	0.0	6.3	6.3	0.0	43.8	0.0
金融・保険業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気・ガス・水道業	3	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
教育・学習支援業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農林水産業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	4	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0
無回答	4	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3

4. 自由記述

人権に関しての貴事業所のご方針，人権に関する社会情勢についてのお考え，市の人権施策に対するご要望があれば，ご自由にお書きください。

○調査票の自由記述式質問への回答内容の中から，代表的な意見を抜粋して掲載しています。

- ・法人（雇用側）と個人（従業員）との信頼が根付き，健全な維持管理と増進が望まれるような活動が今後望まれると判断。【製造業】
- ・女性がさらに働きやすい環境にするため。行政のバックアップ支援の拡大を望みます。【卸売・小売業】
- ・そもそも「人は皆平等である」という考えであるので，自分（会社）の周囲で「人権」について語る場面はないと思っている。社会情勢について言えば，社会性が足りない高齢者にこそ，人権に関する問題が生じているように感じる。施策もこのあたりがポイントかも。【卸売・小売業】
- ・現在，社員に人権擁護委員として（法務局内）活動している者が在社している。【サービス業】
- ・家族型中心の小規模会社なので，人権に関しては何もないです。【建設業】
- ・少数での事業所なので，該当するものがなく，あまり協力できずに申し訳ありませんが，みんなが住みよい生きやすい環境であることを望みます。【サービス業】
- ・人権意識をさせないほうが，差別は起こらない。【製造業】
- ・人にされたり，人から言われたりした場合，嫌だと思ふことは絶対に他人にしないこと（国籍も宗教も思想も問わずに）が大切だと思います。思いやりかな？【製造業】
- ・支援学校の卒業生も雇用しておりますが，人は人によって伸びもすれば悪くもなる。頭から押さえこむのではなく，助長して社会人として生きられるように日々考えております。【卸売・小売業】
- ・今はグローバルな社会で，人権問題など民主主義の時代でこのような話が問題となるか疑問です【製造業】

- どんな人間でも、国が違う、言葉が違う、年齢や性別、そんなことより、「やる気」があって会社の利益につながる働きをしてくれる、自分の生活向上のために、一生懸命働いてくれる、そういう人材には惜しみなく給料を出したいと思いますし、採用したい。企業は、そういうところに人の権利を主張（人権）を求めているのでは？ 何もしない人には人権はないと思います。【業種 未回答】
- 少人数の会社なので人権など意見を言える立場ですが、罪などあってもこれから一生懸命やりたい生きたい人には協力したいと思っています。

【建設業】

付属資料（調査票）

常総市

人権に関する意識調査報告書

平成 28 年 3 月

常総市 市民生活部 人権推進課